

財政・税制関係資料

財務省主税局

目次

I. 税制総論

(資料①) 平成22年度 一般会計予算の概要……………	4
(資料②) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移……………	5
(資料③) 平成21年度及び平成22年度の一般会計税収……………	6
(資料④) 主要税目の税収の推移（一般会計分）……………	7
(資料⑤) 20か国トロント・サミット宣言（抜粋・仮訳）……………	8
(資料⑥) 諸外国（G7）の財政健全化目標……………	9
(資料⑦) 財政収支の国際比較（対GDP比）……………	10
(資料⑧) 債務残高の国際比較（対GDP比）……………	11
(資料⑨－1）財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）(1)……………	12
(資料⑨－2）財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）(2)……………	13
(資料⑩) 税制調査会の体制……………	14
(資料⑪) 平成22年度税制改正大綱（抄）……………	15
(資料⑫－1）平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定） （税制改革の視点・進め方）……………	16
(資料⑫－2）平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定） （各主要課題の改革の方向性）(1)……………	17
(資料⑫－3）平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定） （各主要課題の改革の方向性）(2)……………	18
(資料⑬－1）税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の要約(1)……………	19
(資料⑬－2）税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の要約(2)……………	20
(資料⑬－3）税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の要約(3)……………	21
(資料⑭－1）＜参考＞ 所得税法等の一部を改正する法律 （平成21年法律第13号）（抄）(1)……………	22
(資料⑭－2）＜参考＞ 所得税法等の一部を改正する法律 （平成21年法律第13号）（抄）(2)……………	23

II. 税制各論

(1) 所得税	
(資料⑮) 平成22年度税制改正大綱（抄）……………	24
(資料⑯) 所得税収の推移……………	25
(資料⑰) 総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得等） の課税ベースのイメージ……………	26
(資料⑱）（参考）給与所得者の所得税額計算のフローチャート……………	27
(資料⑲) 所得税の税率の推移（イメージ図）……………	28

(資料⑳)	個人所得課税（所得税＋個人住民税）の実効税率の推移 （夫婦子２人（専業主婦）の給与所得者）	29
(資料㉑)	個人所得課税の実効税率の国際比較 （夫婦子２人（専業主婦）の給与所得者）（未定稿）	30
(資料㉒)	所得税の限界税率フラット別納税者（又は申告書） 数割合の国際比較（未定稿）	31
(資料㉓)	所得税の税率区分別の納税者数・課税所得・所得税額割合 （推計）の状況（未定稿）	32
(資料㉔)	平成22年度税制改正大綱（抄）	33
(資料㉕－１）	税制を活用した給付措置の国際比較（未定稿）(1).....	34
(資料㉕－２）	税制を活用した給付措置の国際比較（未定稿）(2).....	35
(資料㉕－３）	税制を活用した給付措置等の国際比較（未定稿）(3).....	36
(資料㉖)	金融所得課税の一体化について.....	37

(2) 法人税

(資料㉗)	平成22年度税制改正大綱（抄）	38
(資料㉘)	新成長戦略（抄）（平成22年６月18日 閣議決定）	39
(資料㉙)	新成長戦略実現に向けた３段階への経済対策（抄） ～円高、デフレへの緊急対応～	40
(資料㉚)	法人の内訳（法人数、法人税額及び雇用者数）	41
(資料㉛)	法人税収の推移	42
(資料㉜)	欠損法人割合の推移	43
(資料㉝)	所得金額と繰越欠損金控除額の推移	44
(資料㉞)	外国税額控除と租税特別措置による税額控除の推移	45
(資料㉟)	外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し （平成21年度改正）	46
(資料㊱)	外国子会社合算税制の見直し（平成22年度改正）	47
(資料㊲)	主要国の法人税率（基本税率）の推移（未定稿）	48
(資料㊳)	法人所得課税の実効税率の国際比較	49
(資料㊴)	法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査 （平成18年３月）（未定稿）	50
(資料㊵)	社会保険料事業主負担の国際比較（対国民所得比）（未定稿）	51
(資料㊶)	租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額 （平成22年度ベース）	52
(資料㊷)	租税特別措置法の規定（法人税関係）による減収見込額の内訳 （平成22年度：平年度）	53
(資料㊸)	試験研究費の税額控除額の推移	54
(資料㊹)	租税特別措置法の規定による特例措置の増減収見込額（主なもの）	55

(3) 消費税	
(資料④⑤) 平成22年度税制改正大綱 (抄)	56
(資料④⑥) 主要税目の税収（一般会計分）の推移	57
(資料④⑦) 消費税制度改正の歩み	58
(資料④⑧) 消費税の使途	59
(資料④⑨) 付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較 （未定稿）	60
(資料⑤⑩) 主要国の付加価値税の概要（未定稿）	61
(資料⑤⑪) 諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例	62
(資料⑤⑫) カナダにおける GST クレジットの概要	63
(資料⑤⑬) 『請求書等保存方式』と『インボイス方式』	64
(4) 資産税	
(資料⑤⑭) 平成22年度税制改正大綱 (抄)	65
(資料⑤⑮) 最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移	66
(資料⑤⑯) 最近における相続税の税率構造の推移	67
(資料⑤⑰) 地価公示価格指数と基礎控除（58年＝100）の推移	68
(資料⑤⑱) 家計資産残高の推移	69
(5) 環境関連税制	
(資料⑤⑲) 平成22年度税制改正大綱 (抄)	70
(資料⑥⑩) エネルギー課税の状況	71
(資料⑥⑪) 自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要 （平成22年度予算・地方財政計画額）	72
(資料⑥⑫) 平成22年度改正に向けた環境省の要望の概要	73
(資料⑥⑬) 欧州諸国における環境関連税制の主な変遷（未定稿）	74
(資料⑥⑭) 日本と EU 諸国の CO ₂ 排出量 1 トン当たりのエネルギー課税の 税率の比較（未定稿）	75
(6) 番号制度	
(資料⑥⑮) 平成22年度税制改正大綱 (抄)	76
(資料⑥⑯) 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ	77
(資料⑥⑰) 税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件	78
(資料⑥⑱) 主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）	79
(資料⑥⑲) 主要国における法定資料制度の概要（個人）（未定稿）	80
(資料⑦⑩) 社会保障・税に関わる番号制度 ～3つの視点からの「選択税」～ ＜国民の権利を守るための番号に向けて＞	81

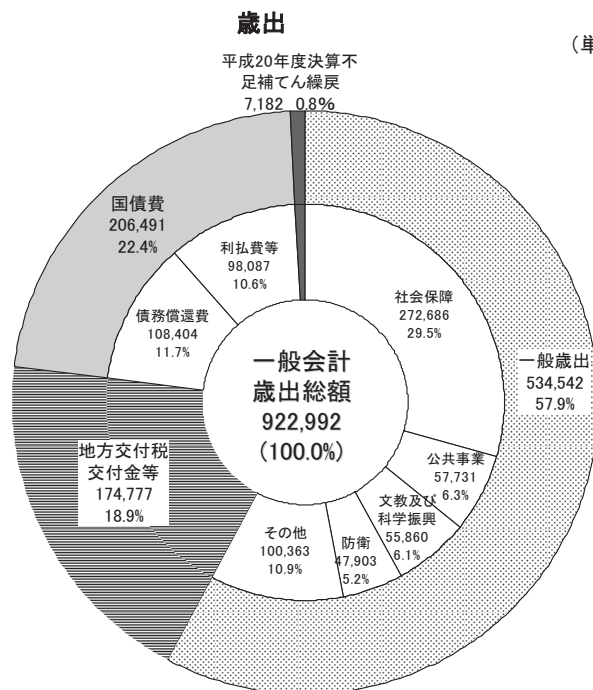
平成22年度 一般会計予算の概要

一般会計歳出

- ・社会保障関係費(27.3兆円)、国債費(20.6兆円)、地方交付税交付金等(17.5兆円)の三大経費で全体の約7割を占める

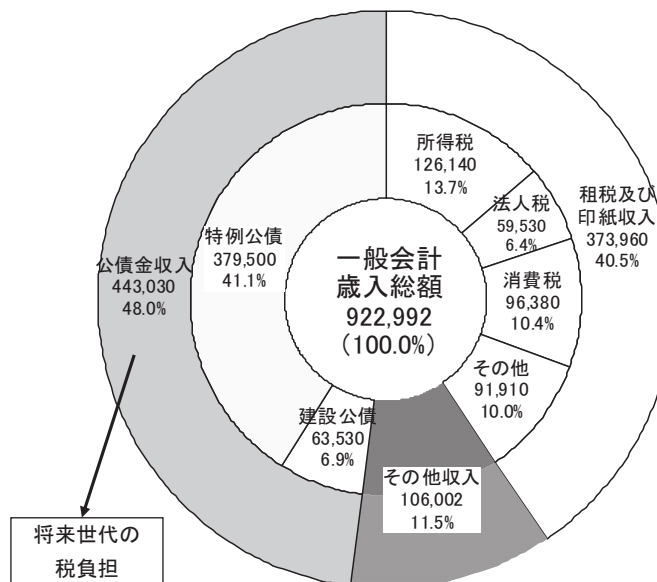
一般会計歳入

- ・租税及び印紙収入は4割程度にとどまる
- ・残りのうち44兆円程度(48.0%)が公債金収入



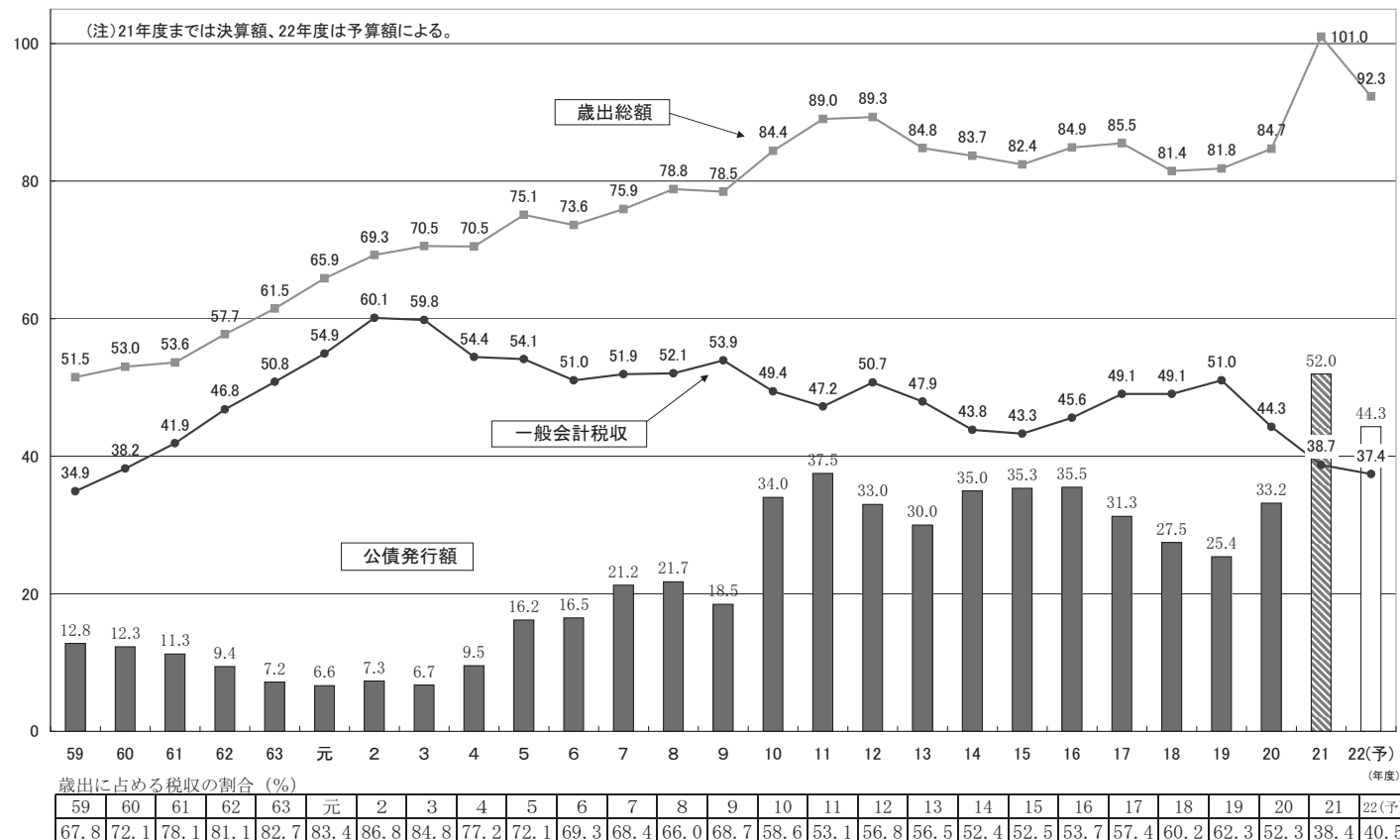
(単位:億円、%)

歳入



一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)

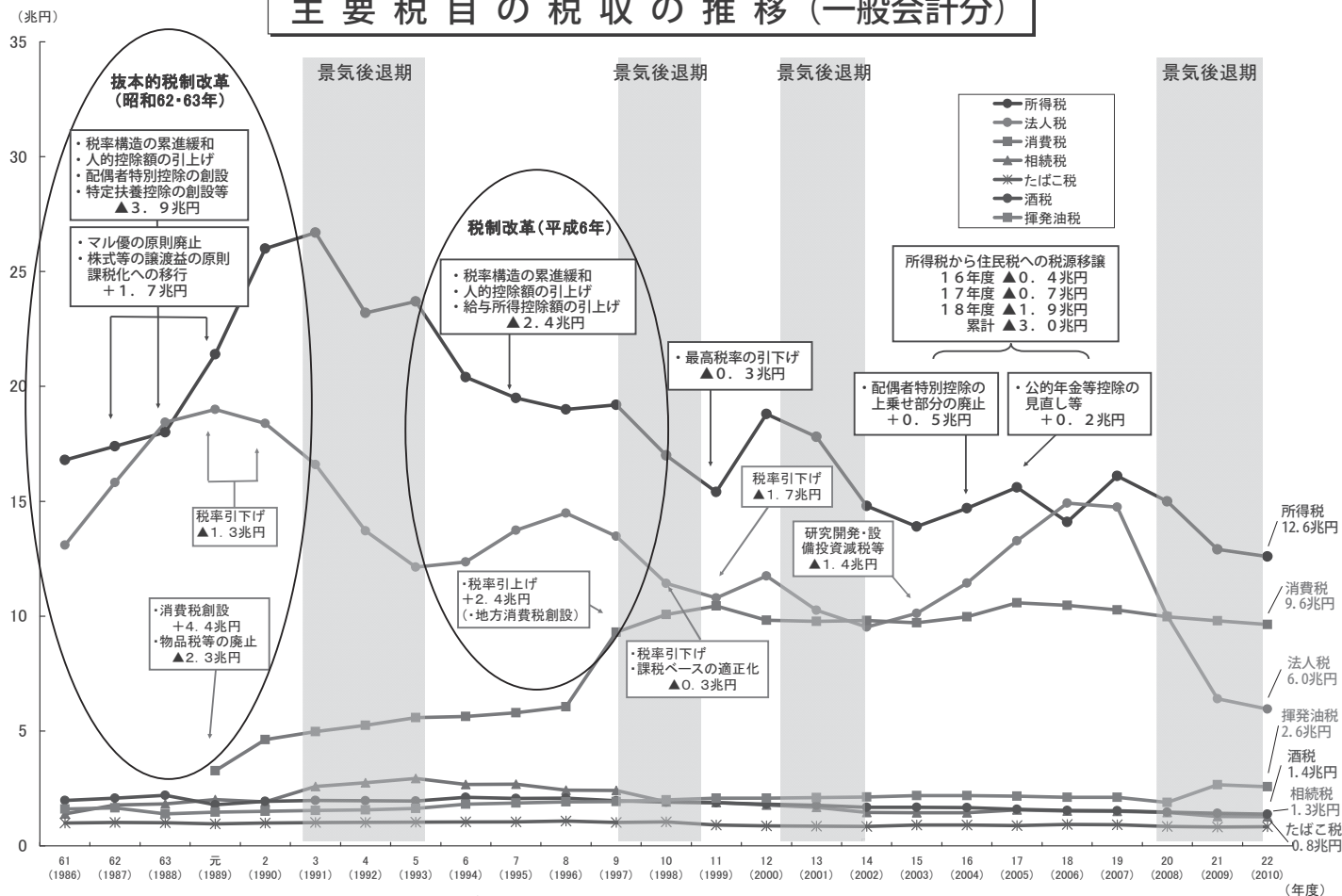


平成21年度及び平成22年度の一般会計税収

	20年度 決算額	21 年 度 予 算			21 年 度 決 算			22 年度 予 算 額
		当 初 予 算 額	補 正 後 予 算 額	補 正 額		対 補 正 増 減	対 当 初 増 減	
	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)
一般会計分計	44.3	46.1	36.9	△ 9.2	38.7	1.9	△ 7.4	37.4
所 得 税	15.0	15.6	12.8	△ 2.8	12.9	0.1	△ 2.7	12.6
法 人 税	10.0	10.5	5.2	△ 5.4	6.4	1.2	△ 4.2	6.0
消 費 税	10.0	10.1	9.4	△ 0.7	9.8	0.4	△ 0.3	9.6
そ の 他	9.3	9.9	9.5	△ 0.3	9.7	0.1	△ 0.2	9.2

(注) 単位未満の端数処理は、それぞれ四捨五入によっている。

主要税目の税収の推移(一般会計分)



(注1) 計数は、21年度までは決算額、22年度は予算額である。また、グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

(注2) 1年限りの措置として、平成6年度に▲3.8兆円、平成7年度に▲1.4兆円、平成8年度に▲1.4兆円、平成10年度に▲2.8兆円の特別減税を実施。

20 か国トロント・サミット宣言(抜粋・仮訳)

[2010 年6月 26-27 日 於:カナダ・トロント]

10. 我々は、回復の持続、雇用の創出、及びより強固で、より持続可能で、より均衡のとれた成長の達成のために協調行動をとることにコミットしている。これらは、各国の状況に即して差別化される。本日我々は以下に合意した。

- ・ 先進国において、財政刺激策を遂行し、今後実施される「成長に配慮した」財政健全化計画を伝達し、それを将来に向けて実施すること。健全な財政は、回復を維持し、新しいショックに対応する柔軟性を提供し、人口の高齢化という課題に対応する能力を確保し、並びに将来の世代に財政赤字及び債務を残すことを回避するために必要不可欠である。調整の経路は、民間需要の回復を持続させるため、注意深く水準調整されなければならない。幾つかの主要国が同時に財政調整を行うことは、回復に悪影響を及ぼすリスクがある。必要な国で健全化が行われないことが、信託を損ない、成長を阻害するリスクがある。このバランスを反映し、先進国は、2013 年までに少なくとも赤字を半減させ、2016 年までに政府債務の対 GDP 比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。財政健全化計画は、信頼に足る、明確に説明され、国の状況に即して差別化され、経済成長を促進する措置に焦点を当てる。
- ・ 幾つかの新興国において、社会セーフティ・ネットを強化し、コーポレート・ガバナンス改革、金融市場の発展、インフラ支出及び為替レートの柔軟性の向上を強化する。
- ・ 我々の成長見通しを増加及び持続させるために、G20 メンバー全体において構造改革を追求する。
- ・ 世界的な需要のリバランスを更に推進する。

金融政策は、物価の安定を達成するために適切なものであり続け、それにより回復に貢献する。

諸外国(G7)の財政健全化目標

	財政健全化目標	財政健全化のペース		債務残高 対GDP比 (2010年)	名目成長率 の見通し (財政収支改善 の時期の平均)
		政府見通し (財政収支 対GDP比)	財政収支改善幅 (年平均)		
アメリカ 	・オバマ大統領の一期目の任期終了(2013年)までに、ブッシュ前政権から引き継いだ財政赤字(約1.3兆ドル、対GDP比9.2%(2009年1月))を半減させる。 【2010年度大統領予算教書、2011年度大統領予算教書】 ・2015年度までに、基礎的財政収支を均衡。(そのための政策提言を行う超党派の財政委員会(Fiscal Commission)を設立) 【2011年度大統領予算教書】	▲9.9%('09) ↓ ▲4.3%('13)	約1.4%/年 (連邦政府ベース)	92.6%	平均3.8%
イギリス 	・2015年度までに、公的部門(一般政府+公的企業)の構造的経常的収支を黒字化 ・2015年度までに、公的部門の純債務残高対GDP比を減少 【2010年度緊急予算】	▲10.1%('10) ↓ ▲1.1%('15)	約1.8%/年 (公的部門ベース)	79.1%	平均5.1%
フランス 	・2013年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とし、2016年までに同収支を均衡させる。【安定化プログラム(2010年2月欧州委提出)】 ※財政赤字解消の期限を定め、各年の予算法及び社会保障財政法を拘束する「財政計画基本法」を制定すること等を内容とする憲法改正を行うことについて検討中。	▲8.2%('10) ↓ ▲3.0%('13)	約1.7%/年 (一般政府ベース)	83.6%	平均3.8%
ドイツ 	・2013年までに一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。 【安定化プログラム(2010年2月欧州委提出)】 ・連邦政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.35%以内に制限(2011年より移行期間とし、2016年より適用)。【憲法改正(2009年7月)】	▲5.5%('10) ↓ ▲3.0%('13)	約0.8%/年 (一般政府ベース)	78.8%	平均2.8%
イタリア 	・2012年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。 【安定化プログラム(2010年1月欧州委提出)】	▲5.0%('10) ↓ ▲2.7%('12)	約1.2%/年 (一般政府ベース)	118.2%	平均3.4%
カナダ 	・中期的に財政収支を均衡させる。 【2010年度予算計画(2010年3月閣議決定)】	▲3.1%('10) ↓ ▲0.1%('14)	約0.8%/年 (連邦政府ベース)	83.3%	平均5.0%

(出典) 「政府見通し(財政収支対GDP比)」「成長率の見通し」: 各国資料、「債務残高対GDP比」: IMF「世界財政調査」、欧州委員会「2010年春の経済見通し」

(参考) ・EUにおいては、過剰財政赤字手続を開始するための基準として、原則として、一般政府の財政赤字対GDP比については3%、債務残高対GDP比については60%を超えないことを定めている。なお、過剰財政赤字手続が開始されると、勧告、警告を経て制裁措置が発動される。
・EUは、欧州理事会の結論文書(2009年12月)において、財政健全化は、遅くとも2011年には開始し、毎年構造的財政赤字の対GDP比0.5%を超える削減に取り組むことを決定。

財政収支の国際比較(対GDP比)

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
日本	▲6.7	▲6.9	▲5.8	▲7.2	▲8.5	▲8.2	▲6.5	▲7.9
米国	▲4.1	▲3.2	▲1.9	▲0.9	▲0.7	▲0.1	▲2.2	▲5.5
英国	▲5.8	▲4.2	▲2.2	▲0.1	0.9	3.7	0.6	▲2.0
ドイツ	▲9.7	▲3.3	▲2.6	▲2.2	▲1.5	1.3	▲2.8	▲3.6
フランス	▲5.5	▲4.0	▲3.3	▲2.6	▲1.8	▲1.5	▲1.6	▲3.2
イタリア	▲7.4	▲7.0	▲2.7	▲3.1	▲1.8	▲0.9	▲3.1	▲3.0
カナダ	▲5.3	▲2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲0.1
ギリシャ	▲9.1	▲6.6	▲5.9	▲3.8	▲3.1	▲3.7	▲4.4	▲4.8

暦年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	▲8.0	▲6.6	▲5.2	▲3.5	▲2.8	▲3.4	▲8.4	▲8.0
米国	▲6.3	▲5.8	▲4.6	▲3.6	▲4.2	▲7.7	▲11.9	▲11.6
英国	▲3.7	▲3.6	▲3.3	▲2.7	▲2.7	▲4.9	▲11.3	▲11.5
ドイツ	▲4.0	▲3.8	▲3.3	▲1.6	0.2	0.0	▲3.3	▲5.4
フランス	▲4.1	▲3.6	▲3.0	▲2.3	▲2.7	▲3.3	▲7.6	▲7.8
イタリア	▲3.5	▲3.6	▲4.4	▲3.3	▲1.5	▲2.7	▲5.2	▲5.2
カナダ	▲0.1	0.9	1.5	1.6	1.6	0.1	▲5.1	▲3.4
ギリシャ	▲5.7	▲7.4	▲5.3	▲3.8	▲5.4	▲7.7	▲13.5	▲8.1

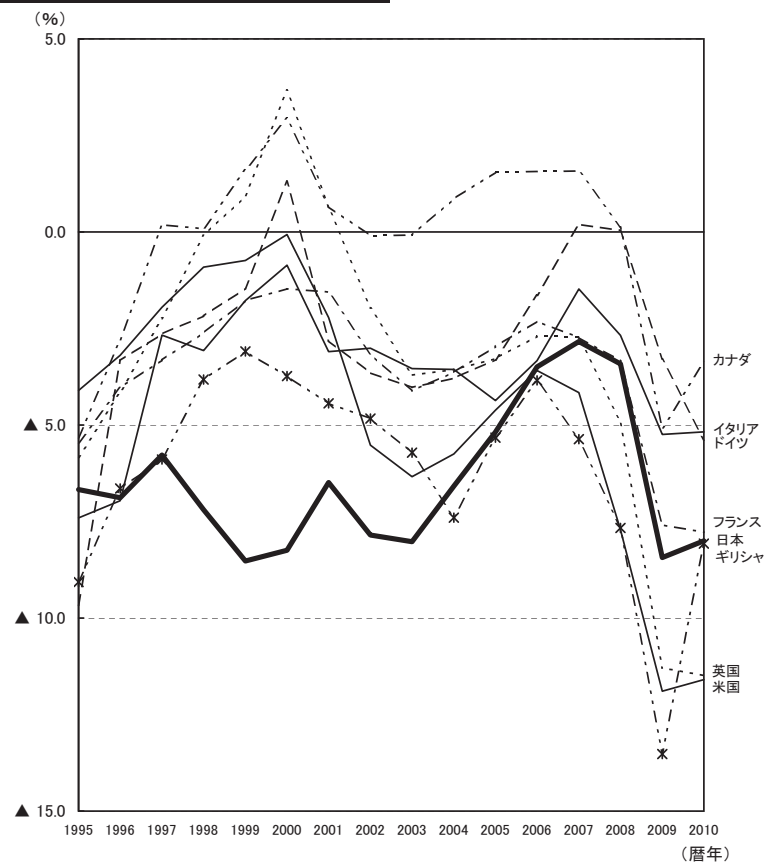
(出典)OECD "Economic Outlook 87" (2010年6月)

※ 数値は一般政府ベース、ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。
仮にこれを含めれば、以下のとおり。

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
日本	▲4.7	▲5.1	▲4.0	▲5.8	▲7.4	▲7.6	▲6.3	▲8.0
米国	▲3.3	▲2.3	▲0.9	0.3	0.7	1.5	▲0.6	▲4.0

暦年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	▲7.9	▲6.2	▲4.8	▲3.4	▲3.0	▲3.8	▲9.0	▲8.8
米国	▲5.0	▲4.4	▲3.3	▲2.2	▲2.8	▲6.5	▲11.0	▲10.7

(注)日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。



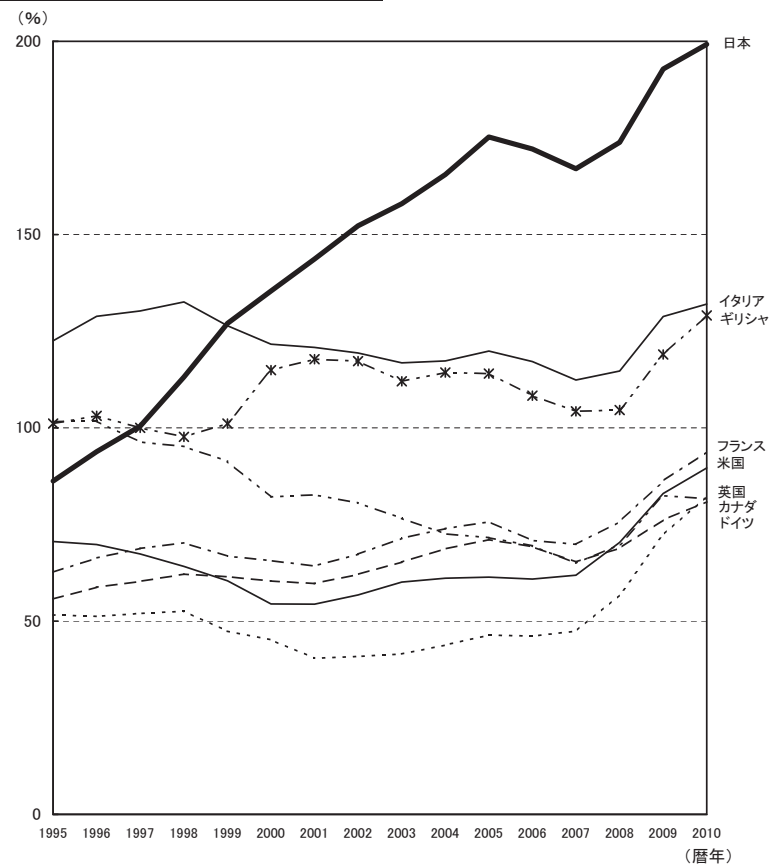
債務残高の国際比較(対GDP比)

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
日本	86.2	93.8	100.5	113.2	127.0	135.4	143.7	152.3
米国	70.6	69.8	67.4	64.1	60.4	54.5	54.4	56.8
英国	51.6	51.2	52.0	52.5	47.4	45.1	40.4	40.8
ドイツ	55.7	58.8	60.3	62.2	61.5	60.4	59.7	62.1
フランス	62.7	66.3	68.8	70.3	66.8	65.6	64.3	67.3
イタリア	122.5	128.9	130.3	132.6	126.4	121.6	120.8	119.4
カナダ	101.6	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.7	80.6
ギリシャ	101.1	103.1	100.0	97.7	101.1	114.9	117.7	117.2

暦年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	158.0	165.5	175.3	172.1	167.0	173.8	192.9	199.2
米国	60.1	61.1	61.4	60.9	61.9	70.4	83.0	89.6
英国	41.5	43.8	46.4	46.1	47.4	56.9	72.3	82.3
ドイツ	65.3	68.7	71.1	69.2	65.3	68.8	76.2	80.9
フランス	71.4	73.9	75.7	70.9	69.9	75.7	86.3	93.8
イタリア	116.8	117.3	119.9	117.1	112.4	114.7	128.8	132.0
カナダ	76.6	72.6	71.6	69.5	65.0	69.7	82.5	81.7
ギリシャ	112.0	114.3	114.0	108.3	104.3	104.6	119.0	129.1

(出典)OECD "Economic Outlook 87" (2010年6月)

※ 数値は一般政府ベース。



財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
① <u>国・地方の基礎的財政収支</u>（プライマリー・バランス） ・ 遅くとも<u>2015 年度までに赤字対GDP比を2010 年度から半減</u> ・ 遅くとも<u>2020 年度までに黒字化</u> ② <u>国の基礎的財政収支</u>：上記と同様の目標 ③ 2021 年度以降も、財政健全化努力を継続	<u>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</u>

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

財政運営の基本ルール

- (1) 財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）
歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。
- (2) 財政赤字縮減ルール
収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。
- (3) 構造的な財政支出に対する財源確保
年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。
- (4) 歳出見直しの基本原則
特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。
- (5) 地方財政の安定的な運営
財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

中期財政フレーム

①国債発行額の抑制	・平成23年度の新規国債発行額について、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。 ・それ以降の新規国債発行額についても、着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。
②歳入面での取組	・個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。
③歳出面での取組 (平成23～25年度)	・平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの)について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規模(歳出の大枠)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。 ・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に22年度と同水準を確保する。 ・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

○中期財政フレームに基づく各年度の予算編成:各閣僚別の概算要求枠を設定し、その範囲内で優先順位をつけて要求する

○中期財政フレームの改訂:毎年半ば頃、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める

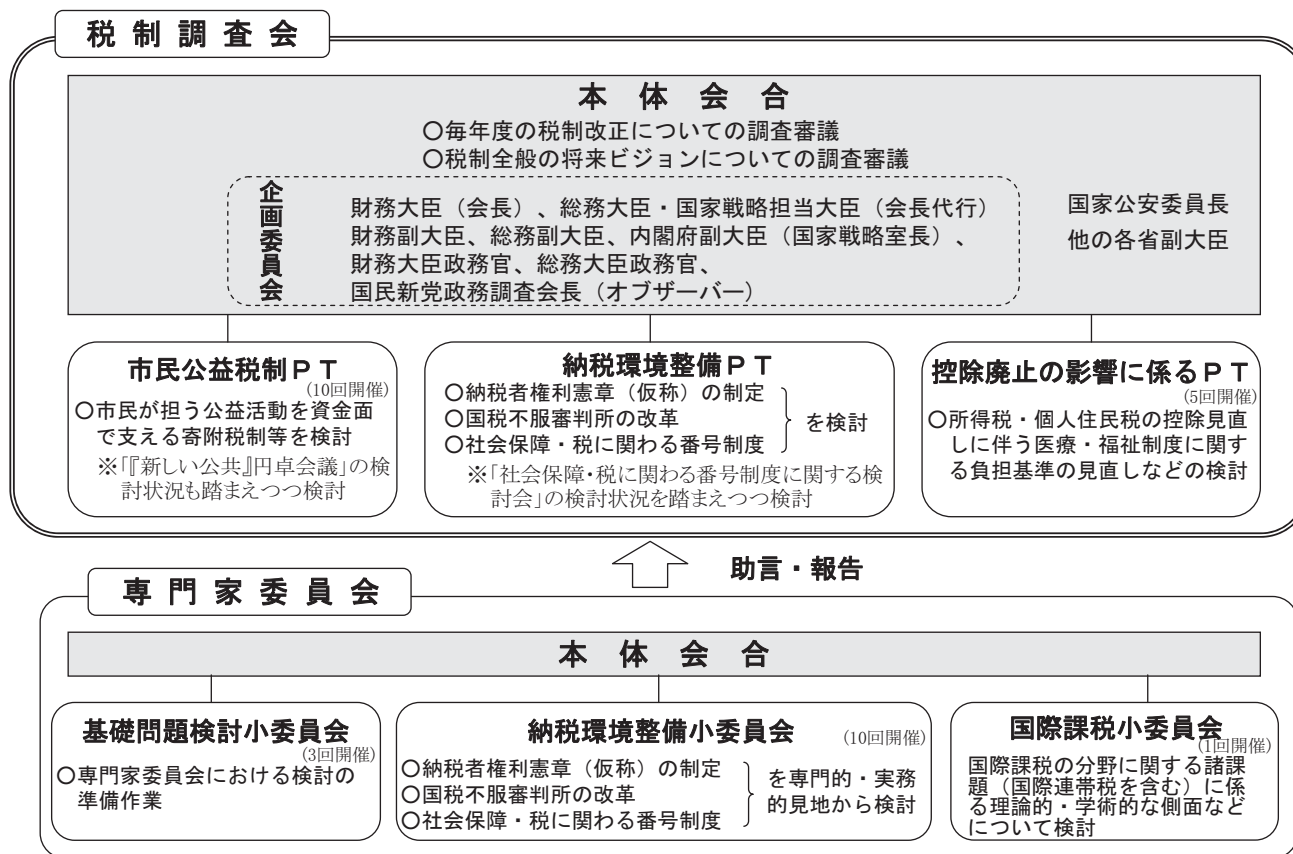
平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」

(単位:兆円)

	歳出の大枠		
	23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費			
【22年度 70.9】	71	71	71
うち 経済危機対応・地域活性化予備費等			
【22年度 1.0】	1.0	1.0	1.0

(注) 平成23年度以降の経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、予算編成過程で検討。

税制調査会の体制



（注）平成22年9月6日時点

平成 22 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 21 年 12 月 22 日
閣 議 決 定〕

第 5 章 今後の進め方

このたびの大綱で、税制調査会は年度税制改正だけでなく、第 1 章では基本的考え方、第 3 章では中長期的な改革の方向性も示しました。

今後、経済財政運営の方針、中長期的な財政健全化の道筋、社会保障制度改革、真の地域主権に向けた国・地方の役割分担や地方消費税も含めた地方税制のあり方、低炭素社会の実現に向けた取組に関する政府全体の検討を踏まえながら、税制の抜本改革を実現していく必要があります。

そのためには、このたびの大綱を踏まえ、さらに議論を深掘りする必要があります。

議論を深掘りするに当たっては、過去の経験からも学ぶ必要があります。その意味で 80 年代以降の内外の税制改革の総括も必要です。

そのため、第 2 章で述べた通り、専門家委員会を近日立ち上げ、税制全般にわたり詳細な検討を進めます。専門家委員会の議論には政治家も加わります。専門家委員会には、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの全体像について助言を求めていることとなりますが、それに当たっては、80 年代以降の世界的潮流の中での内外の税制改革を総括しつつ、検討すべき課題を見出していきたいと考えています。そうした課題の中には、給付付き税額控除の制度設計や国際課税などの実務的・技術的な検討課題もあります。

税制調査会は、専門家委員会のこうした助言を受けながら、内閣官房国家戦略室とも連携しつつ、歳出・歳入一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民の皆様にお示しします。

同時に、国民を代表する政治家が各々国民と議論を交わし、国民の納得を得た上で、工程表に基づき税制の抜本改革を実現します。

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）
（税制改革の視点・進め方）

税制改革の視点

税制全般の抜本改革を進めるに当たっては、以下の5つの視点に特に重点を置く。

1. 納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を常に基本とする
2. 「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にする
3. 税制と社会保障制度の一体的な改革を推進する
4. グローバル化に対応できる税制のあり方を考える
5. 地域主権を確立するための税制を構築する

税制改革の進め方

- 中長期的な改革の方向性は次頁以降のとおり。
→ 平成22年度税制改正はこうした取組の第一歩
- 今後、専門家委員会の助言を受けながら、内閣官房国家戦略室とも連携しつつ、歳出・歳入一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民に提示する。

各主要課題の改革の方向性

○納税環境整備

納税者権利憲章(仮称)の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税共通の番号制度導入、歳入庁の設置等について、税制調査会に設置するPT等において検討を行う。

○個人所得課税

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当への転換等の改革を推進する。

個人住民税については、今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進める。

○法人課税

租税特別措置の抜本的な見直し等により課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していく。

○国際課税

国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、適切な課税・徴収を確保するとともに、企業活動活性化のために税務執行に係るルールを明確化・適正化すべく、必要な方策を検討する。また、租税条約について、ネットワークの迅速な拡充に努める。

○資産課税

格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指す。

○消費税

今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討する。

○個別間接税

「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討を進める。

○市民公益税制(寄附税制など)

「新しい公共」の役割が重要性を増していることに鑑み、市民公益税制に係るPTを設置し、改革に向けた検討を進める。

○地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す。地方消費税の充実など、偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築する。

税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の要約

平成22年6月22日
専門家委員会委員長 神野 直彦

専門家委員会は、税制調査会の要請を踏まえ、「80年代以降の内外の税制改革の総括」のテーマについて、3月から4月にかけて議論を行った。以下は、各委員から出された意見等をもとに、委員長の責任において、議論の概要をまとめたものである。審議の時間が限られていたことから、概括的な議論が一巡した段階であり、各論点について議論を尽くしているわけではないことに留意いただきたい。

1. 80年代以降の内外の主な税制改革とその評価

(1) 海外における80年代以降の主な税制改革について

- 海外の主要先進国においては、
 - ① 欧州では、1970年前後という早い時期より、高齢化の進展などに伴う福祉国家化や財政赤字削減の観点から、所得課税の税収規模を維持しつつ、付加価値税の創設・税率引上げなどによって、財源調達機能（「税収力」）と税・社会保障を通じた再分配機能の維持・強化を図ってきている。
 - ② 他方、アメリカについては、連邦税制において所得課税を中心とした税制が維持されているが、これは欧州諸国と比較して高齢化が進んでおらず、また公的社会保障の比重が相対的に低いことが背景にあると考えられる。また、連邦と州の関係もあり、付加価値税は導入されていない。

(2) 我が国における80年代以降の主な税制改革について

- 我が国の80年代以降の主な税制改革の基本的な考え方は、少子高齢化社会に対応するため、社会共通の費用を広く薄く分かち合うという考え方の下、直接税中心の税体系から、所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系へと変わった。
- ところが、実際には、近年、我が国経済の成長率が長期にわたり低い水準で推移する中で、
 - ① 歳入面では、所得税などの度重なる減税や景気後退などにより税収が減少する一方、
 - ② 歳出面では、急速に高齢化が進んだことにより社会保障支出が一貫して増加し、この両方の構造的な要因により我が国財政は危機的な状況に陥り、現政権に引き継がれた債務残高は主要先進国に例のない水準となっている。フローベースでも、平成22年度予算において、当初予算ベースで戦後初めて税収が公債発行額を下回るなど、我が国の税収力は著しく弱く、財政赤字の大きさは深刻な事態にある。
- 税による再分配機能については低下してきている。他方、税に社会保障も併せた再分配機能は上昇してきているが、これは財政赤字に頼って実現されている面がある。

2. 税制抜本改革を進める上での課題と考え方

(1) 税収力の回復 — 破綻を回避し、安心と活力のある社会を実現するために

- 国民が安心して暮らせる活力のある社会の実現は政府の重要な役割である。そして、租税とは、「支え合う社会」を実現するために必要な費用を国民が分かち合うものである。
- 現在の危機的な財政状況を放置すれば、欧州の一部で生じているようなマーケットを通じた国債の信認低下や金利の急激な上昇を招き、財政がさらに悪化して政策の自由度が制限されるだけでなく、社会保障をはじめとする公共サービスの実施が不可能になるという最悪のシナリオも想定しうる。また、金利の上昇が個人・企業の債務負担の増加や民間設備投資への悪影響をもたらす懸念もある。そして、これらを通じて国民生活や経済全般に重大な影響が及ぶおそれがある。さらに、財政赤字は将来世代への負担先送りを意味し、世代間の不公平が拡大する原因ともなる。
- 前政権から引き継がれたこうした負の遺産の解決を図り、国民が安心して暮らせる活力のある社会を実現するためには、政権交代を機に、現政権において、無駄の削減などの歳出の見直しと併せ、税収力を回復することが急務となっている。そのためには、実際に相当程度の増収に結びつくよう、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等の税制全般にわたる税制の抜本的な改革を行って、「支え合う社会」の実現に必要な費用を国民の間で広く分かち合う必要がある。

(2) 再分配機能の回復

- 国民が安心して暮らせる社会を実現するためには、格差の拡大とその固定化を食い止めることが重要な課題であり、社会保障制度と併せて、税制の再分配機能の回復を図ることが重要な課題である。
- このため、所得や資産に対する課税において、累進構造を回復させる改革を行って、税制の再分配機能を取り戻す必要がある。
- なお、給付を含めた税財政の再分配機能を真に発揮させるためには、税収力の回復を同時に図ることが必要である。それを怠り、再分配を財政赤字を増やす形で行えば、現在の世代と将来世代との間の不公平感・格差の拡大につながるおそれがある。

(3) 将来の人口構造と社会保障制度の安定的な財源確保

- 支え合う社会を実現するに当たり、税制による再分配には自ずと限界があり、社会保障制度を通じた再分配の役割が重要である。したがって、それを支える安定的な財源を確保するための税制改革が急務である。
- 高齢者の急増、勤労世代の減少という将来の見通しを踏まえると、勤労世代に偏って負担を求めるのは困難であり、社会で広く分かち合う消費税は重要な税目であると考えられる。

(4) 経済成長と税制

- 経済成長と国民負担率の関係については、先進国の傾向を見てみると、近年において、経済成長率が高い国の中には、国民負担率が低い国もあれば高い国もある。

- 我が国については、税収力を回復し、持続可能な財政・社会保障制度の構築やセーフティネットの充実を図ることによって、国民の将来不安が解消され、家計が消費を増やすといったプラスの効果が期待される。セーフティネットの確立、経済活性化、財政健全化は一体の関係にあり、税制抜本改革の実施により、「強い社会保障」を「強い財政」で支え、「強い経済」を目指すという好循環を促す必要がある。
- 経済のグローバル化との関係では、近年の新興市場国の台頭等を背景に、税制を国際競争力の観点からさらに議論すべきとの意見と、税負担と国際競争力とを安易に結びつけて議論すべきでないとの意見の両論があった。また、法人税率の引下げを行う場合、課税ベースの拡大と併せて実施すべきである。

(5) 地域主権を確立するための税制

- 国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すことが必要である。
- 社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

(6) 納税者の納得・理解

- 税制抜本改革を進める上では、納税者の納得・理解が重要であり、税制の公平感の再構築や課税逃れ防止、所得の正確な捕捉等が必要である。
- 格差の是正、公正性の追求という観点から、所得の高い者に対しより負担を求めるというメッセージを出すことは重要である。
- 消費税の使途について、社会保障と関連付けて理解を求めることが重要である。

(7) 全体として整合性のある税制抜本改革

- 税収力の回復と社会保障の安定財源確保、税の再分配機能の回復及び地域主権の確立のための税制の構築を図り、セーフティネットの確立、経済活性化、財政健全化の好循環を促すためには、納税者の納得や理解を得て、全体として整合性のある税制の抜本的な改革を考える必要がある。
- そのためには、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等の税制全般を見直す必要がある。
- 特に、高齢化が進み人口構造が変わる中で消費税を重視する方向で国民により幅広く負担を求める必要がある一方、再分配等の観点から累進性のある所得税に一定の役割を担わせる必要があり、税体系上、両者は車の両輪としてそれぞれの役割を担うべきである。
- 納税者の納得や理解を得るためには、税制をどう改革するのかを、スケジュールとともに国民に明示すべきである。

〈参考〉 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第 104 条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成 20 年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010 年代（平成 22 年から平成 31 年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第 1 項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

- 二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。
- 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
- 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。
- 五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
- 六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。
- 七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
- 八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

平成22年度税制改正大綱（抄）

〔平成21年12月22日
閣議決定〕

第3章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

② 現状と課題

所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます。

その原因としては、第一に、所得控除が相対的に高所得者に有利なこと、第二に、分離課税している金融所得などに軽課していることなどが挙げられます。

格差が拡大する中、所得税には所得再分配機能の発揮が求められています。特に、中間層が低所得層へと落ちていく下への格差拡大を食い止めることは喫緊の課題です。

累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります。

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

所得税収の推移

【抜本的税制改革】

▲ 3.9兆円（税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ（基礎控除、配偶者控除、扶養控除：33万円→35万円）、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設（45万円））等

+ 1.7兆円（マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行）

【税制改革】

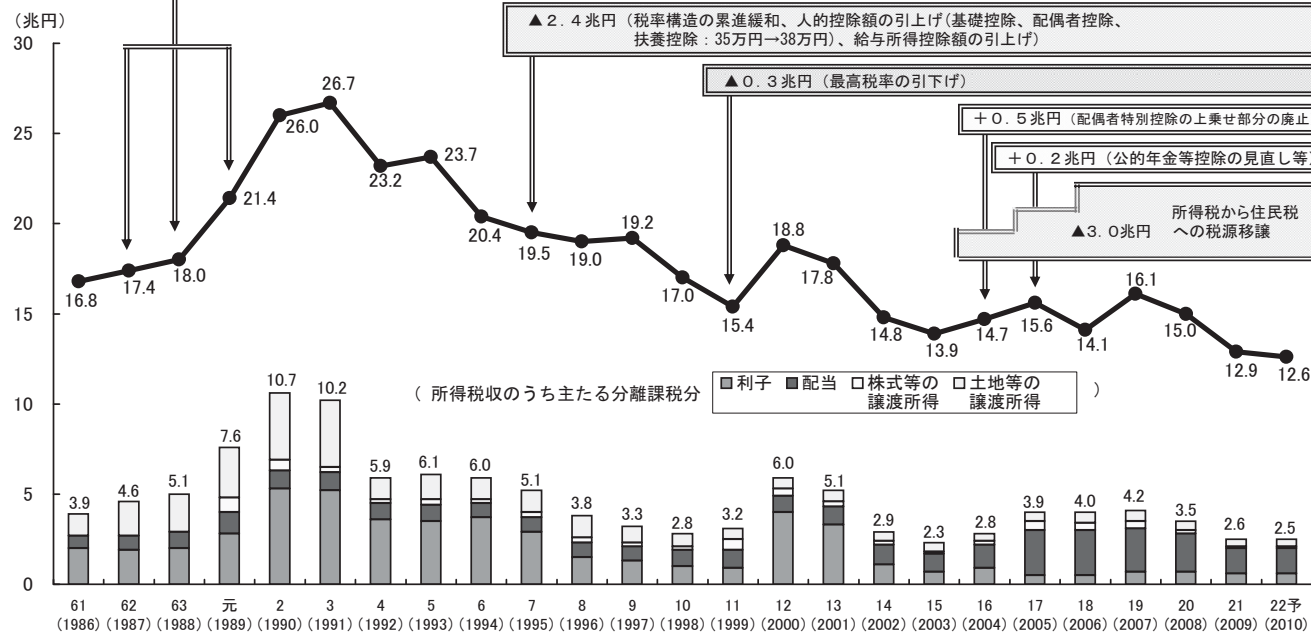
▲ 2.4兆円（税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ（基礎控除、配偶者控除、扶養控除：35万円→38万円）、給与所得控除額の引上げ）

▲ 0.3兆円（最高税率の引下げ）

+ 0.5兆円（配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止）

+ 0.2兆円（公的年金等控除の見直し等）

所得税から住民税
への税源移譲
▲ 3.0兆円



(注1) 所得税収は、21年度以前は決算額、22年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。

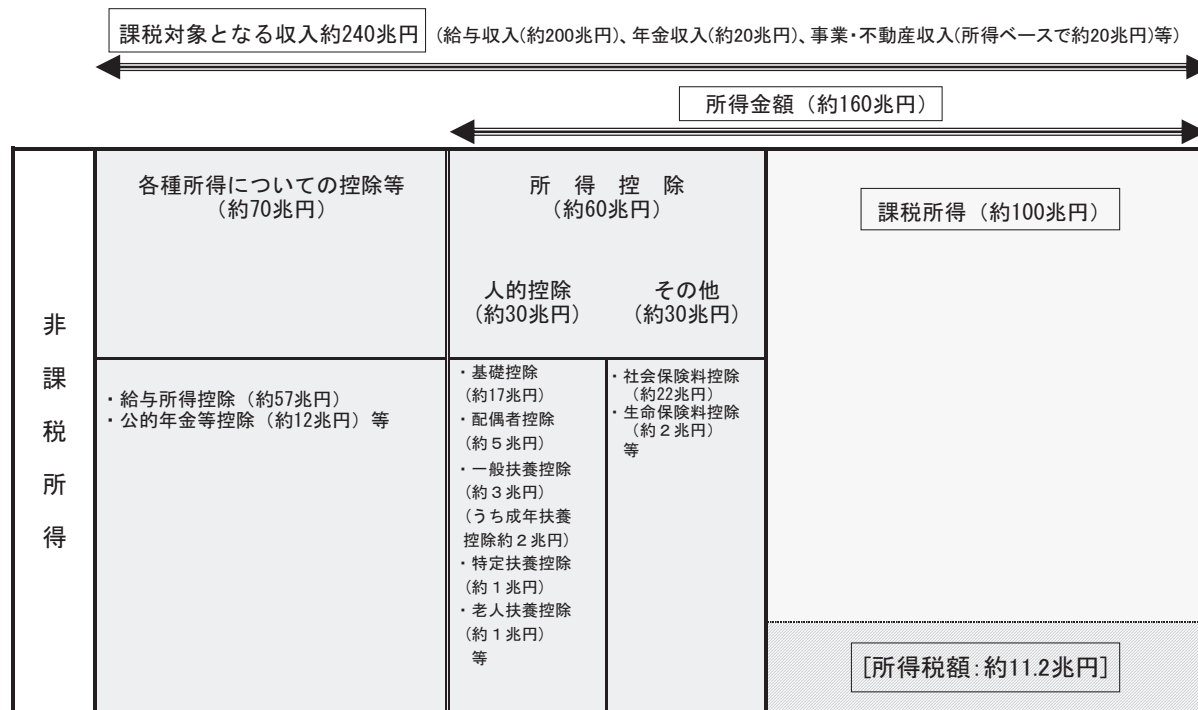
(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計（20年度は推計値）。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である（63年度以前及び20年度は推計値）。

総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得 等）の課税ベースのイメージ

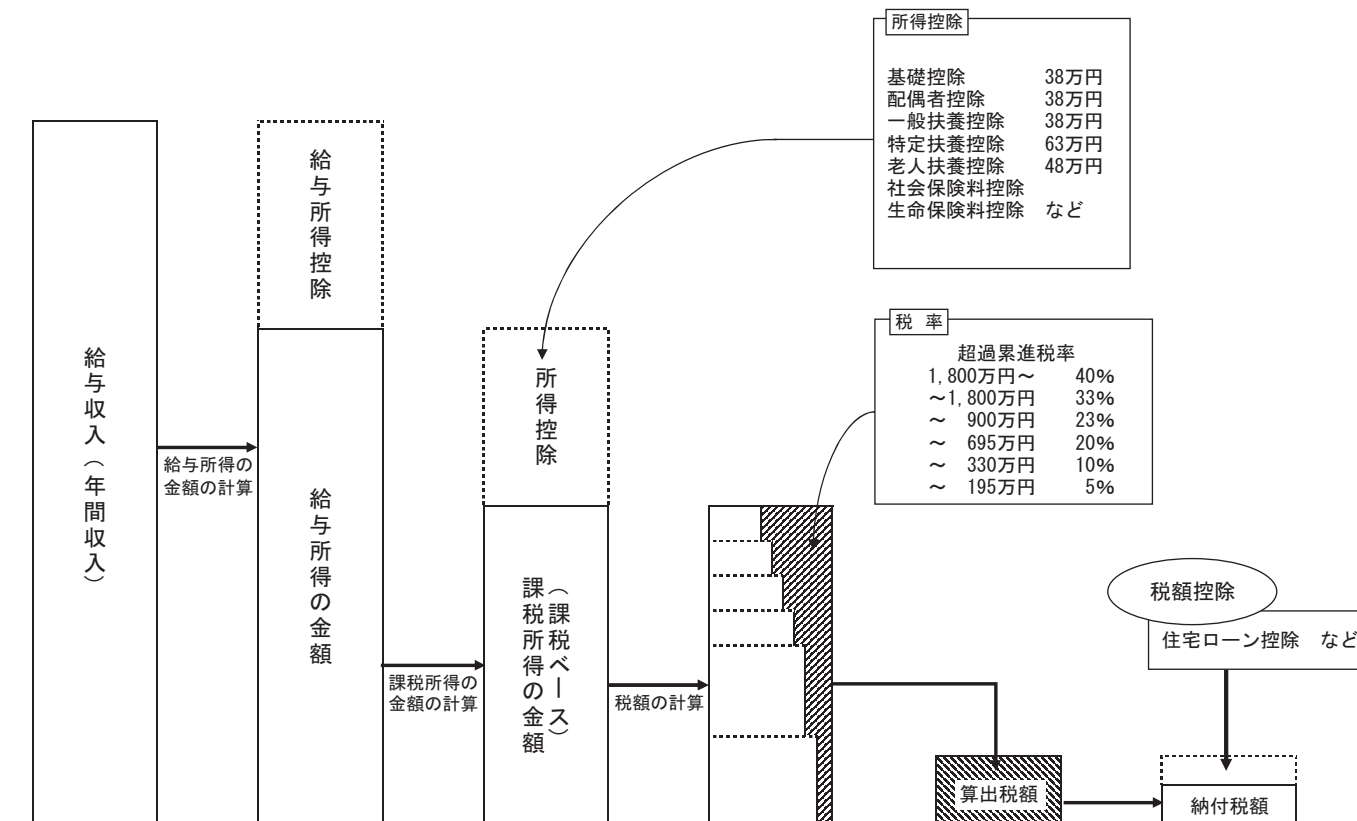
- 現在課税対象となる収入は約240兆円、課税所得は約100兆円。
- 課税所得約100兆円に対して所得税額は約11.2兆円。
- ⇒ 現在の税率を前提にすれば、約10兆円の控除縮減で増収額は約1.1兆円。



(注1) 22年度予算ベース等。ただし、年少扶養控除廃止、特定扶養控除縮減を加味。
 (注2) 上記計数は納税者に係るものである。

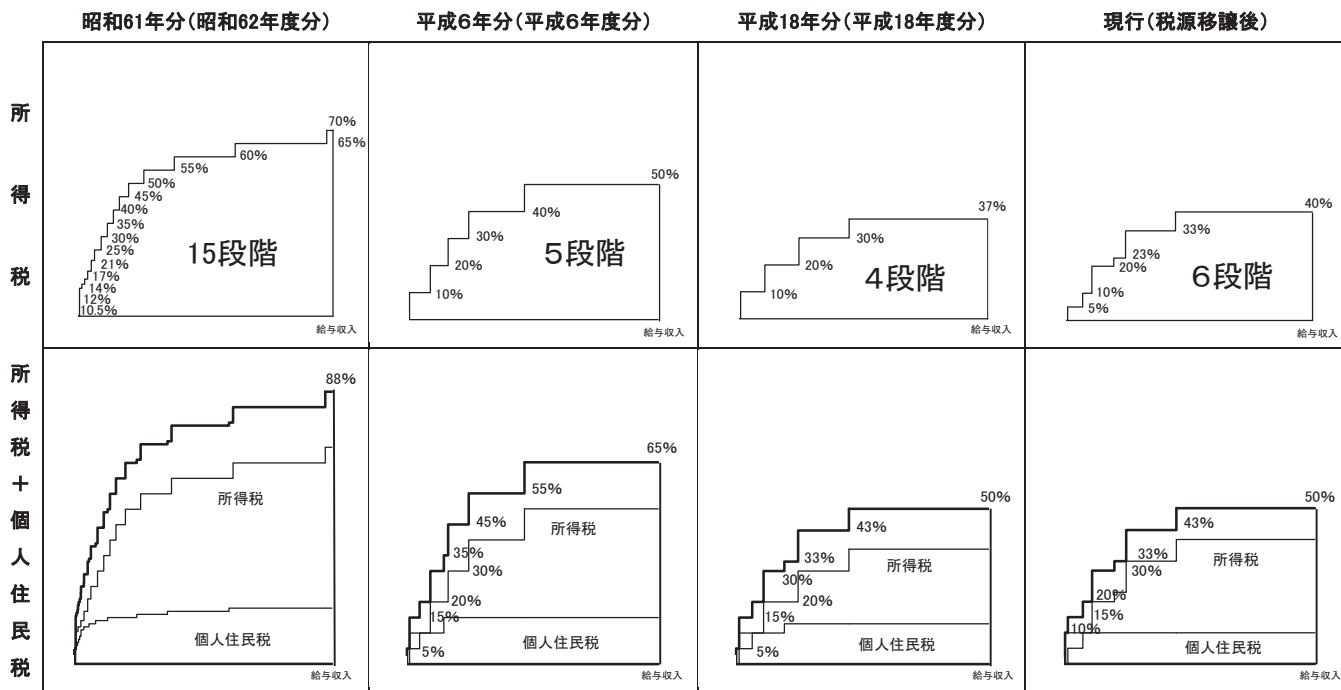
⇒ [上記の所得税額に対し、約0.8兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用(22年度予算ベース)。

(参考)給与所得者の所得税額計算のフローチャート



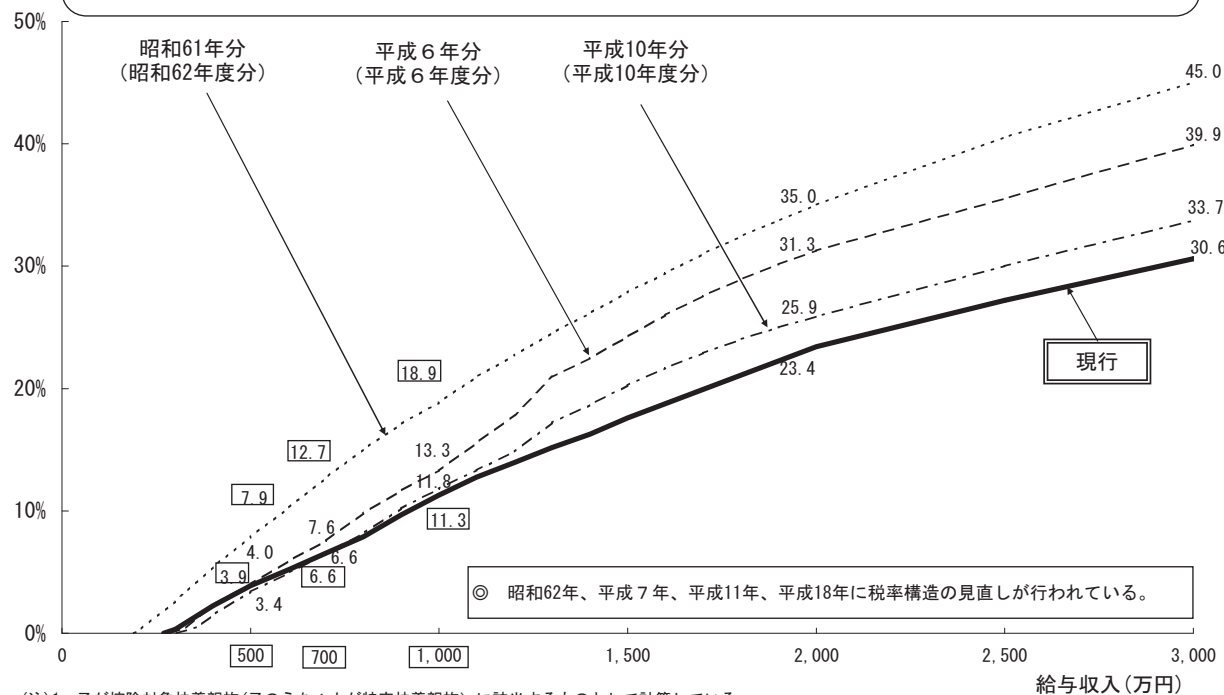
所得税の税率の推移(イメージ図)

- 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。
- 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。



個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現 行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 7.9% → 3.9%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 12.7% → 6.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 18.9% → 11.3%

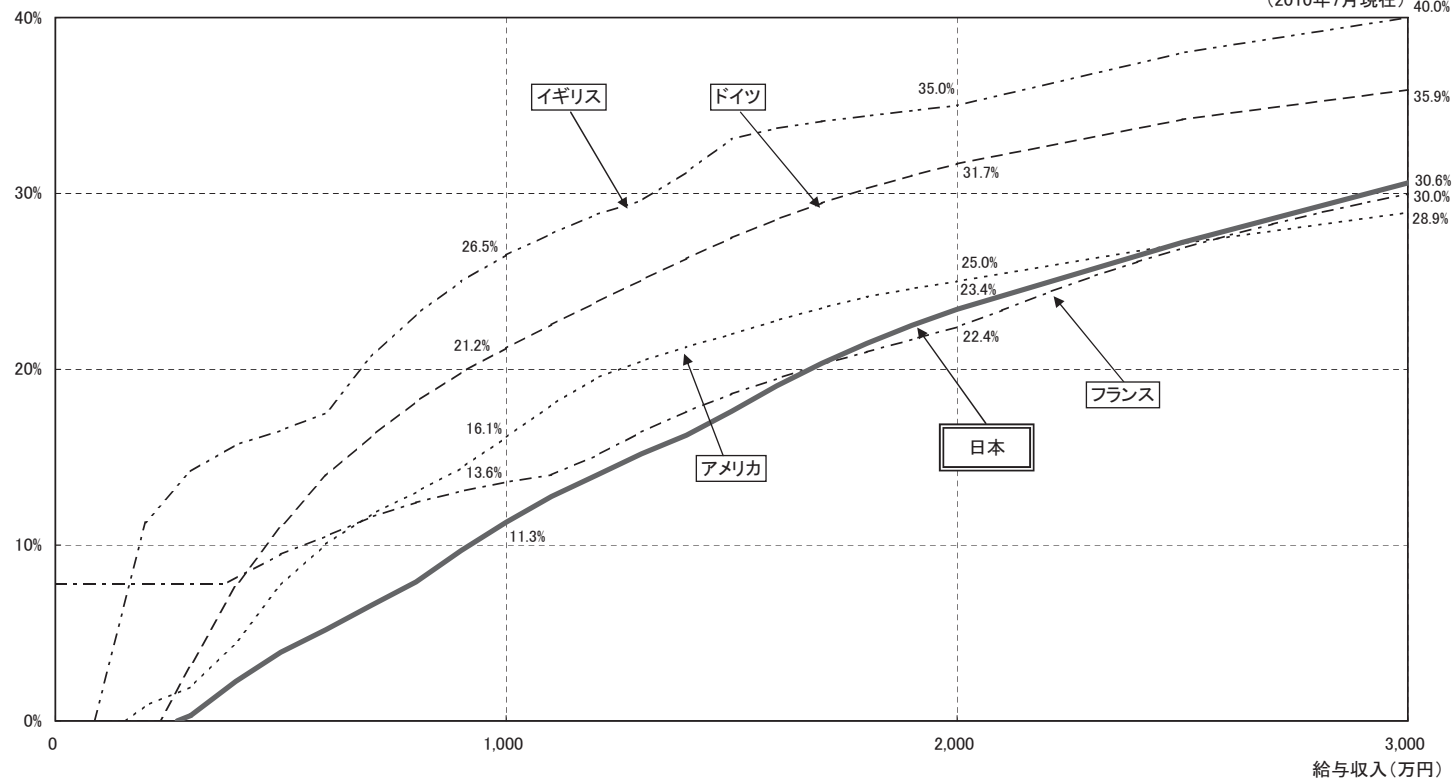


- (注) 1. 子が控除対象扶養親族(子のうち1人が特定扶養親族)に該当するものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

未定稿

(2010年7月現在)



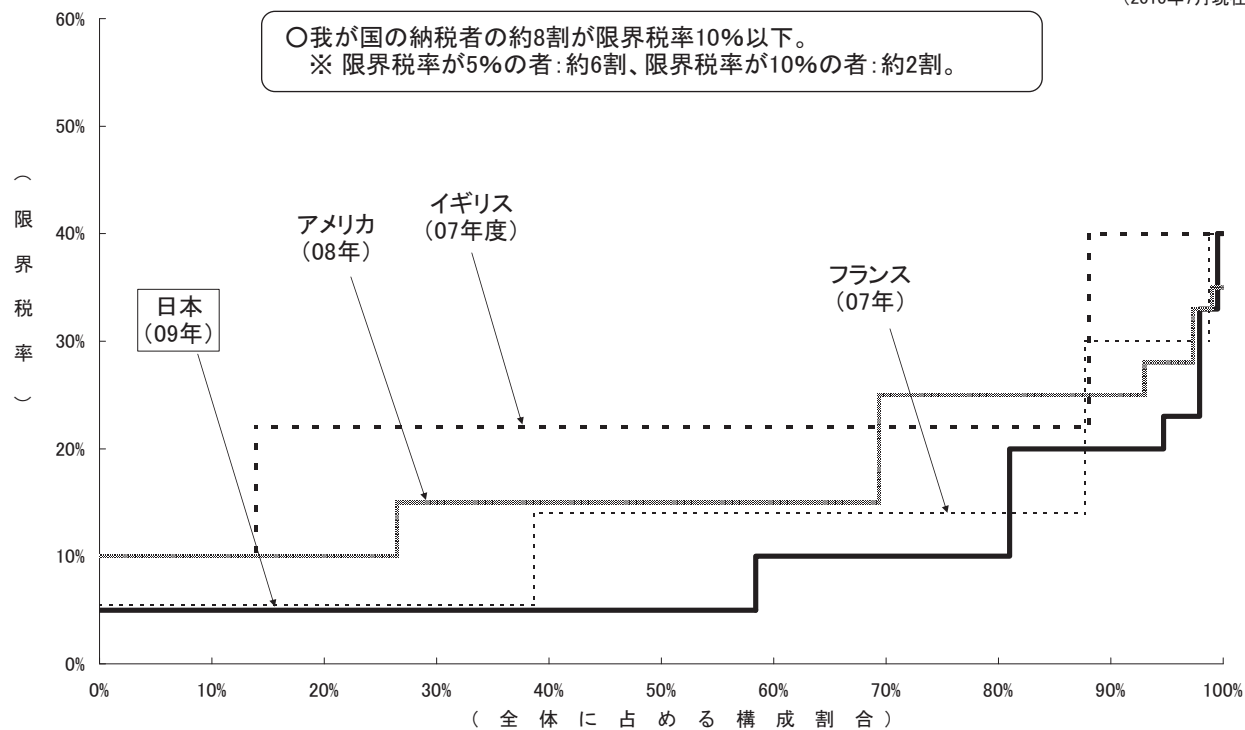
(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて運減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本は子が控除対象扶養親族(子のうち1人が特定扶養親族)に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=92円、1ポンド=134円、1ユーロ=115円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成22年(2010年)5月中における実勢相場の平均値)。
 6. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿

(2010年7月現在)



(注) 1. 日本のデータは、平成21年度予算ベースを基に推計したものである。

2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。

3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。

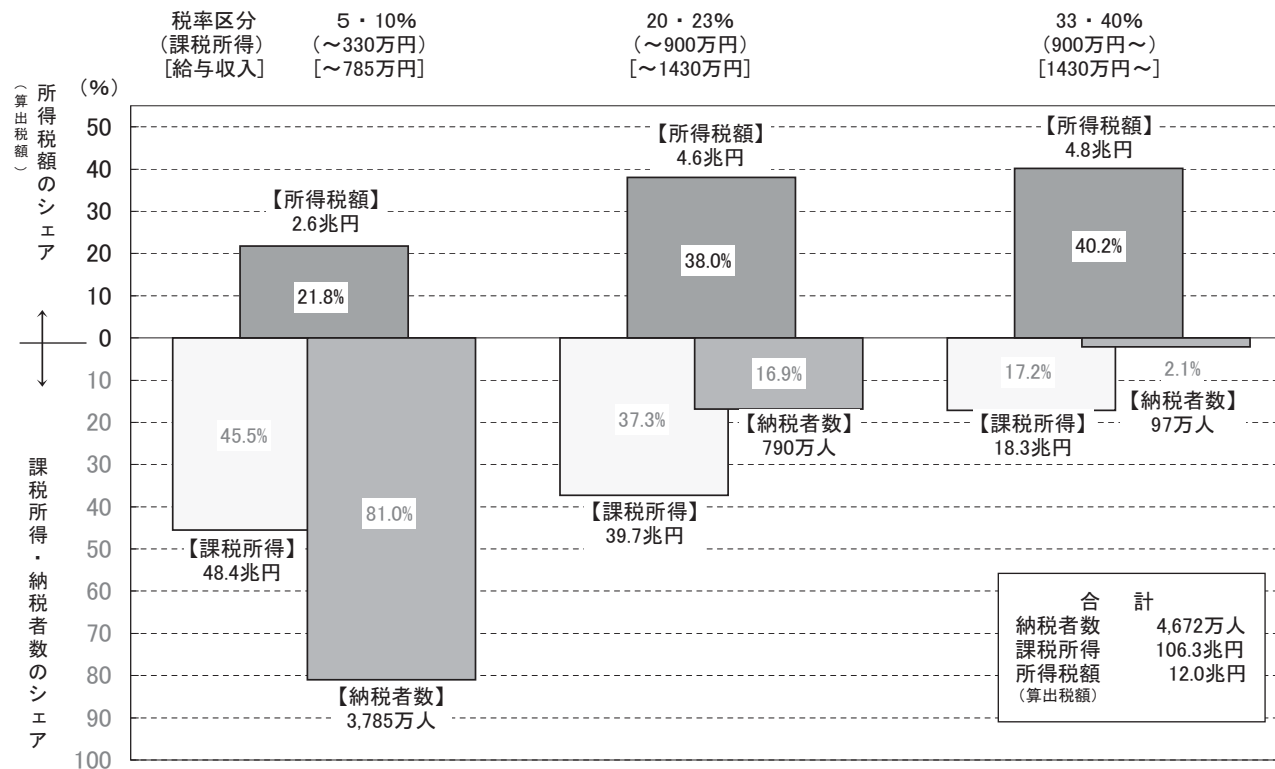
このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

4. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。

5. 各国の税率構造について、日本は6段階(5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階(10・22・40%)、フランスは4段階(5.5・14・30・40%)である。なお、イギリスは2010年現在3段階(20・40・50%)となっている。

所得税の税率区分別の納税者数・課税所得・所得税額割合(推計)の状況

未定稿



- (注) 1. 各計数は、平成21年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない)。
 2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～785万円」、②「～1,430万円」、③「1,430万円～」となる。

平成 22 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 21 年 12 月 22 日
閣 議 決 定〕

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっています。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからです。

例えば、0 歳から 15 歳までの子どもを対象とする扶養控除は子育て支援の機能を有していますが、同じ 38 万円の所得控除を適用した場合、高所得者が 10 万円を超える減税になるのに対して、低所得者では 2 万円の減税にもなりません。

所得控除を一律の税額控除に変えれば、限界税率の低い低所得者ほど所得比で見た負担軽減効果が大きい仕組みになります。

手当は相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて現金給付を行うものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができます。

(略)

さらに、所得再分配機能を高めていくために、「給付付き税額控除」の導入も考えられます。これは税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付するといった制度です。給付とほぼ同じ効果を有する税額控除を基本とすることから、手当と同様に、相対的に低所得者に有利な制度です。

給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

以上で述べた税額控除・給付付き税額控除と手当などの社会保障政策のベストミックスで「支え合う」社会を構築していきます。

(略)

税制を活用した給付措置の国際比較(未定稿)

(2010年7月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス
制度名	勤労所得税額控除	児童税額控除	就労税額控除	児童税額控除	児童手当	雇用のための手当
制度導入年	1975年	1998年	2003年	2003年	1996年	2001年
導入の目的	○低所得者に対する社会保障税の負担軽減 ○就労・勤労意欲の向上	○子供を養育する家庭(特に中所得世帯)の負担軽減	○低所得者に対する支援 ○就労・勤労意欲の向上	○子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援	○最低限必要な生計費の保障	○雇用の創出・継続の支援
対象者(適用要件)	○低所得勤労者(投資所得が3,100ドル(約28.5万円)を超える者は対象外)	○17歳未満の子供を養育する中所得者(所得が一定額以下の者については対象外)	○16歳以上で、週16時間以上就労し、子供を養育する者 ○25歳以上で、週30時間以上就労している者等	○原則16歳未満の子供を養育する者	○原則18歳未満の子供を養育する者	○低所得勤労者
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)		全額給付 (税額から控除せず)		全額給付 (税額から控除せず)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
執行機関	内国歳入庁		歳入関税庁		家族金庫(注)	公共財政総局
給付額(控除税額)	○夫婦2人の場合、勤労所得の40%(上限5,036ドル(約46.3万円)) ○所得が一定額を超えると減額	○子供1人当たり原則1,000ドル(9.2万円) ○所得が一定額を超えると減額	○夫婦2人の場合、最大4,600ポンド(約61.6万円) ○世帯収入が一定額を超えると減額 給付額の減額措置は、就労税額控除及び児童税額控除を一体で計算	○夫婦2人の場合、最大5,145ポンド(約68.9万円)	○子供1人当たり2,208ユーロ(約25.4万円) ※児童控除(所得控除)と比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用 (中低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)	○夫婦2人の場合、勤労所得の7.7%に155ユーロ(約1.8万円)を加えた額(上限1,116ユーロ(約12.8万円)) ○勤労所得が一定額を超えると減額

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル＝92円、1ポンド＝134円、1ユーロ＝115円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成22年(2010年)5月中における実勢相場の平均値)。

(注) 家族金庫とは、連邦雇用庁の出先機関であるが、上記児童手当の執行に際しては、連邦中央税務庁の指揮・監督下にある。

税制を活用した給付措置の国際比較(未定稿)

(2010年7月現在)

	カナダ			韓国
制度名	GST クレジット	児童手当	就労所得手当	勤労所得税額控除
制度導入年	1991 年	1993 年	2007 年	2008 年
導入の目的	○ 低・中所得者世帯の付加価値税負担の軽減	○ 子供の貧困の解決 ○ 子供を養育する家庭の負担軽減	○ 就労・勤労意欲の向上	○ 就労・勤労意欲の向上
対象者 (適用要件)	○ 低・中所得者	○ 18 歳未満の子供を養育する者	○ 低所得勤労者	○ 原則18歳未満の子供を養育する低所得勤労者(資産の総額が1億ウォン(783.8万円)以上の者、5,000万ウォン(391.9万円)以上の住宅を保有している者、もしくは、住宅を2軒以上保有している者については対象外)
給付の仕組み	全額給付 (税額から控除せず)		税額から控除(注) (控除しきれない額を給付)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
執行機関	歳入庁			国税庁
控除税額 (給付額)	○ 夫婦子2人の場合、762 C\$(約6.7万円) ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦子2人の場合、6,632 C\$(約58.4万円) ○ 所得が一定額を超えると減額	○ 夫婦子2人の場合、勤労所得のうち3,000 C\$(26.4万円)を超過した分の25%(上限1,680 C\$(約14.7万円)) ○ 勤労所得が一定額を超えると減額	○ 勤労所得の15%(上限120万ウォン(約9.4万円)) ○ 勤労所得が一定額を超えると減額

(注) 翌年に認められることが見込まれる受益額の一定部分については、所得税額に関わらず事前に給付を受けられる。

(備考) 邦貨換算レートは、1カナダドル(C\$)=88円、100ウォン=7,838円(裁定外国為替相場:平成22年(2010年)5月中における実勢相場の平均値)。

税制を活用した給付措置等の国際比較(未定稿)

(2010年7月現在)

	オランダ				スウェーデン
制度名	基礎税額控除	勤労税額控除	所得依存複合税額控除	勤労高齢者税額控除	就労税額控除
制度導入年	2001年		2009年	2009年	2007年
導入の目的	○ 就労・勤労促進		○ 税体系の簡素化 ^(注1)	○ 高齢者の就労・勤労促進	○ 就労・勤労促進
対象者 (適用要件)	全納税義務者	全ての給与収入者及び自営業者	以下の要件をすべて満たす片親、もしくは夫婦のうち所得の低い配偶者 ○ 勤労所得額が4,706ユーロ(約54.1万円)超の給与収入者及び一定の自営業者 ○ 家庭で12歳以下の児童を扶養すること	勤労所得のある62歳以上の者 ※ 9,041ユーロ(約104万円)超55,831ユーロ(約642.1万円)までの勤労所得が対象	全ての給与収入者及び自営業者
給付の仕組み	算出税額(社会保険料を含む)から上記合計額を控除(原則、給付は行われない)				算出税額と社会保険料の総額から控除(給付は行われない)
執行機関	租税関税総局				国税庁
控除税額 (給付額)	○ 一人当たり最大1,987ユーロ(約22.9万円)の税額控除 ○ 夫婦の場合で、一方が一定以上の所得を有しており、かつ、他方が税額控除を使い切らない場合は、上記に加え最大1,722ユーロ(約19.8万円)の支払い ^(注2)	○ 一人当たり最大1,489ユーロ(約17.1万円) ^(注3) ○ 勤労所得が一定額を超えると減額 ^(注3)	○ 最大1,859ユーロ(約21.4万円) ○ 勤労所得が33,232ユーロ(約382.2万円)を超えると上記の額	○ 62歳の場合、所得の5%(上限2,340ユーロ(約26.9万円)) ○ 63歳の場合、所得の7%(上限3,276ユーロ(約37.7万円)) ○ 64歳の場合、所得の10%(上限4,679ユーロ(約53.8万円)) ○ 65歳及び66歳の場合、所得の2%(上限936ユーロ(約10.8万円)) ○ 67歳以上の場合、所得の1%(上限468ユーロ(約5.4万円))	○ 年齢と勤労所得額に応じて決定する特別額から基礎控除額を引いたものに、地方税率を乗じた額 ○ 最大約2.1万スウェーデン・クローネ(約25.3万円)

(注1) オランダでは、2009年1月より、従来、就労・勤労促進目的で導入されていた複合税額控除及び就労・勤労促進及び購買力の強化の目的で導入されていた追加複合税額控除が所得依存複合税額控除へ統廃合された。

(注2) オランダにおける還付(給付)可能な基礎税額控除の金額は、2009年より15年をかけ、原則、毎年6.67%の割合で消滅することが決定されている。

(注3) オランダにおける勤労税額控除は、所得及び年齢に応じて控除額が決定される。表中の数値は、一定以下の所得を有する57歳未満の者の場合を示している。

(参考) 上記の記述は、特に明記されていない場合、65歳未満の者に対する記述である。なお、オランダにおける所得税の最低税率は33.45%(65歳未満の場合)、スウェーデンにおける所得税の最低税率は31.56%(2010年の地方税率平均値)である。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ＝115円、1スウェーデン・クローネ＝12円(裁定外国為替相場：平成22年(2010年)5月中における実勢相場の平均値)。

金融所得課税の一体化について

○ 平成22年度税制改正大綱(抄) (平成21年12月22日 閣議決定)

第3章 各主要課題の改革の方向性 2. 個人所得課税 (1) 所得税 ③ 改革の方向性

本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

第4章 平成22年度税制改正

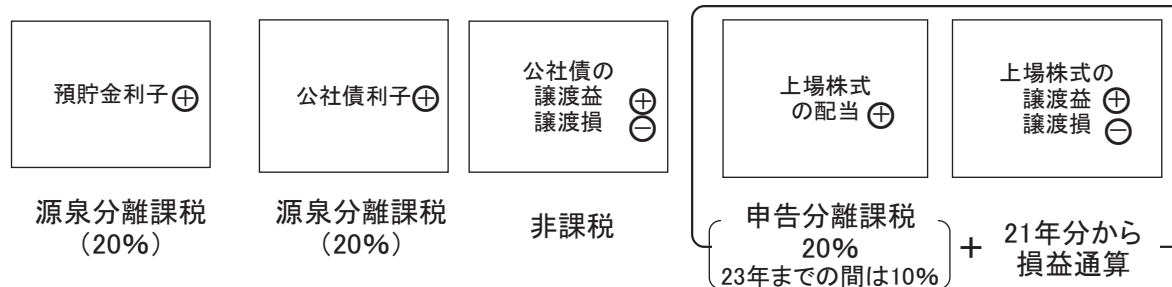
2. 個人所得課税 (2) 金融証券税制

① 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

11. 検討事項〔国税・地方税共通〕

(1) 金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討します。



平成22年度税制改正大綱（抄）

〔平成21年12月22日
閣議決定〕

第3章 各主要課題の改革の方向性

3. 法人課税

（1）現状と課題

我が国の国税と地方税を合わせた法人実効税率は、国際的にみると高く、国際競争力などの観点から税率引下げの必要性が指摘されるところです。他方で、法人所得課税の負担に社会保険料事業主負担をあわせてみると、国際的にも必ずしも高い水準ではないという見方もあります。また、租税特別措置により、実質的な企業の負担には産業によってばらつきが見られます。

（2）法人税の改革の方向性

このところ法人課税の分野では、主に租税特別措置により特定分野や活動に限られた財源を集中することで我が国経済を後押しする手法がとられてきました。しかし、諸外国をみれば、この間に課税ベースの拡大と併せた法人税率の引下げが進んできています。そこで、我が国でも、第2章で述べた通り、租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。

（3）中小法人に対する軽減税率の引下げ

我が国において地域経済の柱となり、雇用を大半を担っているのは中小企業です。こうした中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つです。このため、租税特別措置の見直しに当たっても、中小企業にはできる限りの配慮を行います。また、公益法人などに対する税率との均衡等も勘案しつつ、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要です。これについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討します。

新成長戦略(抄)(平成22年6月18日 閣議決定)

《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

フロンティアの開拓による成長

Ⅲ. アジア展開における国家戦略プロジェクト

7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等

日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。

また、日本を「アジア拠点」として復活させるため、高度人材等雇用への貢献度等と連動したアジア本社・研究開発拠点等の誘致・集積を促す税制措置を含むインセンティブ制度について、2011年度からの実施を目指して検討する。

(以下略)

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(抄) ～円高、デフレへの緊急対応～

平成22年9月10日
閣議決定

Ⅱ. 「3段階」の対応について

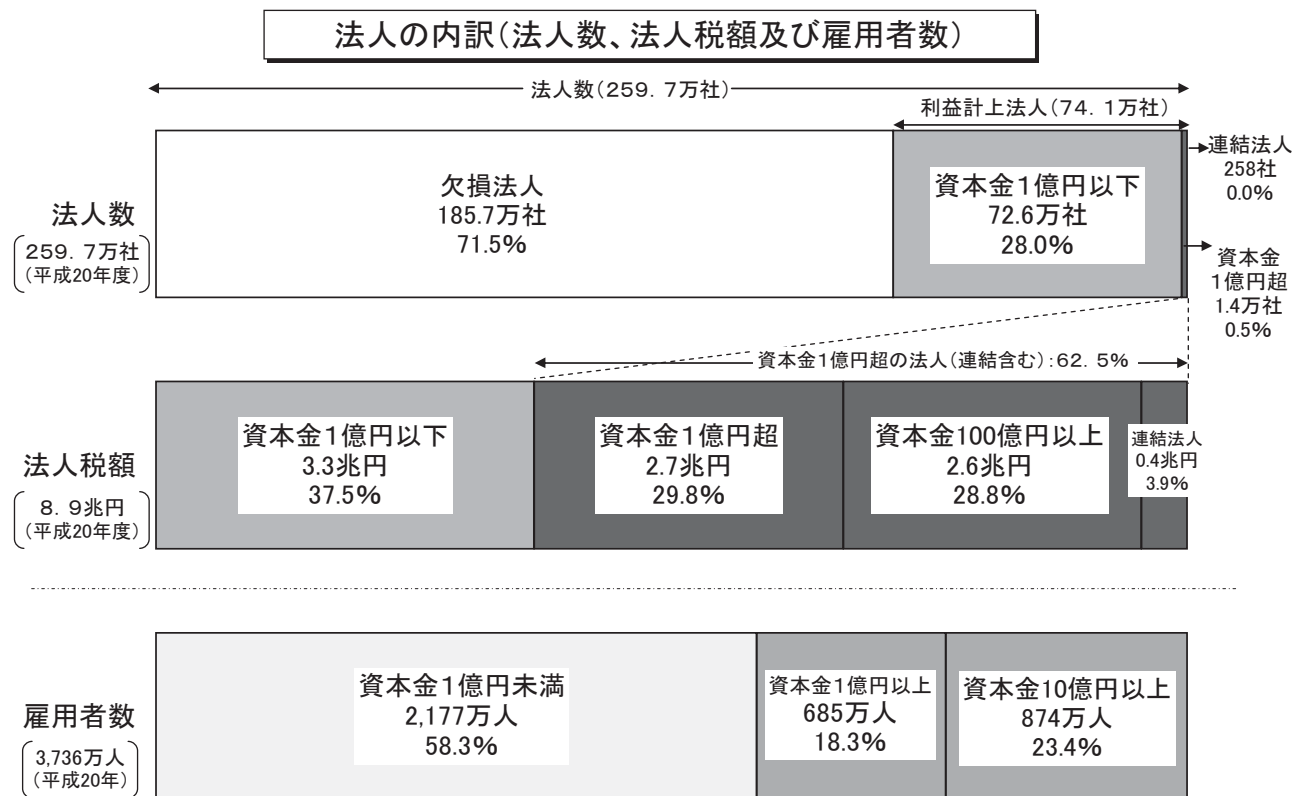
ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施

平成23年度においては、新成長戦略実現会議等も活用し、新成長戦略を本格実施することにより、デフレの脱却と雇用を起点とした経済成長を目指していく。このため、以下の対応を図る。

法人実効税率の引下げについては、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、課税ベースの拡大等による財源確保と併せ、23年度予算編成・税制改正作業の中で検討して結論を得る。

(2)雇用促進等のための企業減税

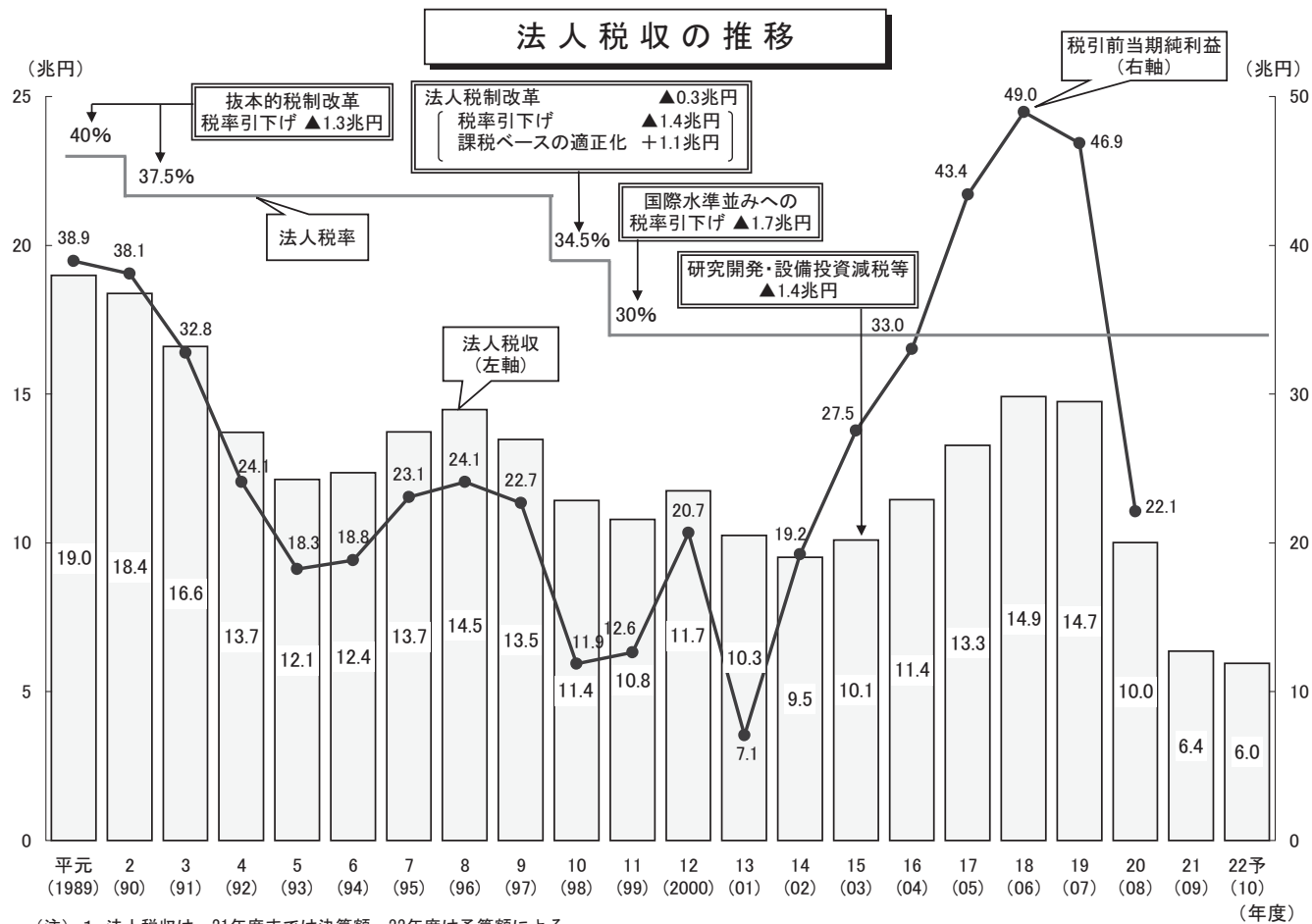
- ・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。
- ・また、企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。
- ・このため、「日本国内投資促進プログラム」の検討と並行して、上記の税制措置について、税制調査会に雇用促進税制等の検討を行うプロジェクトチームを設置し、早急に議論を開始する。



(注) 1. 法人数については、連結子法人を除いている。

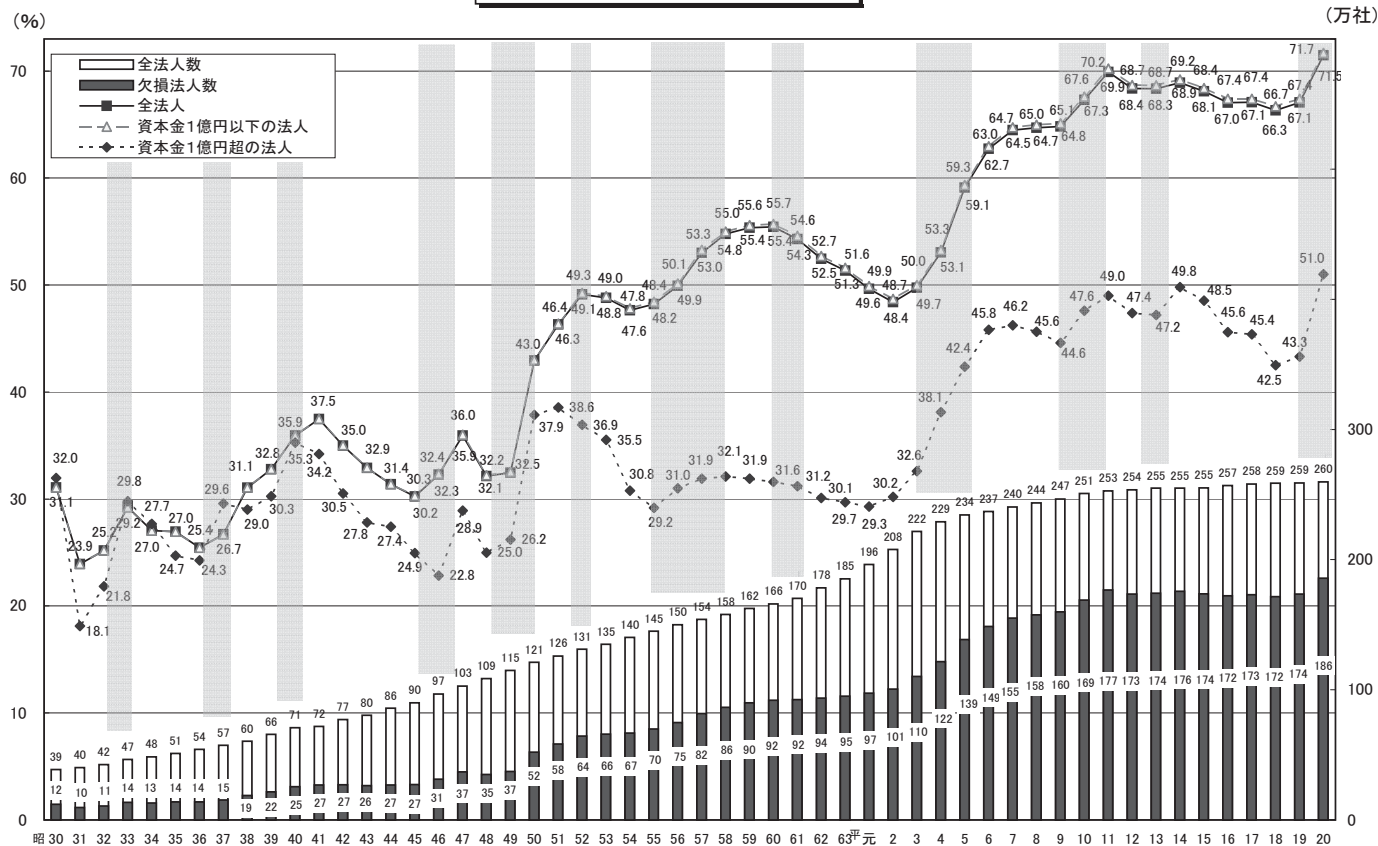
2. 雇用者数は「1年を通じて勤務した給与所得者」と「1年未満勤続者」との合計である。

(出所)「会社標本調査(20年度分)」及び「民間給与実態統計調査(20年分)」(国税庁)



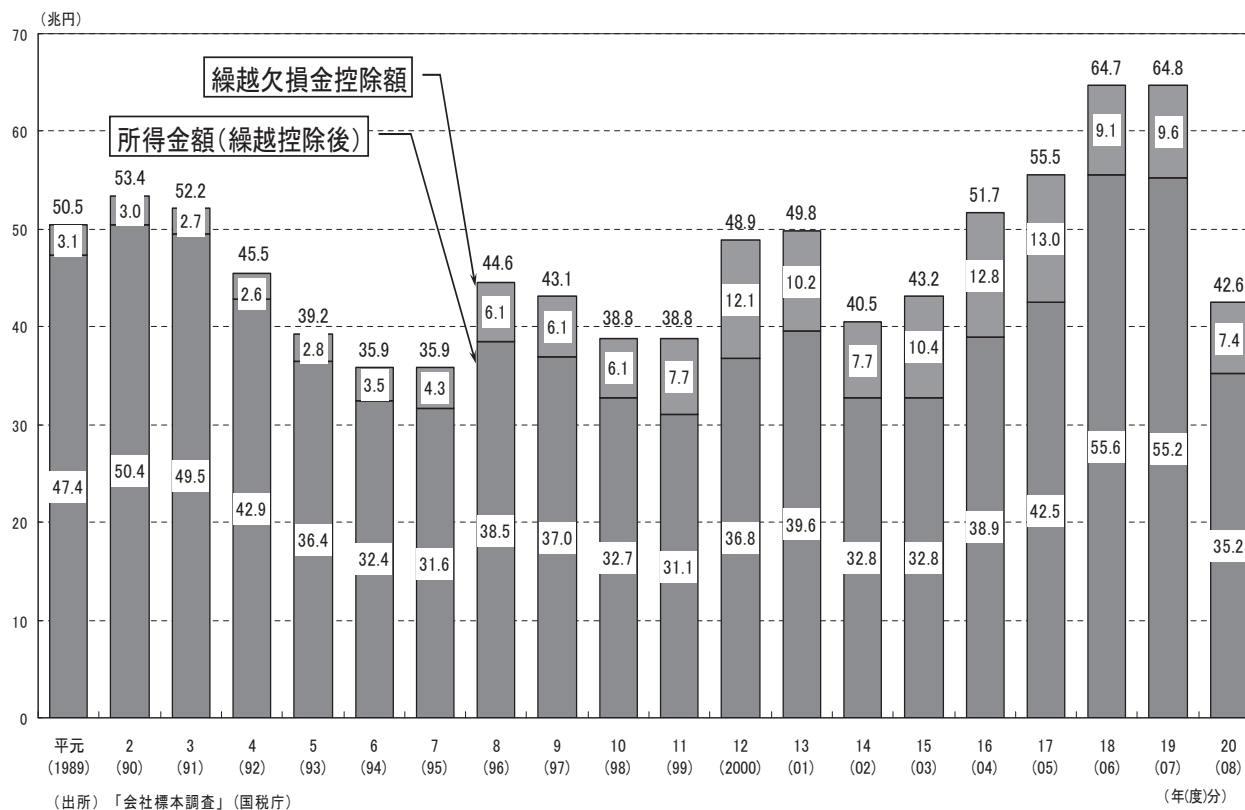
(注) 1. 法人税収は、21年度までは決算額、22年度は予算額による。
 2. 税引前当期純利益は、法人企業統計調査(財務総合政策研究所)による。

欠損法人割合の推移

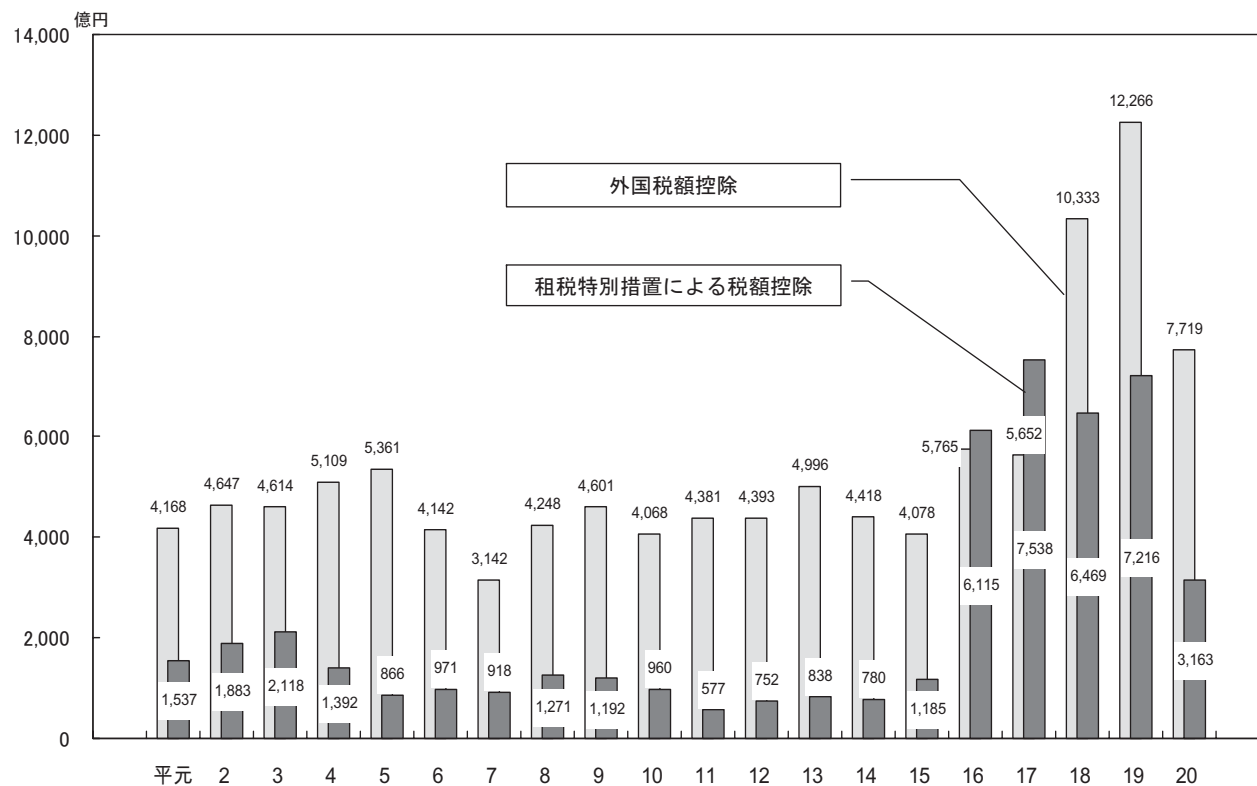


(注) 1. 「会社基本調査」(国税庁)による。
 2. 昭和30年分～平成17年分は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。(年度/分)
 3. 平成15年分～平成20年度分の全法人は連結法人を含むが、資本金別は連結法人を含まない。
 4. 資本金区分について、平成19年度以前は「資本金1億円未満の法人」及び「資本金1億円以上の法人」の計数である。
 5. 網掛け部分は、景気後退期を示している(内閣府設定の景気基準日付を参照)。

所得金額と繰越欠損金控除額の推移



外国税額控除と租税特別措置による税額控除の推移



- (注) 1. 「会社標本調査」(国税庁)による。
 2. 平成17年分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。

外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し(平成21年度改正)

《21年度改正前》

○ 間接外国税額控除制度

(外国子会社からの配当について、我が国で課税した上で、外国で支払った税額を調整)

(例) <税率20%>



〓 配当支払い

<税率30%>



納税額: $(300+100) \times 0.3 - 20 = 100$

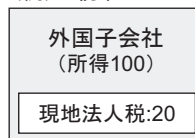
課税対象+税額控除

《21年度改正後》

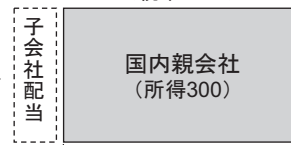
○ 受取配当益金不算入制度

(外国子会社からの配当は、我が国では益金不算入)

(例) <税率20%>



〓 配当支払い

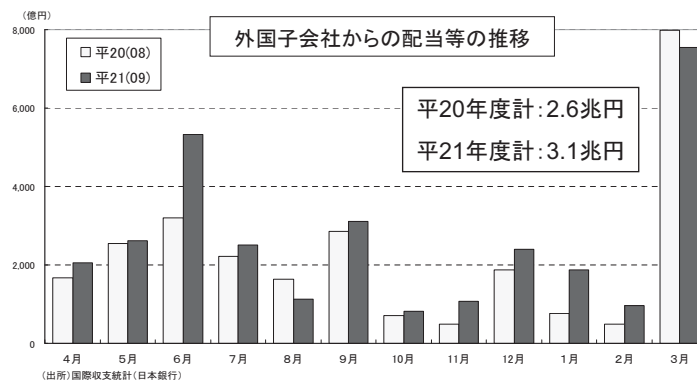


納税額: $(300) \times 0.3 = 90$

課税対象

⇒ 外国子会社が、税制に左右されずに国内への配当の時期やその額を決められるようになった。

(注) 実際に課税されないのは、配当額の95%。



外国子会社合算税制の見直し（平成 22 年度改正）

- 国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、外国子会社合算税制について、いわゆる「トリガー税率」を「20%以下」に引き下げる等の見直しを行う。
- 同時に、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、一定の資産性所得を新たに合算課税の対象とする等の見直しを行う。

1. トリガー税率の引下げ

- トリガー税率（※）を、「25%以下」から「20%以下」に引下げ

※ 外国子会社合算税制は、一定の税負担水準以下の国・地域にある一定の子会社等の所得に相当する額を、内国法人等の所得に合算して課税する制度であり、トリガー税率は、その一定の税負担水準を指す。

※ トリガー税率の引下げにより対象から外れる国としては、法人税率（実効税率）で見た場合、中国、韓国、マレーシア、ベトナム等が挙げられる。（但し、税負担の判定は、各子会社の実際の税負担を基に行われる。）

2. 適用除外基準（※）の見直し

- 企業実体を伴っていると認められる統括会社（事業持株会社・物流統括会社）の所得（下記3.の資産性所得を除く。）について合算対象外となるよう措置

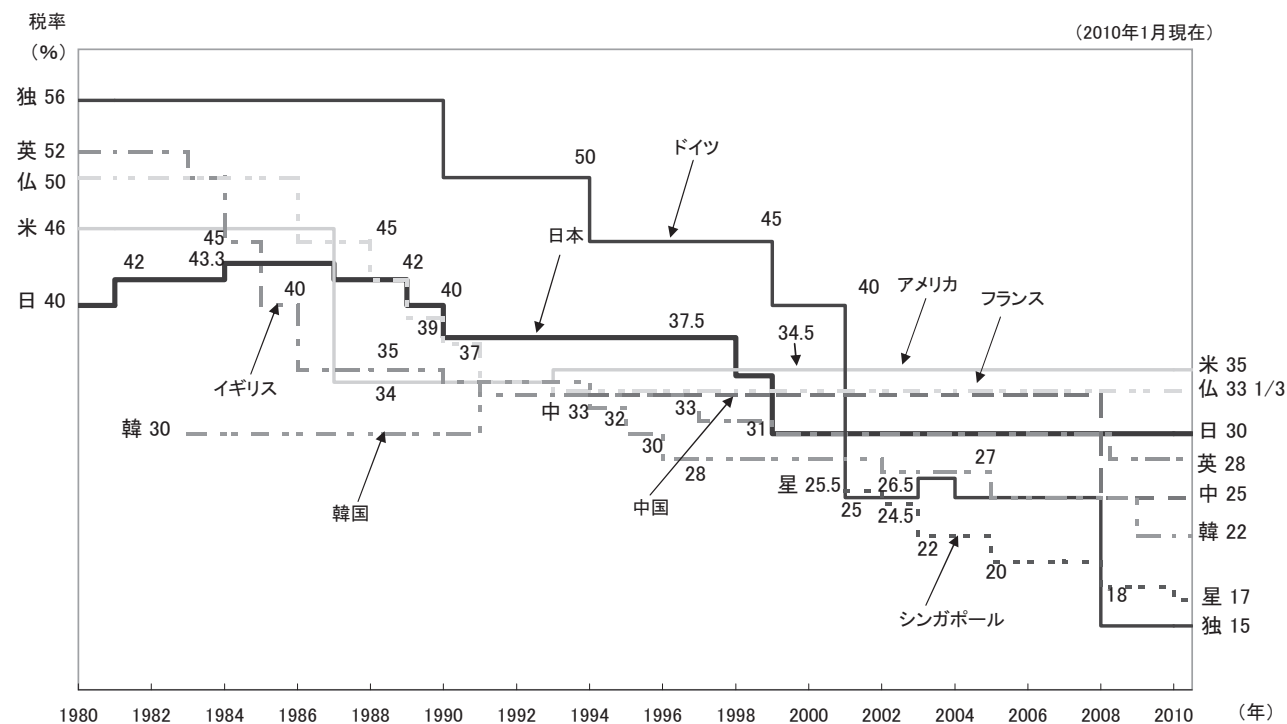
（注）現行の人件費の10%相当額を控除する措置については、廃止

※ 企業としての実体等があるものと認められる基準（事業基準・実体基準・管理支配基準・所在地国基準又は非関連者基準）

3. 資産性所得に対する課税等

- 資産運用的な所得として外国子会社が受けるポートフォリオ株式・債券の運用による所得、使用料等について親会社の所得に合算して課税

主要国の法人税率(基本税率)の推移(未定稿)



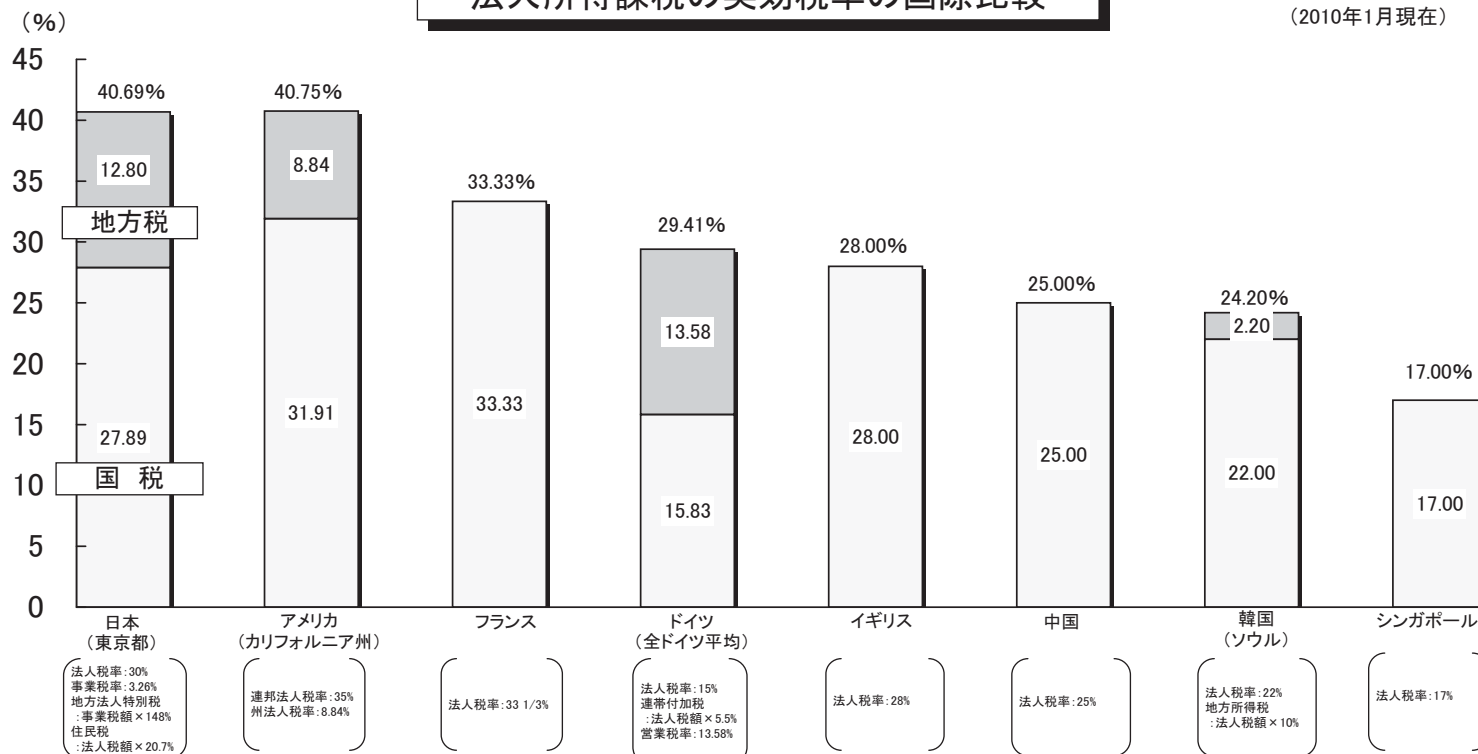
(備考) 韓国は1982年以前、中国は1993年、シンガポールは2000年以前について、資料の制約のため掲載していない。

(注1) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分に係る税率の推移を示している。

(注2) 上記は国税について示している。なお、上記のほかに、日本では事業税及び住民税、米国では地域により州・市の法人税、ドイツでは連帯付加税(連邦税)及び営業税(市町村税)、フランスでは年間売上高763万ユーロ以上の法人に対し法人利益社会税が課されるほか、法人概算課税及び国土経済税(地方税)、韓国では地方所得税(地方税)等が課される。

法人所得課税の実効税率の国際比較

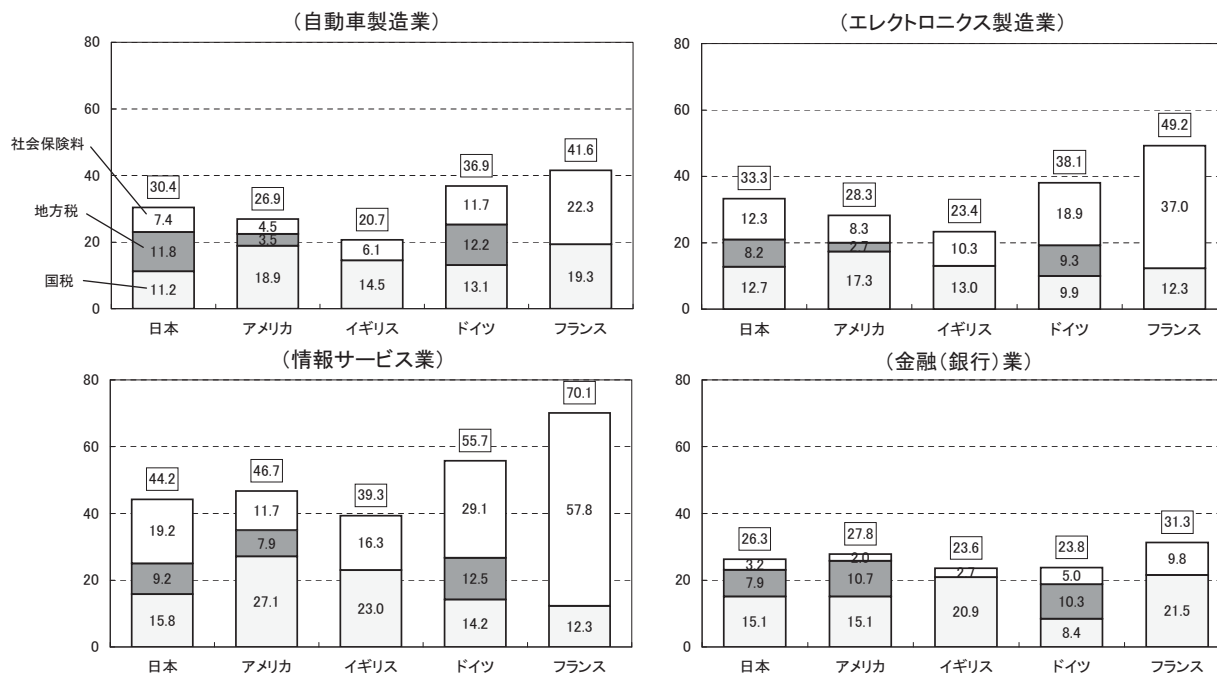
(2010年1月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び国土経済税(地方税)等が課される。
5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率388% (2008年の全ドイツ平均値) に基づいた場合の計数を表示している。
6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
7. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか、に資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査(平成18年3月)

未定稿



※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費は、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.7%であると推計されている。

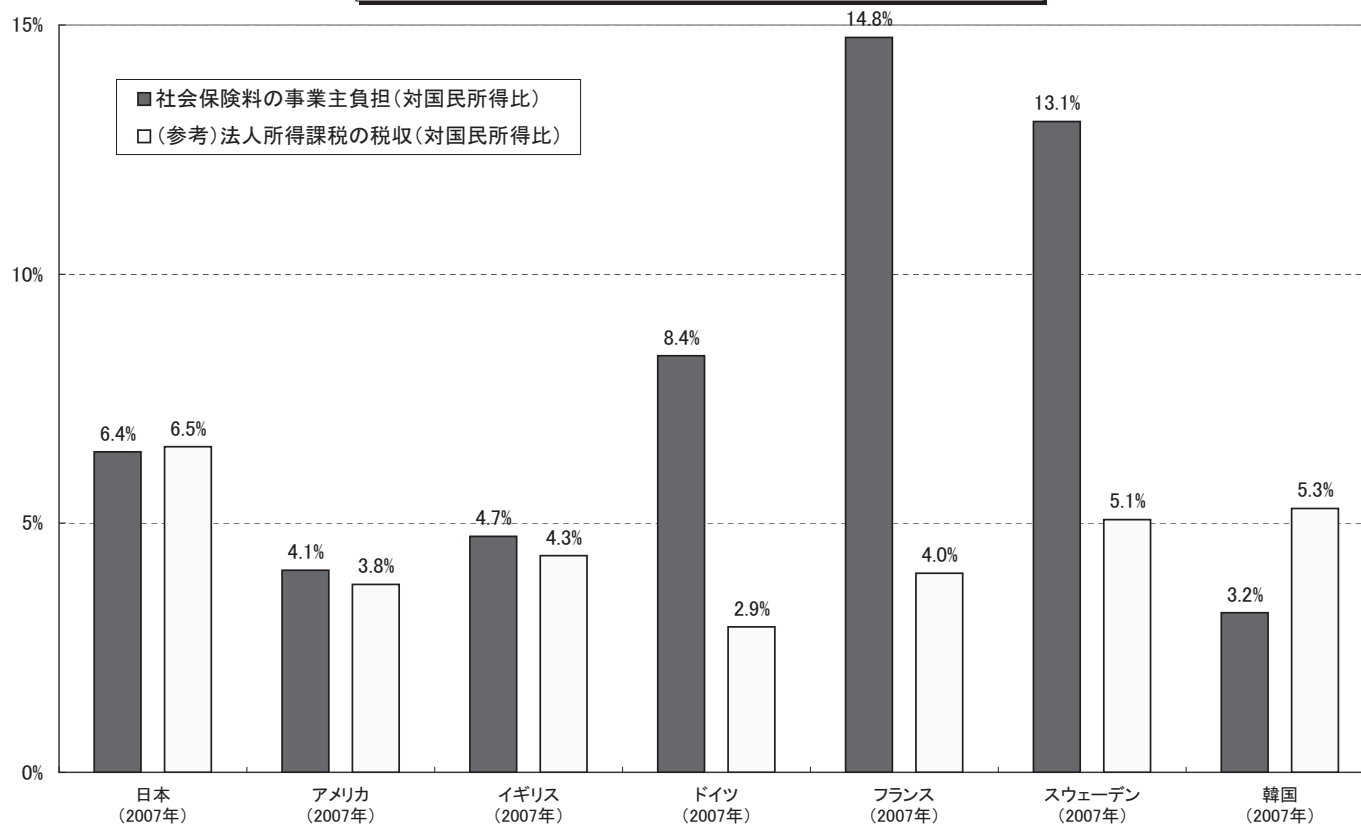
【調査手法について】

- 財務省の委託によりKPMG税理士法人が試算した。
- 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保障負担の[税引前当期利益＋社会保障負担] (総売上から社会保障負担以外の費用を引いた額に等しい値)に対する比率を国際比較したもの。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
- モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びテネシー州(自動車製造業)、カリフォルニア州及びニュージャージー州(エレクトロニクス製造業)、カリフォルニア州(情報サービス業)、カリフォルニア州及びニューヨーク市(金融業)、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- 各業種における我が国の売上げ上位4～5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制(国税、地方税)、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。
- 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目(試験研究費等の税額控除、受取配当益金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等)のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りのみなせる一時差異項目(貸倒引当金及び減価償却等)の影響は反映していない。
- 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

* 前提条件の置き方によって負担は変わらうため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

社会保険料事業主負担の国際比較(対国民所得比)

(未定稿)



(注) 社会保険料事業主負担については、法人事業主及び個人事業主の負担分の他に、公共部門の社会保険料納付義務者の負担分も含まれている。

(出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2008" 及び同 "National Accounts 1996-2007"

租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額(平成22年度ベース)

(単位：億円程度)

	減 収 見 込 額	増 収 見 込 額	差 引 計
所 得 税 関 係	▲ 14,217	—	▲ 14,217
法 人 税 関 係	▲ 9,159	+ 2,676	▲ 6,483
大法人 (資本金1億円超)	▲ 5,993	+ 1,940	▲ 4,053
中小法人 (資本金1億円以下)	▲ 3,166	+ 736	▲ 2,430
そ の 他	▲ 45,901	+ 16,723	▲ 29,178
合 計	▲ 69,277	+ 19,399	▲ 49,878

(注1) 上記は、租税特別措置法の規定による特例について、平成22年度に適用される措置に基づく増減収見込額(平年度ベース)を試算したものである。なお、①データ上の制約など増減収額を見込むことが困難であるもの、②増減収額が僅少(1億円未満)であると見込まれるもの、③制度の内容から増減収額は生じないと考えられるものは、含まれていない。

(注2) 個人、法人で共通の措置については、主として想定される適用対象者に応じて、所得税関係、法人税関係のいずれかに計上している。

租税特別措置法の規定（法人税関係）による減収見込額の内訳（平成22年度：平年度）

研究開発税制	特別法人税 ^(注3) の課税停止	中小企業 投資促進税制	中小企業者 等の法人税 率の特例	エネルギー需給 構造改革推進 投資促進税制	事業革新設備等 の特別償却	その他
2,358億円	2,224億円	1,288億円	914億円	487 億円	458 億円	1,430億円
9,159億円						

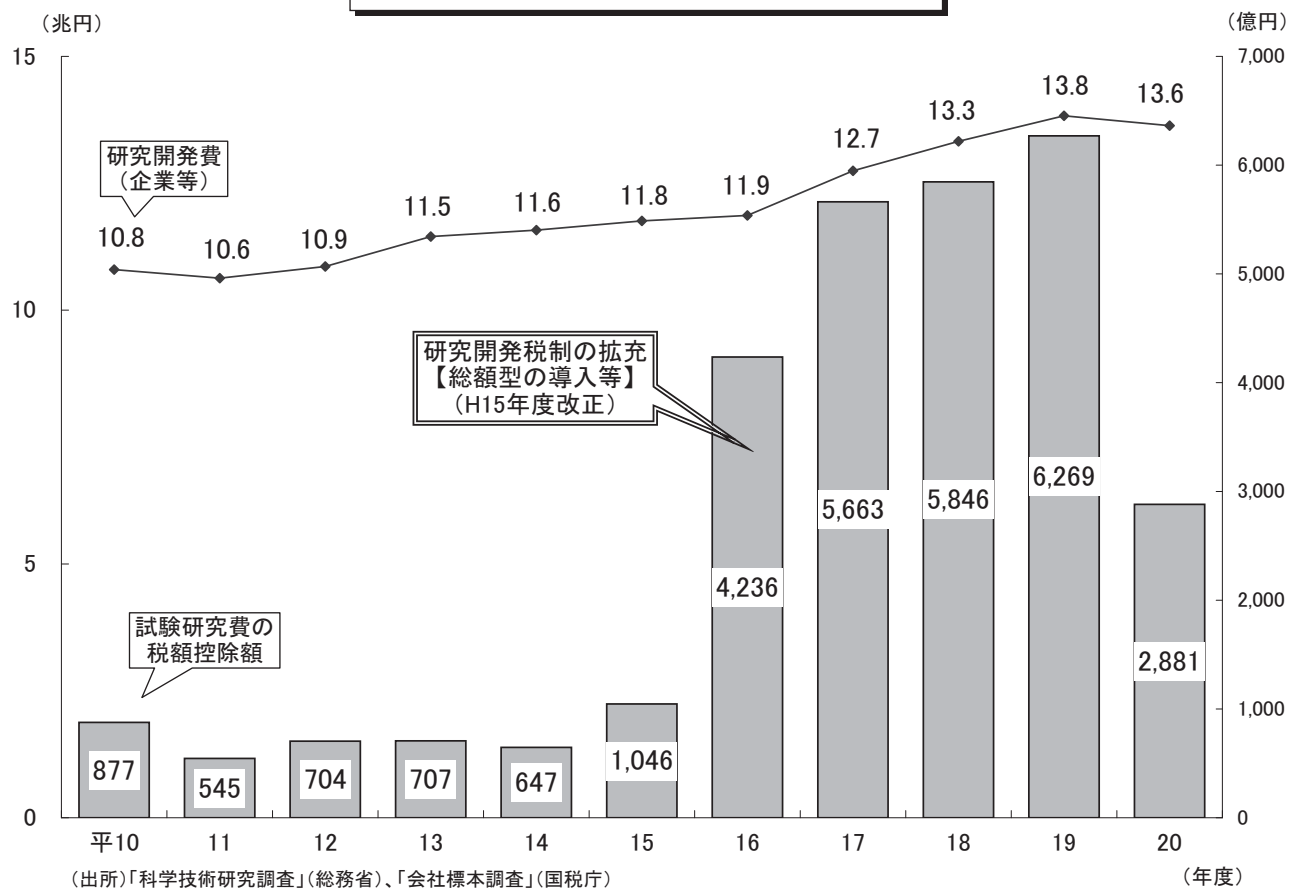
(注1)個人・法人で共通の措置については、主として想定される適用対象者に応じて区分し、法人税関係として整理したものについて取りまとめている。

(注2)増収額を見込んでいる法人税関係の措置としては、交際費等の損金不算入(+2.676億円)がある。

(注3)「特別法人税」とは、退職年金等積立金に対する法人税である。

(注4)増減収見込額は、参・予算委員会資料「租税特別措置法の規定による増減収額試算」(平成22年4月)による。

試験研究費の税額控除額の推移



租税特別措置法の規定による特例措置の増減収見込額(主なもの)

(単位:億円程度)

【法人税関係】

○試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制)	▲ 2,358
○退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	▲ 2,224
○中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制) . . .	▲ 1,288
○中小企業者等の法人税率の特例	▲ 914
○エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(エネルギー需給 構造改革推進投資促進税制)	▲ 487
○事業革新設備等の特別償却	▲ 458

【所得税関係】

○住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン減税)	▲ 8,057
○確定申告を要しない配当所得	▲ 2,404
○公的年金等控除の最低控除額等の特例	▲ 1,707
○青色申告特別控除	▲ 584

【その他】

○石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等(ナフサ免税)	▲ 36,967
○地価税の課税の停止	▲ 1,806
○土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減	▲ 1,147
○小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	▲ 966
○自動車重量税の免税等(エコカー減税)	▲ 724
○農地等についての相続税の納税猶予等及び特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課 税の特例	▲ 634
○直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税及び住宅取得等資金の贈与に係る相続 時精算課税制度の特例	▲ 456

【増収項目】

○揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例	+ 13,304
○自動車重量税率の特例	+ 3,419
○交際費等の損金不算入	+ 2,676

(注) 増減収見込額は参・予算委員会資料「租税特別措置法の規定による増減収額試算」(平成22年4月)に基づく。

平成 22 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 21 年 12 月 22 日〕
閣 議 決 定

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

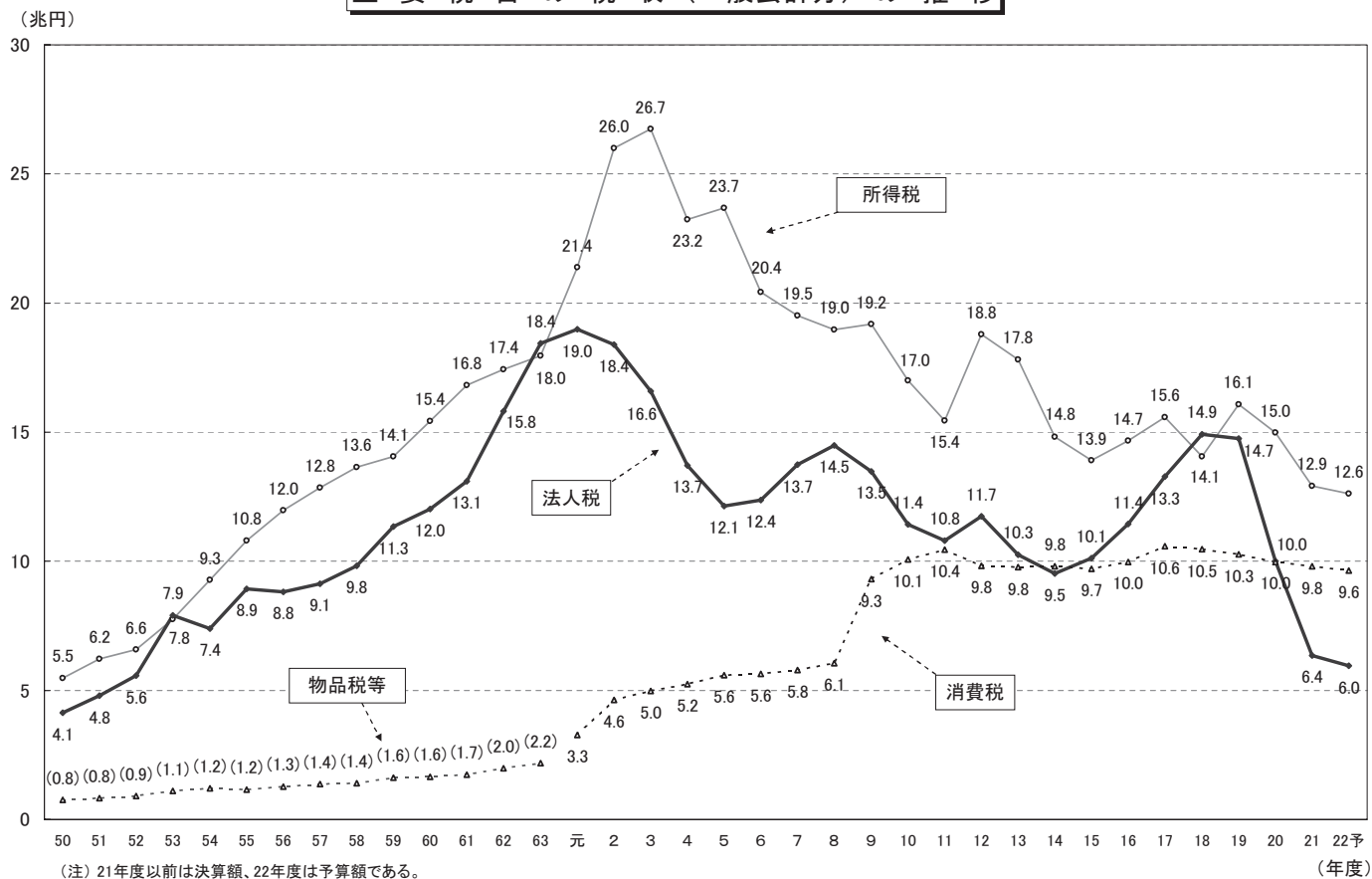
6. 消費税

消費税については、三党連立政権合意において、「現行の消費税 5 % は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」との方針を示しています。

消費税は景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目となっています。一方、消費税には所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘されるところです。逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。

消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきます。

主 要 税 目 の 税 収 (一般会計分) の 推 移



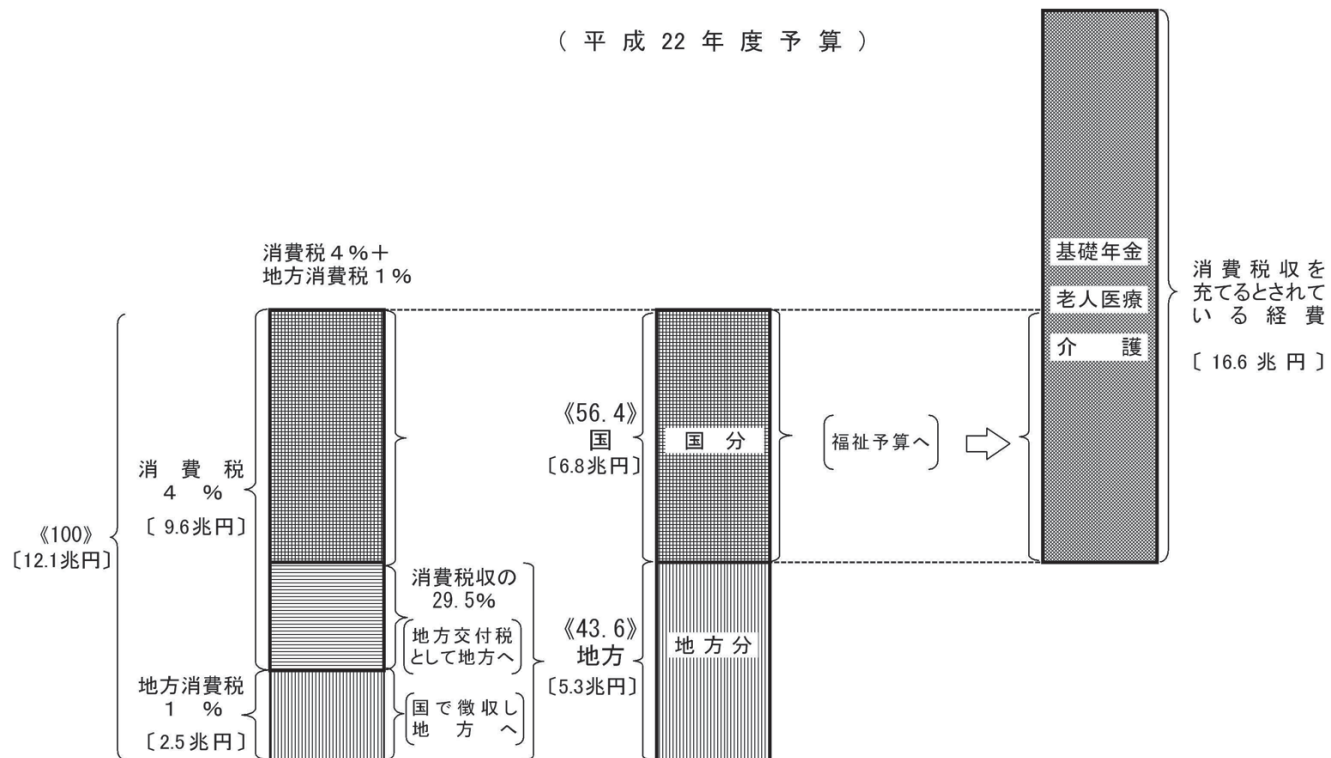
消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成 3 年改正】	【平成 6 年秋の税制改革等】 (注)平成 9 年 4 月施行	【平成 15 年度改正】 (注)平成 16 年 4 月施行
①税率： 3 %		4 % 地方消費税創設 (1 %)	
②仕入税額控除： 帳簿方式		請求書等保存方式	
③免税点制度： 適用上限 3000 万円		資本金 1000 万円以上の新設法人は不適用 ※ 設立当初の 2 年間に限る。	1000 万円
④簡易課税制度： ○ 適用上限 5 億円 ○ みなし仕入率 90%、80%の 2 区分	4 億円 90%、80%、70%、 60%の 4 区分	2 億円 90%、80%、70%、60%、 50%の 5 区分	5000 万円 (注) 免税点制度と簡易課税制度 の適用上限については、法人 は 17 年 3 月 31 日決算から、 個人は 17 年分から適用。
⑤限界控除制度： 適用上限 6000 万円	5000 万円	制度の廃止	
⑥申告納付： 中間納付と確定申告の年 2 回 (中間申告の基準年税額 60 万円超)	中間申告納付回数を年 3 回に増加 (確定申告と合わせ年 4 回) 〔 中間申告の基準年税額 60 万円超 500 万円以下 年 1 回 500 万円超 年 3 回 〕	中間申告の基準年税額の引下げ 〔 中間申告の基準年税額 48 万円超 400 万円以下 年 1 回 400 万円超 年 3 回 〕	中間申告納付回数を年 11 回に増加 (確定申告と合わせ年 12 回) 〔 中間申告の基準年税額 48 万円超 400 万円以下 年 1 回 400 万円超 4,800 万円以下 年 3 回 4,800 万円超 年 11 回 〕
⑦価格表示：			総額表示を義務付け
⑧使途：			【平成 11 年度予算～】 福祉目的化

消 費 税 の 使 途

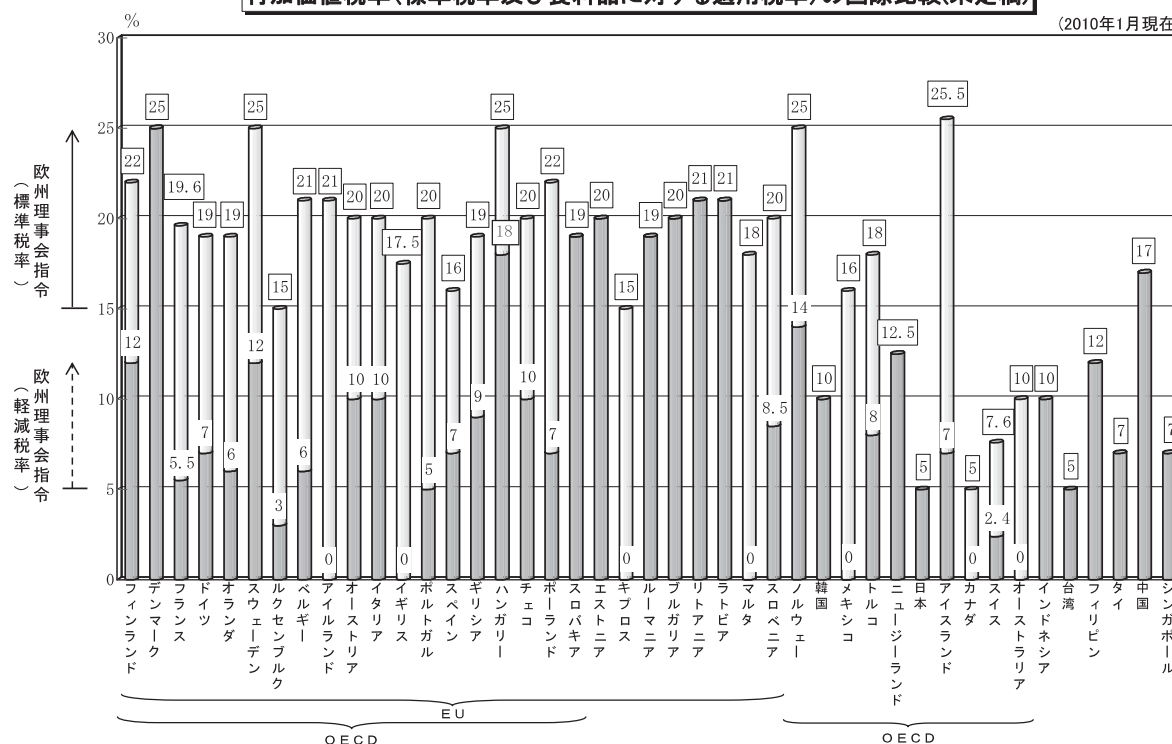
○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を予算総則に規定(平成11年度予算～)

(平成22年度予算)



付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較(未定稿)

(2010年1月現在)



(備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。

2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例: オンタリオ州 8%)

3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例: ニューヨーク市 8.875%)

4. 上記中、■ が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。

5. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) IBFD "European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

主要国の付加価値税の概要（未定稿）

(2010年1月現在)

区分		日本	EC指令	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
施行		1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年
納税義務者		資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	利益を得るために経済活動を独立して行う者及び輸入者
非課税		土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等
税率	標準税率	5% (地方消費税を含む)	15%以上	19.6%	19%	17.5%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品（医療機関による処方）等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 5%以上（2段階まで設定可能）	食料品、書籍、旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 7%	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、宿泊施設の利用等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし
課税期間		1年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、四半期又は加盟国が任意により定める1年を超えない期間	1か月 ^(注)	1年 （原則として 1 か月ごとに予定申告納付を行う）	3か月 ^(注) ただし、選択又は課税庁の命令により課税期間を1か月とすることができる。	1か月 ^(注)

(注) 課税売上高等が一定額以下の場合は、上記以外の課税期間を選択することができる。

諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例

贅沢品か否かの違い

【フランス】

標準税率 (19.6%)	軽減税率 (5.5%)	備 考
キャビア 	フォアグラ  トリュフ 	フォアグラ及びトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。
マーガリン 	バター 	マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれている。
普通のチョコレート 	板チョコ 	昔、チョコレートは高級品だったため、原則として標準税率が適用されるが、板チョコ等には軽減税率が適用される。
カカオ含有量50%以上のチョコレート製品 	カカオ含有量50%未満のチョコレート製品 	チョコレート製品については、カカオの含有量によって異なる税率が適用される。

(出所) 各国聞き取り調査等に基づく。

外食と食料品の違い

【イギリス】

標準税率 (17.5%)	軽減税率 (0%)	備 考
フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいテイクアウト商品 	デリカテッセンなどスーパーの惣菜 	イギリスでは、外食サービス(標準税率)と食料品(軽減税率)との区分けの指標として、「気温より高く温められたかどうか」が採用されている。 なお、フィッシュ&チップス業界は、スーパーの惣菜は競合品であるとして、左記の取扱いに反発している。

【ドイツ】

標準税率 (19%)	軽減税率 (7%)	備 考
ハンバーガー(店内飲食用) 	ハンバーガー(持ち帰り用) 	同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。

【カナダ】

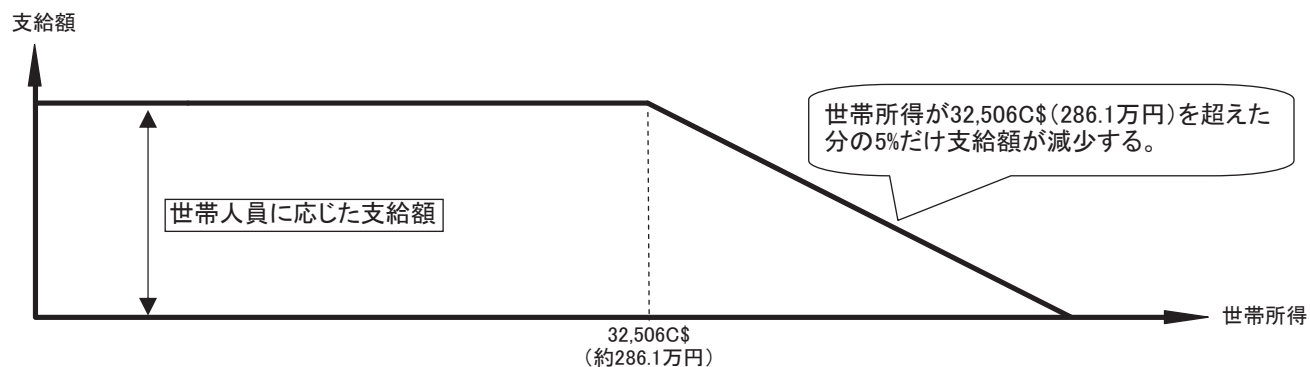
標準税率 (5%)	軽減税率 (0%)	備 考
ドーナツ(5個以下) 	ドーナツ(6個以上) 	カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場ですぐに食べるかどうか」を、適用税率を区分けする指標としている。 販売個数が少ない場合(5個以下)には、その場で食べるものとみなして標準税率が適用される。

カナダにおけるGSTクレジットの概要

(2010年7月現在)

- カナダにおけるGSTクレジットは、低・中所得世帯の付加価値税(GST: Goods and Services Tax)負担の軽減を目的とした直接給付制度であり、所得が一定額を超えると給付額が減少する仕組みとなっている。なお、給付の額と実際のGST負担額とが連動しているわけではない。
- 年間給付額は、本人分及び配偶者分:各250C\$(約2.2万円)、扶養児童分(18歳以下):1人131 C\$(約1.2万円)。一世帯当たりの平均的なGSTクレジット支給額(2003年)は322C\$(約2.8万円)。
- GSTクレジット支給総額は、GST税収(連邦)の約10%(2003年)。
- 給付の適用を受けようとする者は、申請に際して、本人と配偶者の社会保険番号、夫婦それぞれの所得、及び扶養児童の情報等を、当局に報告しなければならない。

(参考) GSTクレジット支給額のイメージ



(注) 邦貨換算レート: 1カナダドル(C\$) = 88円(裁定外国為替相場: 平成22年(2010年)5月中の実勢相場の平均値)。

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

「インボイス制度」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。

[日本]

請 求 書

14 年 11 月 20 日 No.

株式会社 ○○商事 様 株式会社 △△商事
千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥1,050,000—				税率 5 %	消費税額等 50,000		
月 日	品 名	数量	単価	金額 (税別・税込)		摘要	
11 20	パソコン	5	174,000	870	0000		
	CDプレーヤー	8	8,000	640	0000		
	プリンター	3	22,000	660	0000		
合 計				1000	0000		

□○3 H160

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No.174
○×△ TRADE LTD VAT Reg. No.987 6543 21
 From: Any Street, Any Town
 To: N. Obody, 222 The High Street
 London NE14 4PT

Sale: Time of supply 16/01/02 Date of Issue: 19/01/02

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15@£25.20	151.20		
4	Record Players@£23.6	94.40		
6	Lamps, T77@£15.50	93.00	17.5	59.25
		338.60		
Total (Net)		338.60	Total VAT	59.25
V A T		59.25		
T O T A L		£397.85		

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。
 - 「インボイス方式」は、
 - ① 「インボイス」に税額の記載が義務付けられている。
 - ② 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。
- (注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

平成22年度税制改正大綱（抄）

〔平成21年12月22日
閣 議 決 定〕

第3章 各主要課題の改革の方向性

5. 資産課税

（1）相続税・贈与税

相続税は格差是正の観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等は行われてきませんでした。そのため、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たしているとは言えません。また、金融資産の増加などの環境の変化が見られます。

今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。

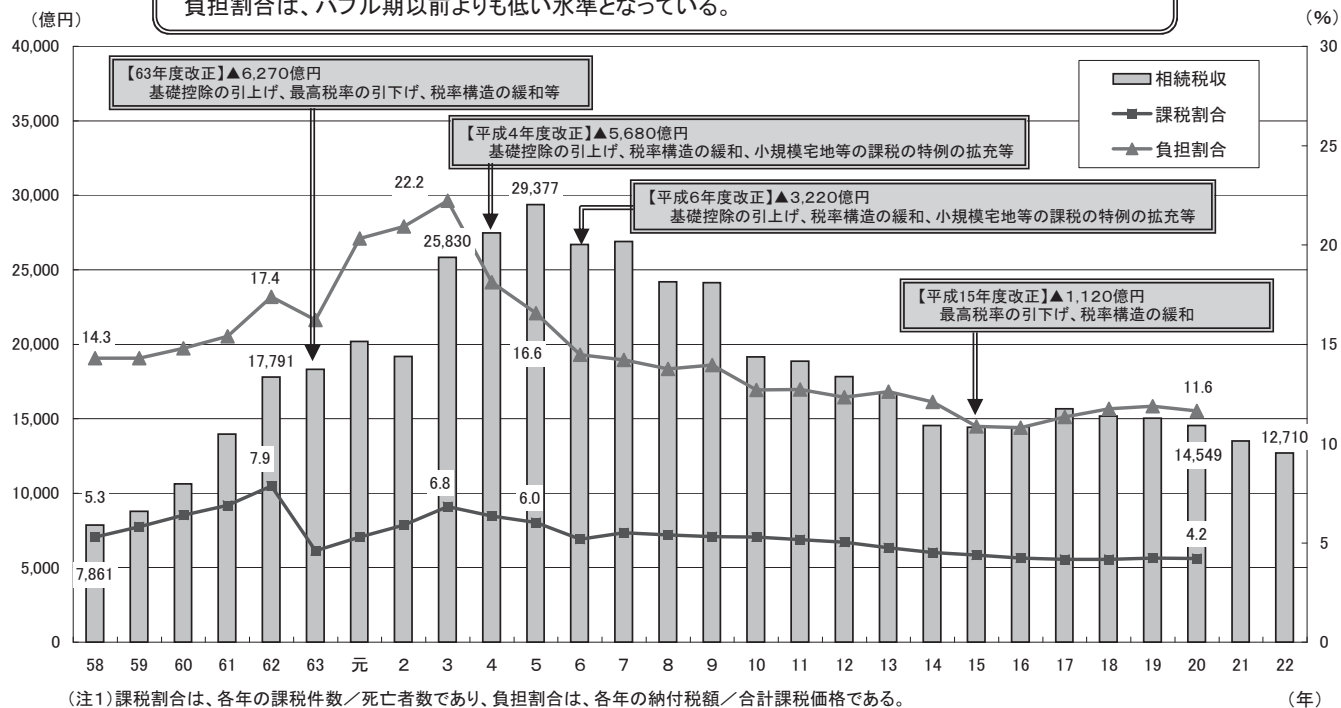
その見直しに当たっては、我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継等に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべきです。

さらに、相続税の課税方式の見直しに併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があります。

また、法人等を利用した租税回避への対応など、課税の適正化の観点からの見直しを引き続き行っていきます。

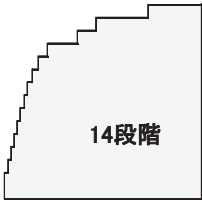
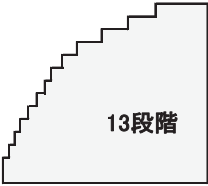
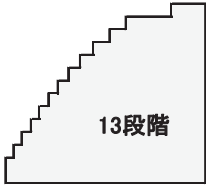
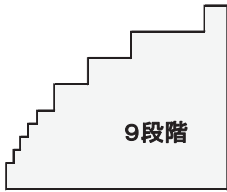
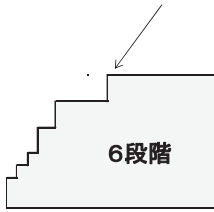
最近における相続税の課税割合・負担割合及び税収の推移

バブル期以後は、課税割合、負担割合及び相続税収とも減少傾向にあり、特に、課税割合及び負担割合は、バブル期以前よりも低い水準となっている。



最近における相続税の税率構造の推移

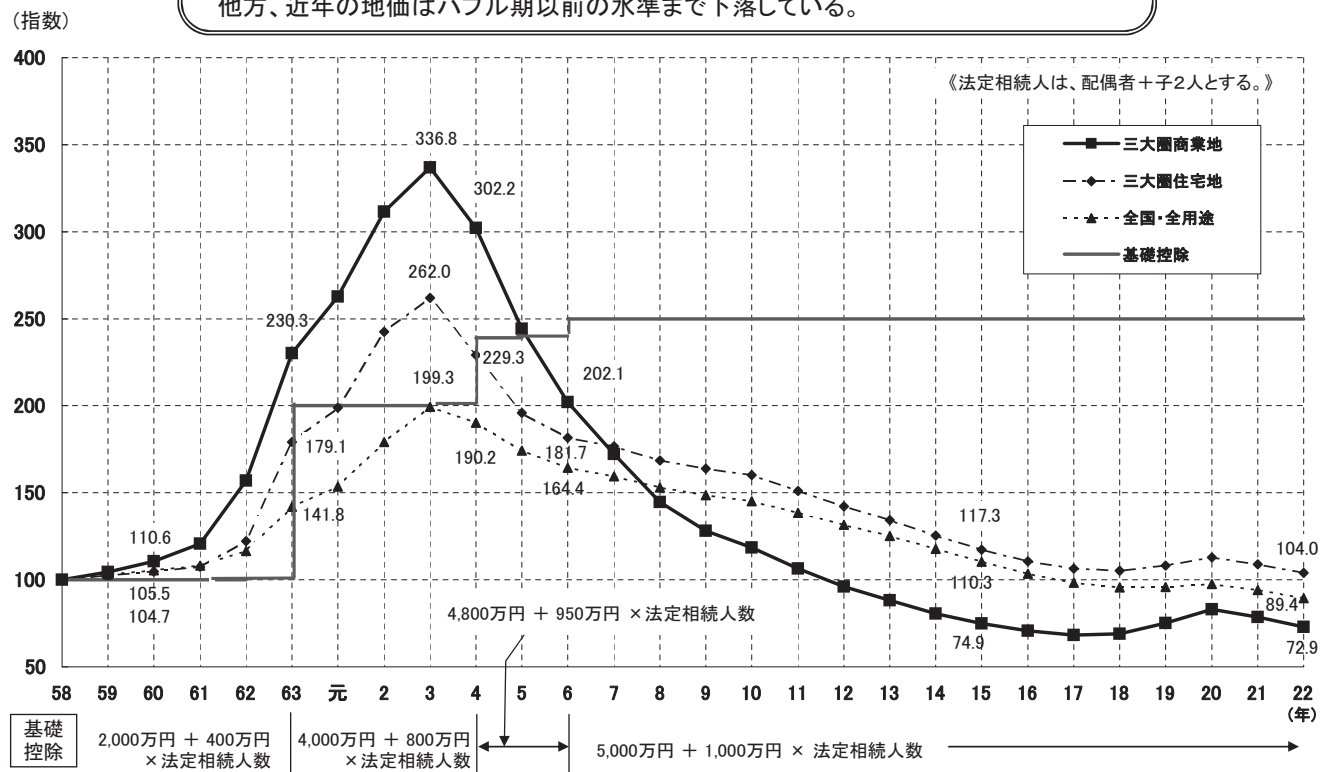
税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われている。

区 分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)	5億円超 (最高税率 75%)  14段階	5億円超 (最高税率 70%)  13段階	10億円超 (最高税率 70%)  13段階	20億円超 (最高税率 70%)  9段階	3億円超 (最高税率 50%)  6段階
基礎控除	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3, 200万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (6, 400万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (7, 650万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (8, 000万円)	同 左

(注) 基礎控除の()内は、法定相続人が3人(例:配偶者+子2人)の場合の額である。

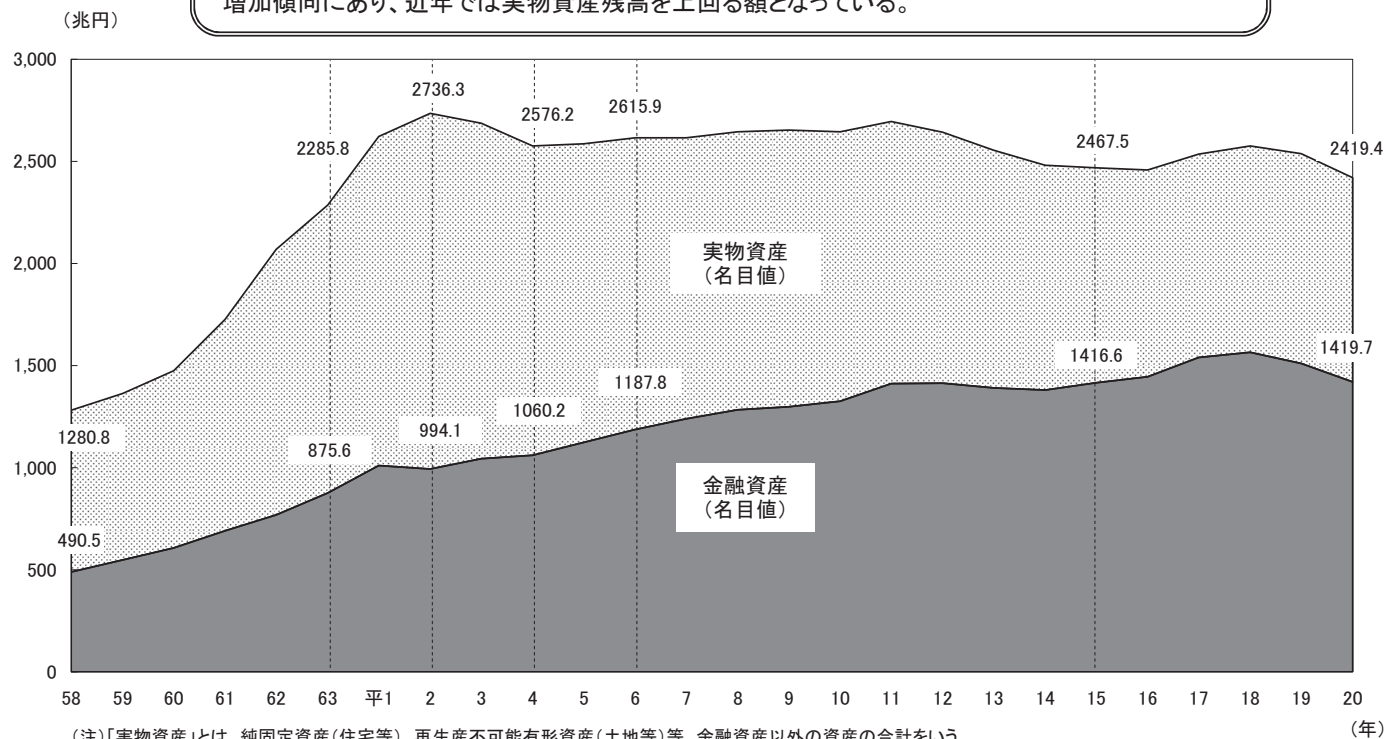
地価公示価格指数と基礎控除（58年＝100）の推移

現在の基礎控除は、バブル期の地価の急騰に伴い引き上げられてきたもの。
他方、近年の地価はバブル期以前の水準まで下落している。



家計資産残高の推移

家計資産残高は、バブル期以後おおむね横ばいとなっているが、金融資産残高については増加傾向にあり、近年では実物資産残高を上回る額となっている。



平成 22 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 21 年 12 月 22 日
閣 議 決 定〕

第 4 章 平成 22 年度税制改正

11. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

（２）地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

所得税法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

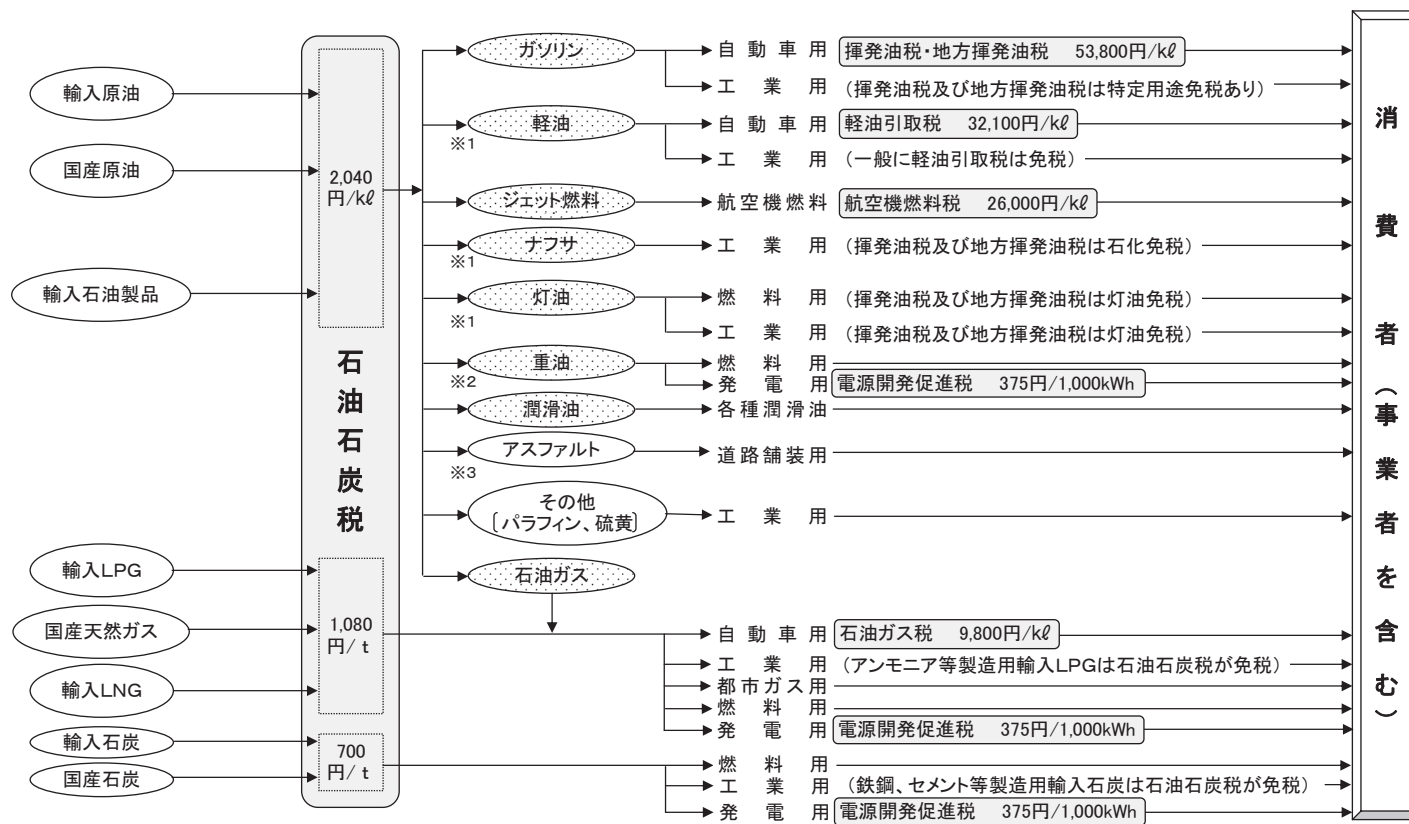
（地球温暖化対策のための税についての検討）

第百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

（車体課税についての検討）

第百四十九条 政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

エネルギー課税の状況



は石油石炭税の課税対象となる輸入石油製品。

- ※1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付
 ※2 輸入農林漁業用A重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用A重油は石油石炭税が還付
 ※3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要（平成 22 年度予算・地方財政計画額）

	税 目	課 税 物 件	税 率	22 年 度 税 収	備 考
国 税	揮 発 油 税	揮 発 油	48,600 円／kl (本則税率：24,300 円／kl)	億円 25,760	・国の一般財源
	地方揮発油税	揮 発 油	5,200 円／kl (本則税率：4,400 円／kl)	2,756 (うち地方譲与分 2,756)	・地方の一般財源として全額譲与
	石 油 ガ ス 税	自動車用石油ガス	17 円 50 銭／kg	240 (うち地方譲与分 120)	・税収の1/2は地方の一般財源として譲与
	自動車重量税	乗用車、トラック、バス、 軽自動車、バイク等	(例) 乗用車 車両重量 0.5t・1 年につき ・自家用 5,000 円 ・営業用 2,700 円 (本則税率：いずれも 2,500 円)	7,535 (うち地方譲与分 3,065)	・税収の一部を公害健康被害の 補償費用の財源として交付 ・税収の407/1000は地方の一般 財源として譲与
	石 油 石 炭 税	原油、石油製品、天然ガ ス、石油ガス、石炭等	・原油、石油製品 2,040 円／kl ・天然ガス、石油ガス等 1,080 円／t ・石炭 700 円／t	4,800	・燃料安定供給対策及びエネル ギー需給構造高度化対策財 源
	航空機燃料税	航空機燃料	26,000 円／kl	910 (うち地方譲与分 140)	・空港整備財源及び地方空港対 策費
	電源開発促進税	一般電気事業者の販売 電気	千キロワット時につき 375 円	3,300	・電源立地対策及び電源利用対 策財源
地 方 税	軽油引取税	軽 油	32,100 円／kl (本則税率：15,000 円／kl)	8,432	・地方の一般財源
	自動車取得税	乗用車、トラック、バス、 軽自動車等	・自家用 取得価額の 5% ・営業用及び軽自動車 " 3% (本則税率：いずれも 3%)	2,286	・地方の一般財源
	自 動 車 税	乗用車、トラック、バス 等（軽自動車等を除く）	(例) 乗用車 排気量 2,000cc クラス ・自家用 39,500 円（年） ・営業用 9,500 円（年）	16,272	・地方の一般財源
	軽自動車税	軽自動車、小型二輪車、 原付自転車等	(例) 軽乗用車 ・自家用 7,200 円（年） ・営業用 5,500 円（年）	1,792	・地方の一般財源

(注) 1. 税収は、国税は当初予算額、地方税は地方財政計画額である。

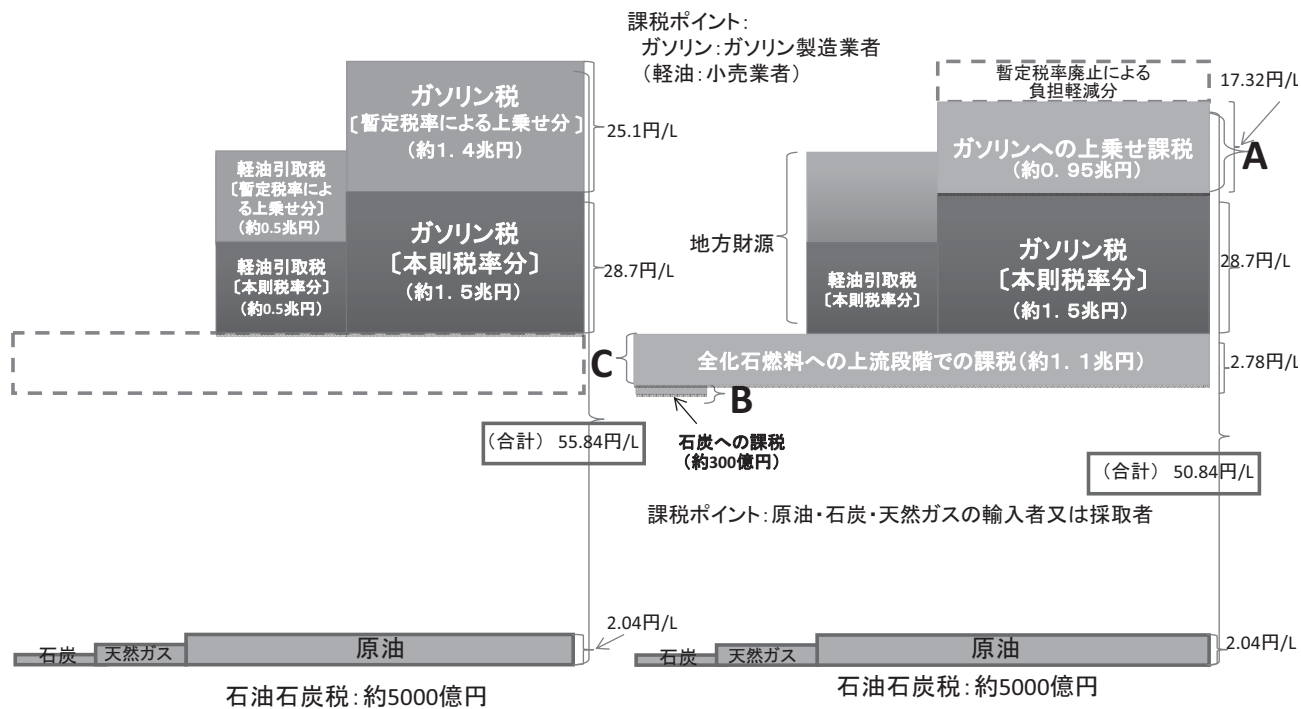
2. 揮発油税、地方揮発油税及び自動車重量税の税率は租税特別措置法、軽油引取税及び自動車取得税は地方税法附則による特例税率。

平成22年度改正に向けた環境省の要望の概要

※【〇円/L】は、ガソリンの税率

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕



欧州諸国における環境関連税制の主な変遷

未定稿

イギリス	1993～99 年 既存のエネルギー税制の引上げ 炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。 2001 年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。 ※ 政府と気候変動合意を締結した業界団体には気候変動税が軽減、目標達成のため排出量取引の利用が可能。
ドイツ	1999 年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油、重油等）を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。 2006 年 既存のエネルギー税制の対象を拡大 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。
フランス	2007 年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 石油産品内国消費税（ガソリン、軽油、重油等）が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。 2010 年から既存のエネルギー税制に上乗せする「炭素税」の導入を予定していたが、違憲判決を受けて無期限延期 既存のガソリン、軽油等の税金に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入予定（2009 年 12 月 18 日両院で可決）だったが、 ①電力、②欧州排出権取引に参加する大手企業が対象外となっていることから、「課税の公平さを欠き、地球温暖化防止という目的に合致しない」として憲法院にて違憲判決が出された（同年 12 月 29 日）。
オランダ	1992 年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油等）に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入 ※ 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。 2004 年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合 ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 ※ 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に 1996 年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。
フィンランド	1990 年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定 既存の燃料課税（ガソリン等）の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定（ただし、天然ガスは半額）。 ※ 1994 年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997 年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。 ※ 2008 年には、EU-ETS 参加部門以外への増税に力点を置いたエネルギー関連諸税の税率上げを実施。
スウェーデン	1991 年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油、重油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。 ※ エネルギー税を軽減する一方、二酸化炭素税はほぼ毎年税率を引上げ。 2001 年 「税制のグリーン化」の開始（家庭部門の電気に係るエネルギー税・二酸化炭素税の増税。以降ほぼ毎年増税。） ※ EU-ETS 参加部門に対する CO2 税の免税措置が欧州委員会により承認された（2008 年）。
デンマーク	1992 年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。 ※ EU 域内におけるエネルギーに係る最低税率が守られることを条件に、EU-ETS 参加部門に対する CO2 税の免税措置が欧州委員会により承認された（2009 年）。

（出典）各国政府資料及び OECD 資料

日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりの エネルギー課税の税率の比較

【未定稿】
(2010年4月現在)

○ 欧州各国とも、エネルギー課税全体として見れば単純なCO2比例とはなっておらず、ガソリン、軽油に重課している。

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879	13,207 (円) 軽油引取税 : 12,418 石油石炭税 : 789	753 (円) 石油石炭税 : 753	301 (円) 石油石炭税 : 301	400 (円) 石油石炭税 : 400
イギリス	39,701 (円) 炭化水素油税 : 39,701	35,657 (円) 炭化水素油税 : 35,657	6,275 (円) 炭化水素油税 : 6,275	887 (円) 気候変動税 : 887	1,441 (円) 気候変動税 : 1,441
ドイツ	38,743 (円) エネルギー税 : 38,743	25,009 (円) エネルギー税 : 25,009	5,934 (円) エネルギー税 : 5,934	501 (円) エネルギー税 : 501	4,120 (円) エネルギー税 : 4,120
フランス	35,926 (円) 石油産品内国消費税 : 35,926	22,776 (円) 石油産品内国消費税 : 22,776	844 (円) 石油産品内国消費税 : 844	502 (円) 石炭税 : 502	891 (円) 天然ガス消費税 : 891
フィンランド	37,115 (円) 液体燃料税 －基本税 : 33,883 －付加税 : 2,830 －戦略備蓄料 : 403	19,352 (円) 液体燃料税 －基本税 : 16,306 －付加税 : 2,860 －戦略備蓄料 : 186	3,058 (円) 液体燃料税 －基本税 : — －付加税 : 2,931 －戦略備蓄料 : 128	2,982 (円) 電気・特定燃料税 －基本税 : — －付加税 : 2,912 －戦略備蓄料 : 70	1,573 (円) 電気・特定燃料税 －基本税 : — －付加税 : 1,510 －戦略備蓄料 : 63
デンマーク	33,800 (円) 鉱油エネルギー税 : 30,837 CO2税 : 2,964	22,743 (円) 鉱油エネルギー税 : 19,796 CO2税 : 2,947	17,297 (円) 鉱油エネルギー税 : 14,276 CO2税 : 3,021	15,997 (円) 石炭税 : 12,720 CO2税 : 3,277	21,808 (円) 天然ガス税 : 18,887 CO2税 : 2,920

(注) 為替レート: 1ポンド=約161.17円、1ユーロ=約137.43円、1デンマーク・クローネ=約18.45円(2008年4月から2010年3月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

平成 22 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 21 年 12 月 22 日
閣 議 決 定〕

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

1. 納税環境整備

(3) 社会保障・税共通の番号制度導入

社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、(4)で詳述する歳入庁が適当であると考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が重要なこととは言うまでもありません。

(略)

(6) 納税環境整備に係る P T の設置

以上、(1)納税者権利憲章(仮称)の制定、(2)国税不服審判所の改革、(3)社会保障・税共通の番号制度導入、(4)歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム(P T)を設置します。特に、(1)(2)

(3)については1年以内を目途に結論を出します。

なお、社会保障・税共通の番号制度やこれを付番・管理する歳入庁の設置については、税制のみならず、社会保障制度も関連することから、税制調査会の P T と並行して、内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討を行うこととします。

(略)

2. 個人所得課税

(1) 所得税

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ(事業所得)や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

(略)

④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

(略)

給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

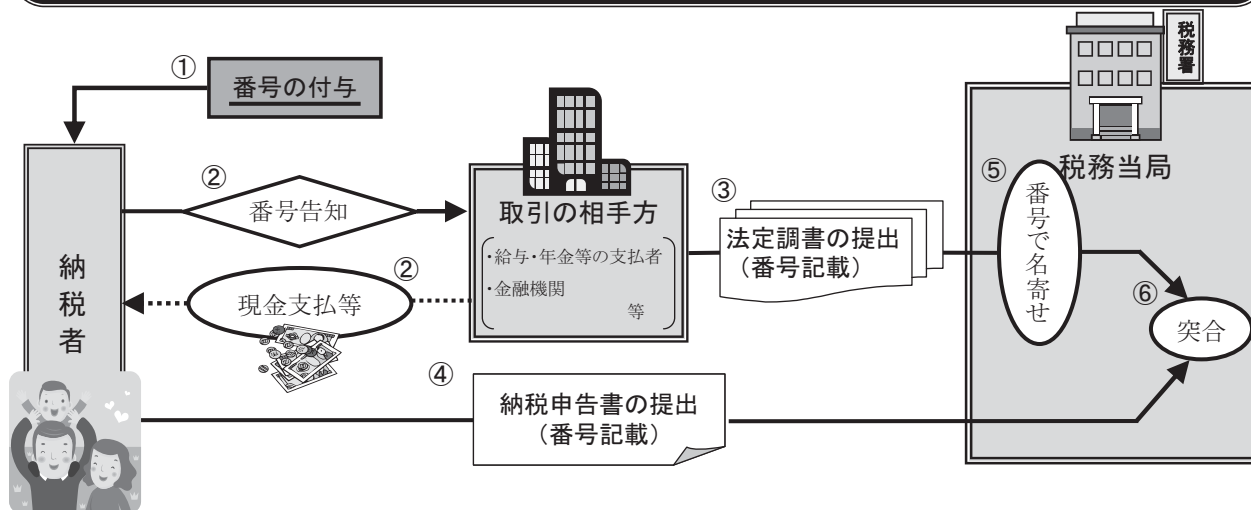
税務面における「番号制度」とは、納税者に^{しっかい}体系的に番号を付与し、

(1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること

(2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をより的確に把握することが可能となる。



税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件

- ① **「^{しっかい}悉皆的に付番されていること」**
(課税の公平を確保できるよう、課税所得を生じうる者に^{しっかい}悉皆的に付番されていること)
- ② **「一人一番号が確保されていること」**
(番号による名寄せ・突合が効率的かつ正確に行えるよう、納税者の住所、氏名の変更が速やかに把握され、一の納税者に対し同じ一つの番号が付与されている関係が確保されていること)
- ③ **「民一民一官の関係で利用できること」**
(納税者本人(民)が取引相手方(民)に番号を告知し、取引相手方(民)がその番号を記入した法定調書を税務当局(官)に提出するという「民一民一官」の関係で利用できる番号であること)
- ④ **「目で見える番号であること」**
(取引相手方(第三者)が、法定調書に記載すべき納税者本人の番号を容易に確認できるよう、目で見える番号であること)

主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）

（2010 年 1 月現在）

		番号の種類	適用業務	付番者（数）	人 口 ^{（注3）} （2008 年現在）	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号 （9 桁）	税務（一部） ^{（注1）} 、社会保険、年金等	非公表	6,038 万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保険法	1961 年
	アメリカ	社会保障番号 （9 桁）	税務、社会保険、年金、選挙等	約4億2,000万人 （累計数）	3億406万人	社会保障庁	社会保険法	1962 年
	カナダ	社会保険番号 （9 桁）	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 （累計数）	3,331万人	人的資源・技能 開発省	雇用保険法	1967 年
住民登録番号を活用	スウェーデン	住民登録番号 （10 桁）	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	922 万人	国税庁	個人登録に関する 法律	1967 年
	デンマーク	住民登録番号 （10 桁）	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	549 万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968 年
	韓国	住民登録番号 （13 桁）	税務、社会保障、住民登録、選 挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,861 万人	行政安全部	住民登録法	1968 年
	フィンランド	住民登録番号 （10 桁）	税務、社会保障、住民登録等	全住民	531 万人	財務省 住民登録局	住民情報法	1960 年代
	ノルウェー	住民登録番号 （11 桁）	税務、社会保険、住民登録、選 挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	477 万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律	1971 年
	シンガポール	住民登録番号 （1 文字+8 桁）	税務、年金、住民登録、選挙、 兵役、車両登録等	全住民	484 万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995 年
	オランダ	市民サービス番号 （9 桁）	税務、社会保障、住民登録等	全住民	1,643 万人	内務省	市民サービス番号法	2007 年 ^{（注4）}
税務番号	イタリア	納税者番号 （6 文字+10 桁）	税務、住民登録、選挙、兵役、 許認可等	約6,323万人	5,983万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の 納税番号に関する大統領令	1977 年
	オーストラリア	納税者番号 （9 桁）	税務、所得保障等	約3,099万人 （累計数） ^{（注2）}	2,143万人	国税庁	1988 年度税制改正法	1989 年
	ドイツ	税務識別番号 （11 桁）	税務	約8,100万人	8,213万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009 年

（参考） フランスには、納税者番号制度はない。

（注1） イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

（注2） オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

（注3） 人口は“Monthly Bulletin of Statistics”（国際連合）による。

（注4） オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた（財務省所管）。

未定稿

主要国における法定資料制度の概要(個人)

(2010年1月)

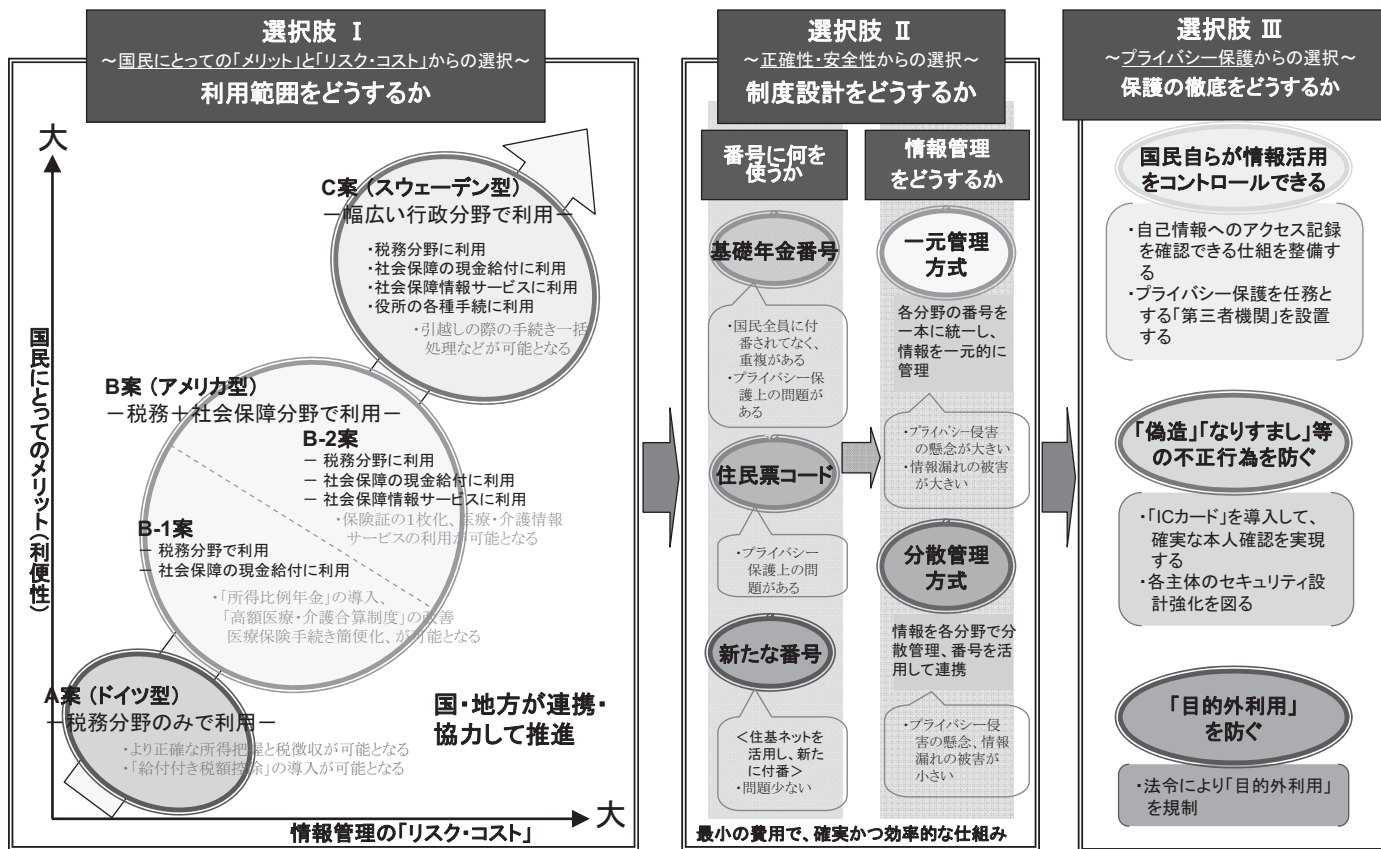
		日 本	アメリカ	オーストラリア	イギリス(注4)	フランス
フ ロ ー プ	金融所得					
	・ 利子	×	○	○	○	○
	・ 配当	○	○	○	○	○
	・ 株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
ス ト ッ ク	不動産譲渡	○	○	×	○	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	×	×	×
	海外送金	○	○	×	×	×
				(注3)		(但し、記録保存義務あり)
ス ト ッ ク	金融資産					
	・ 預貯金口座開設	×	×	○	×	○
	・ 株式保有	×	×	×	○	×
	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
ク	海外資産	×	○	×	○	○

- (注) 1. 「法定資料」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
 2. 上記法定資料の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等があることに留意する必要がある。
 3. オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報を税務当局も利用することができる。
 4. イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
 5. ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

(参考) 納 税 者 番 号	なし	あり	あり	あり(注)	なし
----------------	----	----	----	-------	----

(注) イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的に一部用いられている。

社会保障・税に関わる番号制度 ～3つの視点からの「選択肢」～ < 国民の権利を守るための番号に向けて >



出典：平成22年6月29日公表 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目次

1 地方財政の現状

(資料①) 地方財政の財源不足の状況	85
(資料②) 地方の借入金残高の推移	86
(資料③) 地方一般歳出（決算ベース）の削減状況	87
(資料④) 地方公共団体における定員管理の取組状況について	88
(資料⑤) 地方公務員の給与水準	89

2 地方税制の現状

(資料⑥) 国税・地方税の税収内訳（平成22年度予算・地方財政計画額）	90
(資料⑦) 地方税収の推移	91
(資料⑧) 国・地方の税源配分について（平成20年度）	92
(資料⑨) 平成22年度税制改正大綱（抄）	93
(資料⑩) 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第13号） 附則（抄）	94
(資料⑪-1) 人口一人当たりの税収額の指数（平成20年度決算）(1)	95
(資料⑪-2) 人口一人当たりの税収額の指数（平成20年度決算）(2)	96
(資料⑫) 主要税目（地方税）の税収の推移	97

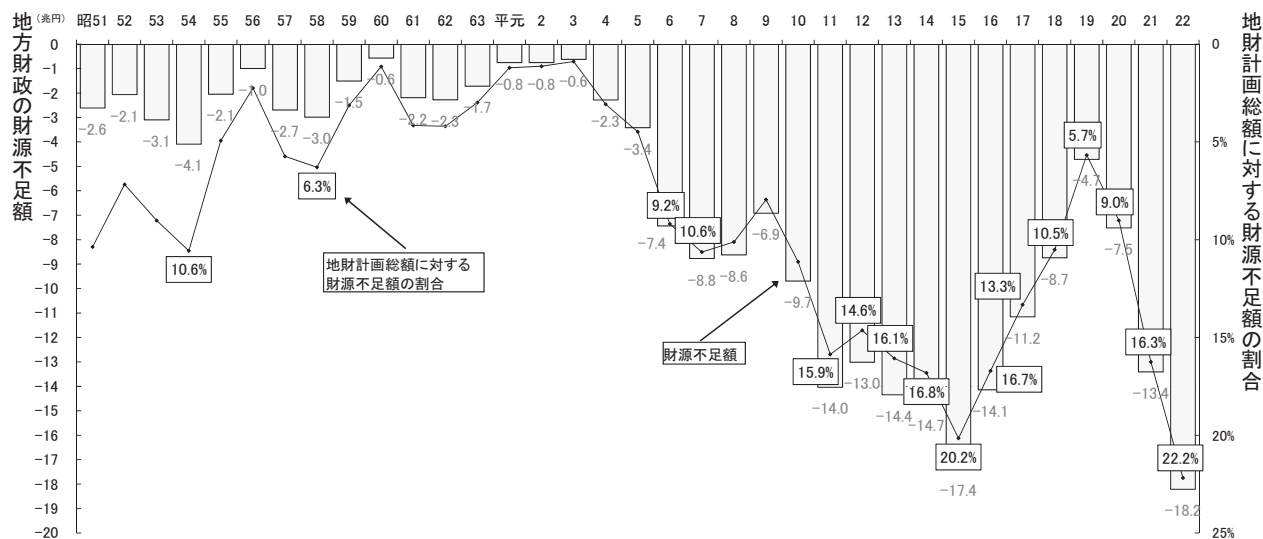
3 地方税制各論

(1) 個人住民税	
(資料⑬) 10%比例税率化による個人住民税の応益原則の強化	98
(資料⑭) 個人所得課税における市町村の税務部局の役割	99
(2) 地方法人二税	
(資料⑮) 地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移	100
(資料⑯) 外形標準課税の導入の趣旨及び制度の概要	101
(3) 地方消費税	
(資料⑰) 地方消費税の現状等について	102
(資料⑱) 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）	103
(資料⑲) 住民福祉を支える地方消費税の引き上げを含む税制抜本改革の提言（抄）	104
(4) 固定資産税	
(資料⑳) 固定資産税収の動向	105
(資料㉑) 固定資産税・都市計画税における税負担軽減措置等（平成21年度末）	106

(5) 地方環境課税	
(資料22) 平成22年度税制改正大綱 (抄)	107
(資料23) 所得税法等の一部を改正する法律附則 (抄)	108
(資料24) 地球温暖化対策税の全体像 (税制調査会 環境省提出資料)	109
(資料25) 日本とEU 諸国のエネルギー課税の税率の比較 (未定稿) (環境省作成資料)	110
(資料26) 環境自動車税 (地方税) の創設 (税制調査会提出資料)	111
(資料27) 地方公共団体の地球温暖化対策について (未定稿) (税制調査会提出資料)	112
(6) 番号制度・地方税の電子化	
(資料28) 番号に関する原口5原則 (第3回検討会資料 (総務省))	113
(資料29) 「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ (第2回検討会資料 (総務省))	114
(資料30) eLTAXについて	115
(資料31) 地方税の電子化 (給与支払報告書の例)	116

地方財政の財源不足の状況

- 個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税や地方交付税の原資となる国税5税が落ち込む一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、平成22年度には18.2兆円の財源不足となり、地方財政計画の約22.2%に達する規模となっている。
- 毎年度の地方の財源不足は、国と地方の借金により穴埋めされており、結局は将来への負担の先延ばしとなっている。

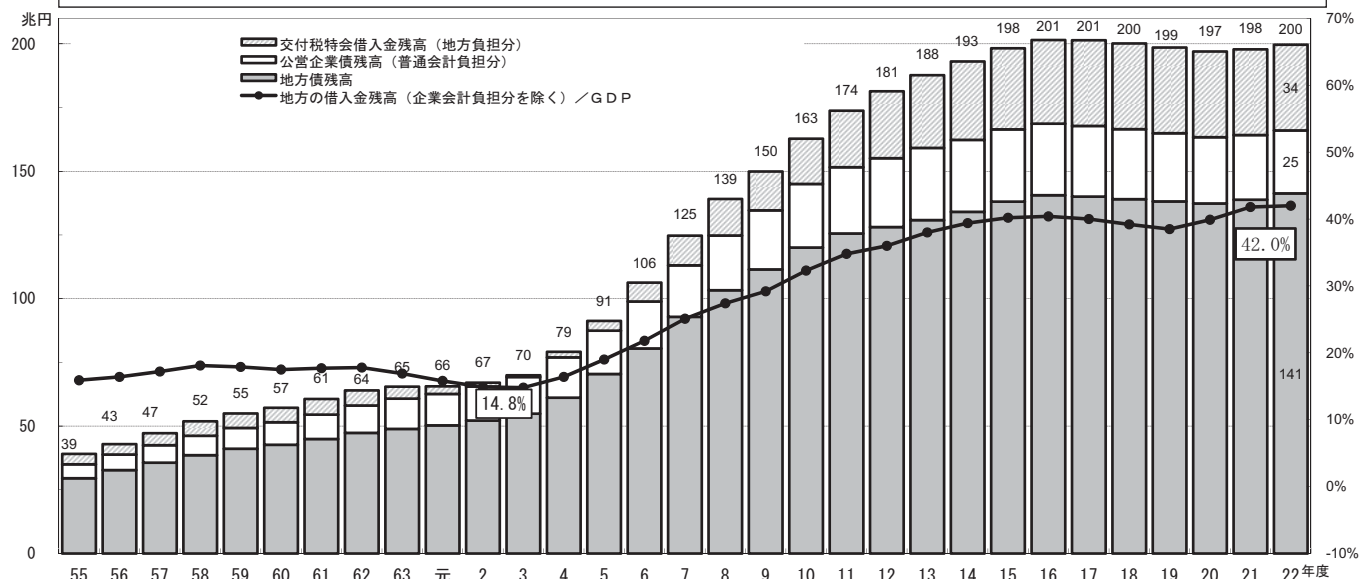


(注)財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である(平成22年度は当初)

地方の借入金残高の推移

○ 地方財政は、22年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。

(公営企業債(企業会計負担分)をあわせれば228兆円)



※1 地方の借入金残高は、平成20年度は決算ベース、平成21年度は実績見込み、平成22年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成20年度は実績値、平成21年度は実績見込み、平成22年度は政府見通しによる。

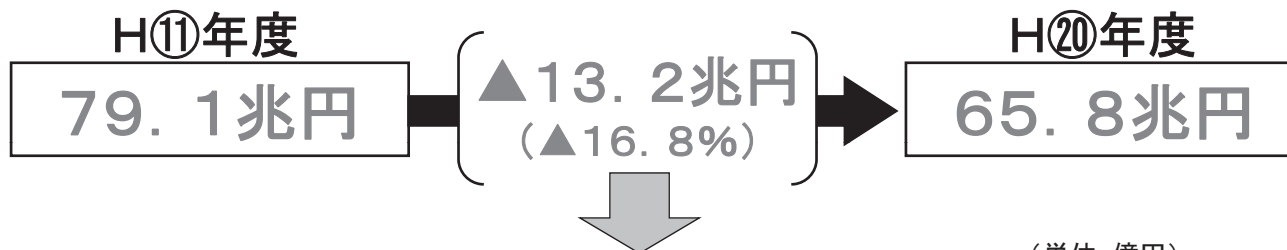
※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	31	30	29

地方一般歳出(決算ベース)の削減状況



(単位: 億円)

		H ^⑪ 年度	H ^⑳ 年度	削減率(%)
都道府県	全都道府県(合計)	430,880	344,249	▲ 20.1
	財政力指数0.45以上の団体(※1)	11,272	9,622	▲ 14.6
	財政力指数0.3以上0.45未満の団体(※2)	7,179	5,051	▲ 29.6
	財政力指数0.3未満の団体(※3)	5,404	3,564	▲ 34.1
市町村	全市町村(合計)	419,733	370,818	▲ 11.7
	10万人規模の市(※4)	270	261	▲ 3.3
	5万人規模の市(※5)	157	135	▲ 14.2
	5,000人規模の町村(※6)	41	27	▲ 33.1

※1 25団体(東京, 愛知, 神奈川, 大阪, 千葉, 埼玉, 静岡, 茨城, 栃木, 福岡, 京都, 広島, 兵庫, 三重, 群馬, 滋賀, 岡山, 岐阜, 宮城, 長野, 香川, 石川, 富山, 山口, 福島)の平均
 ※2 17団体(新潟, 山梨, 奈良, 福井, 愛媛, 北海道, 熊本, 大分, 佐賀, 和歌山, 山形, 徳島, 青森, 岩手, 鹿児島, 宮崎, 沖縄)の平均

※3 5団体(秋田, 長崎, 鳥取, 高知, 島根)の平均

※4 人口9～11万人の市(29団体)の平均

※5 人口4～6万人の市(68団体)の平均

※6 人口4～6千人の町村(104団体)の平均

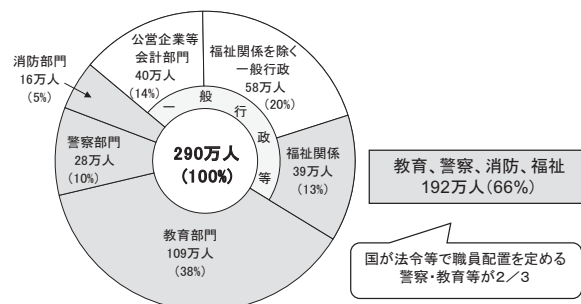
(注) I 地方一般歳出の総額については、都道府県と市町村との間の相互重複額を控除しているため、表中の「全都道府県(合計)」と「全市町村(合計)」との合算額とは一致しない。

II 表示単位未満四捨五入の関係で、計が一致しない箇所がある。

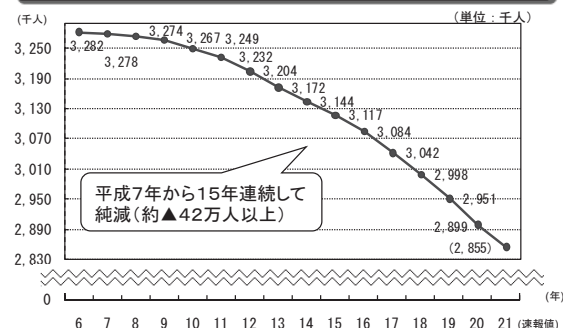
地方公共団体における定員管理の取組状況について

国は、地方に、国と同じ▲5.7%の定員純減を要請しているが、地方公共団体は、H17～H22でこれを上回る▲6.4%の定員純減を着実に実施中であり、H21年までの4年間で▲6.2%の純減を達成した。

全地方公共団体の部門別職員数(H20.4.1現在)



地方公務員数の推移

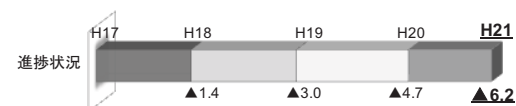


集中改革プランにおける純減目標(H21.8.1時点取りまとめ) 及び純減目標の進捗状況(H17～H21)

区 分	H17～22年 純減数	H17～22年 純減率	H17～21年 純減率実績 (H21速報値)
都道府県	▲ 72,000	▲ 4.5	▲ 4.2
一般行政部門等	▲ 34,000	▲ 12.1	▲ 11.4
政令指定都市	▲ 25,000	▲ 9.4	▲ 8.7
市区町村	▲ 91,000	▲ 8.6	▲ 8.3
合 計	▲ 188,000	▲ 6.4	▲ 6.2

※ 目標については、公表団体の集計(H21.8.1時点取りまとめ)
※ 一般行政部門等の目標は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の数値目標が個別に把握できる団体の合計

H17.4.1～H21.4.1の4年間で、**▲6.2%の純減を達成**



H17.4.1～H22.4.1 の5年間の純減目標
集中改革プランにおける地方公共団体の目標 **▲6.4%**
国の閣議決定で要請している5年間の純減目標 **▲5.7%**

地方公務員の給与水準

- ・ラスパイレス指数(※)(全団体平均)は、98.5(昨年より0.2ポイント低下)
→平成16年から6年連続で国家公務員を下回る。
- ・85.1%の団体(1,571団体)は、ラスパイレス指数が100未満
※学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員給与を100として計算した指数(H21.4.1現在)

ラスパイレス指数の推移

区 分	昭和 38年	昭和 49年	平成 元年	平成 11年	平成 15年	平成 20年	平成 21年
全地方公共 団体平均	105.5	110.6	103.0	101.2	100.1	98.7	98.5

給与削減の取組み

地方の過半数の自治体が人事委員会勧告に基づかない独自の給与カットを行い、人件費を年間約2,500億円抑制した。

○実施団体数 1,139団体
(全団体数1,847団体のうち61.7%)

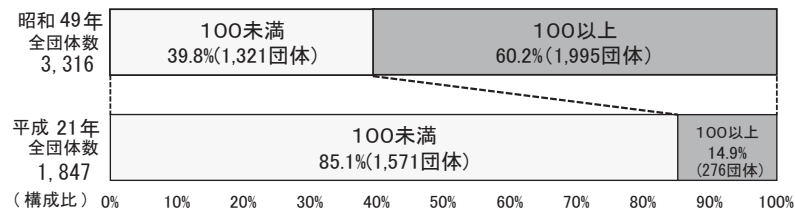
○削減額 約2,500億円
※平成21年4月1日現在

<参考>平均給与月額状況

本給のみで比較するラスパイレス指数は低下しており、諸手当を含む平均給与月額で見ても...

- 国が増加している一方、地方は減少している。
- 地方の方が、平均年齢が高いにもかかわらず、平均給与月額は国を下回っている。

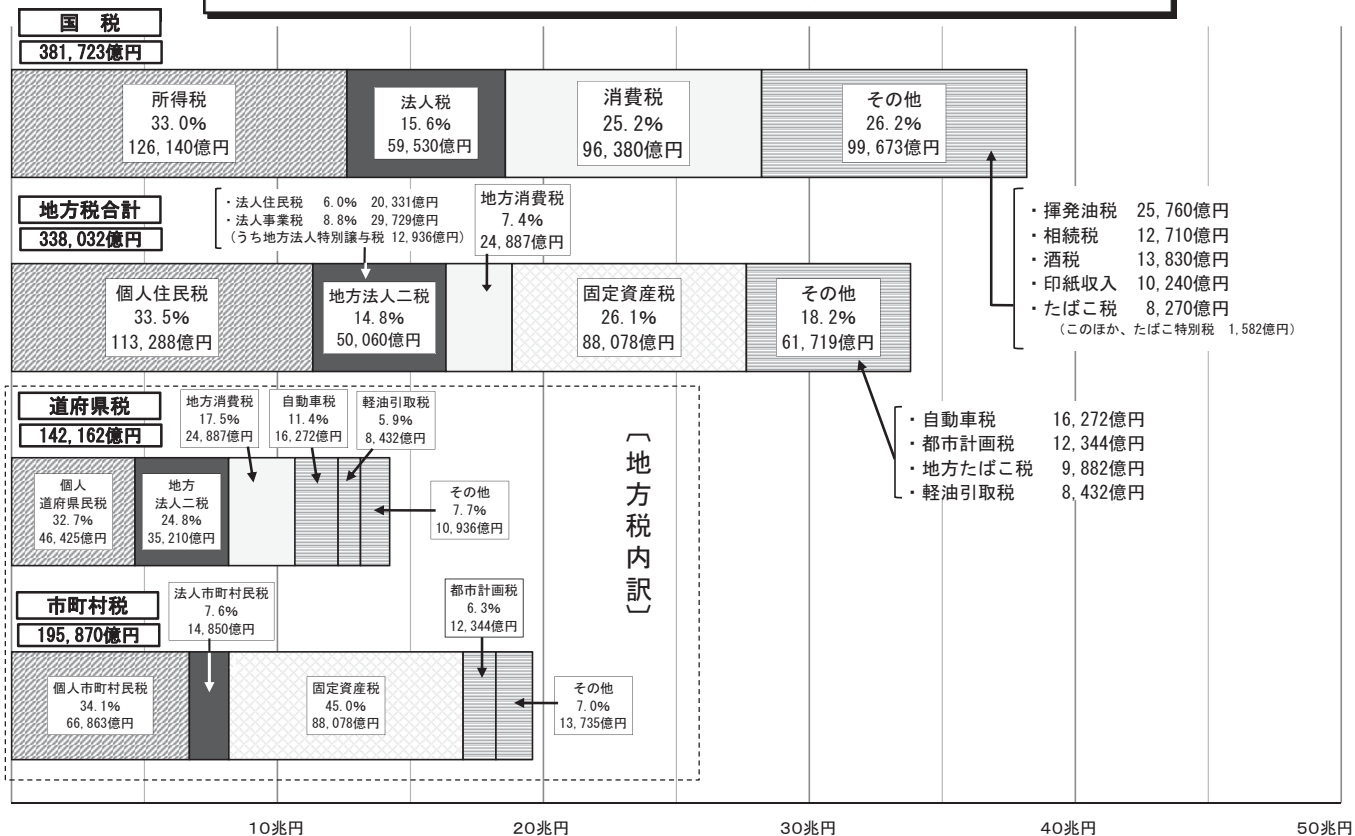
ラスパイレス指数の分布状況



平均給与月額と平均年齢(全職種) (単位:円・歳)

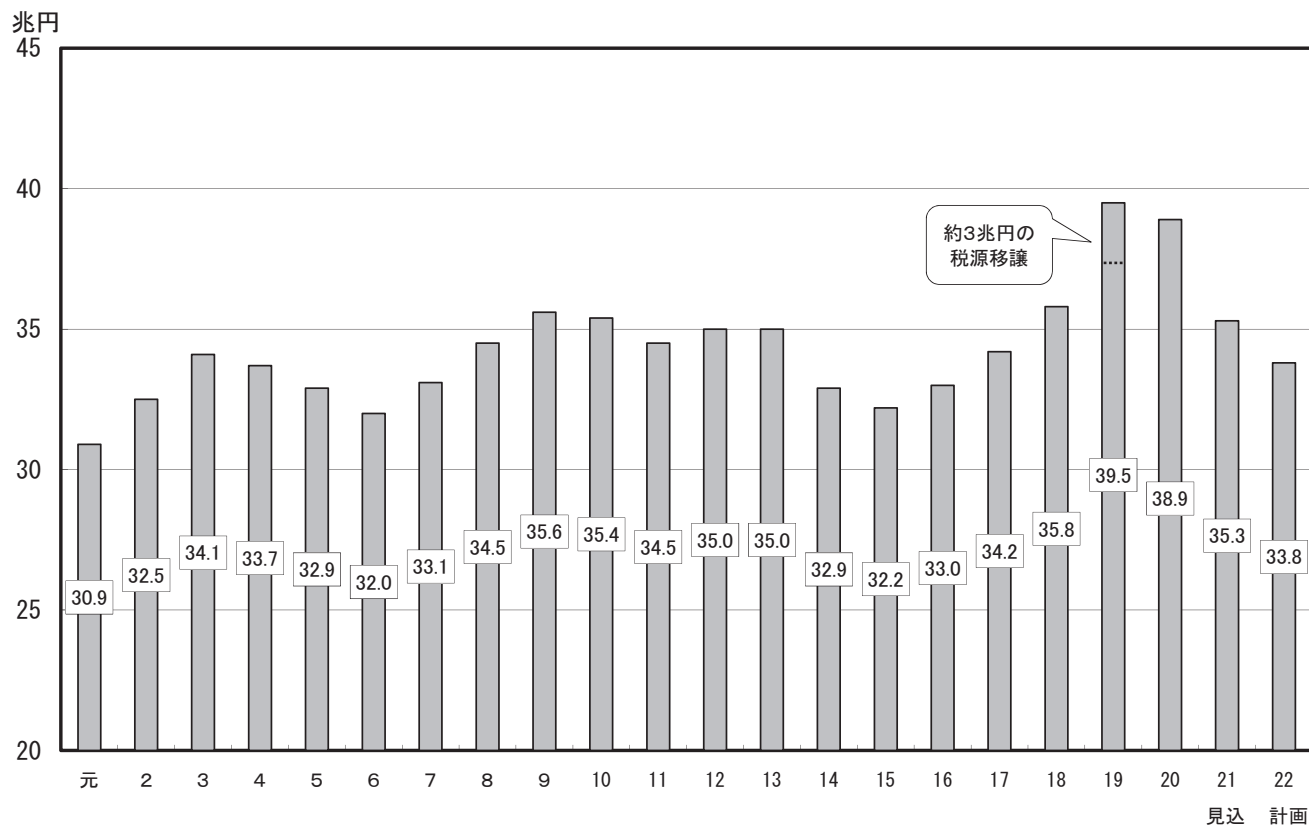
区 分	H20	H21	21 - 20
国(A)	403,984 (41.6)	406,463 (41.9)	2,479 (0.3)
地方(B)	394,608 (43.1)	389,618 (43.1)	△4,990 (0.0)
B-A	△9,376 (1.5)	△16,845 (1.2)	

国税・地方税の税収内訳（平成22年度予算・地方財政計画額）



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別課税を加えた額である。

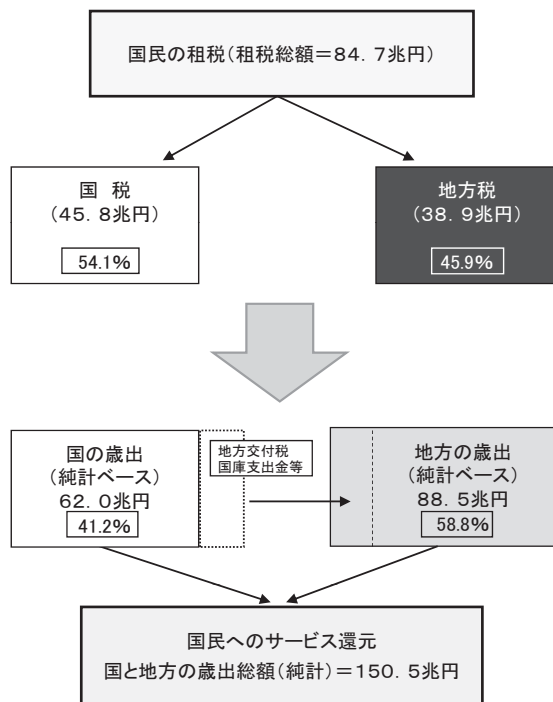
地方税収の推移



(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。

(注2) 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。

国・地方の税源配分について(平成20年度)



◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地 方 税
H18	89.9兆円	54.1兆円 [60.2%]	35.8兆円 [39.8%]
H19	92.2兆円	52.7兆円 [57.1%]	39.5兆円 [42.9%]
H20	84.7兆円	45.8兆円 [54.1%]	38.9兆円 [45.9%]
H21見込	72.1兆円	37.7兆円 [52.3%]	34.4兆円 [47.7%]
H22計画	72.0兆円	38.2兆円 [53.0%]	33.8兆円 [47.0%]

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
国税には、地方法人特別税を含まない。

(注) 現在精査中であり、異動する場合がある。

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
国税には、地方法人特別税を含まない。

平成22年度税制改正大綱(抄)

平成21年12月22日
閣議決定

第1章 税制改革に当たっての基本的考え方

2. 税制改革の視点

第五に、地域主権を確立するための税制を構築していきます。地域再生のためにはもちろんのこと、市民に一番身近な自治体が、自らの権限と責任で自らの税制のあり方を定め、そこから得られる税収によって住民が求める行政サービスを提供することは、納税者としての意識を高め、税の無駄遣いを防ぐことにもつながります。今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

第2章 新しい税制改正の仕組み

1. 新しい税制調査会の設置

地方税制については、地方の声を反映する仕組みを構築することが必要です。税制調査会では、平成22年度税制改正に当たり、全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換を行いました。今後、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

第3章 各主要課題の改革の方向性

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。
社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

(2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し

地方自治体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ります。

(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築

国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していける新たなパートナーシップ関係に転換します。そのため、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第13号） 附則（抄）
（税制の抜本的な改革に係る措置）

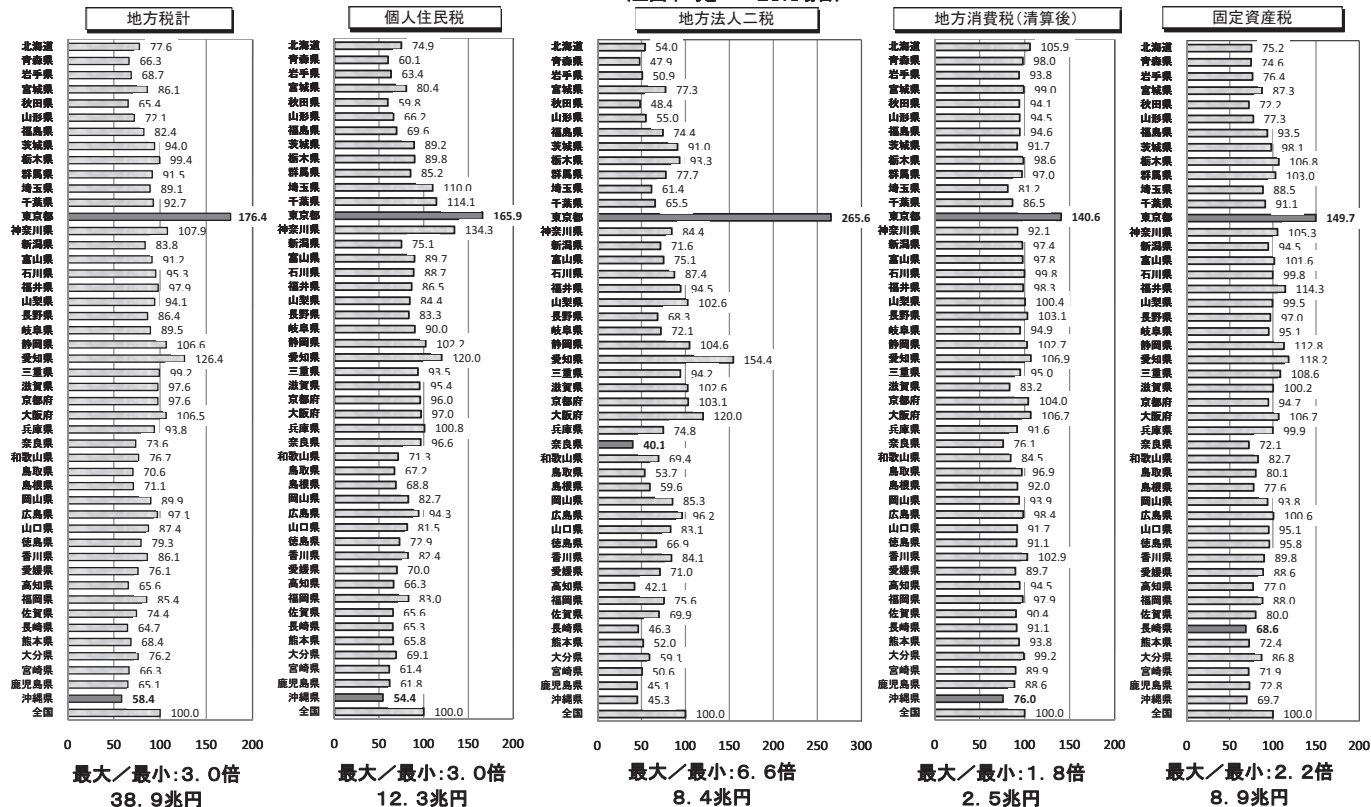
- 第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。
- 2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不漸に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することにより一段と注力して行われるものとする。
- 3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。
- 一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。
- 二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税

標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

- 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
- 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。
- 五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
- 六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。
- 七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
- 八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算)

(全国平均を100とした場合)



(注1) 地方税計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

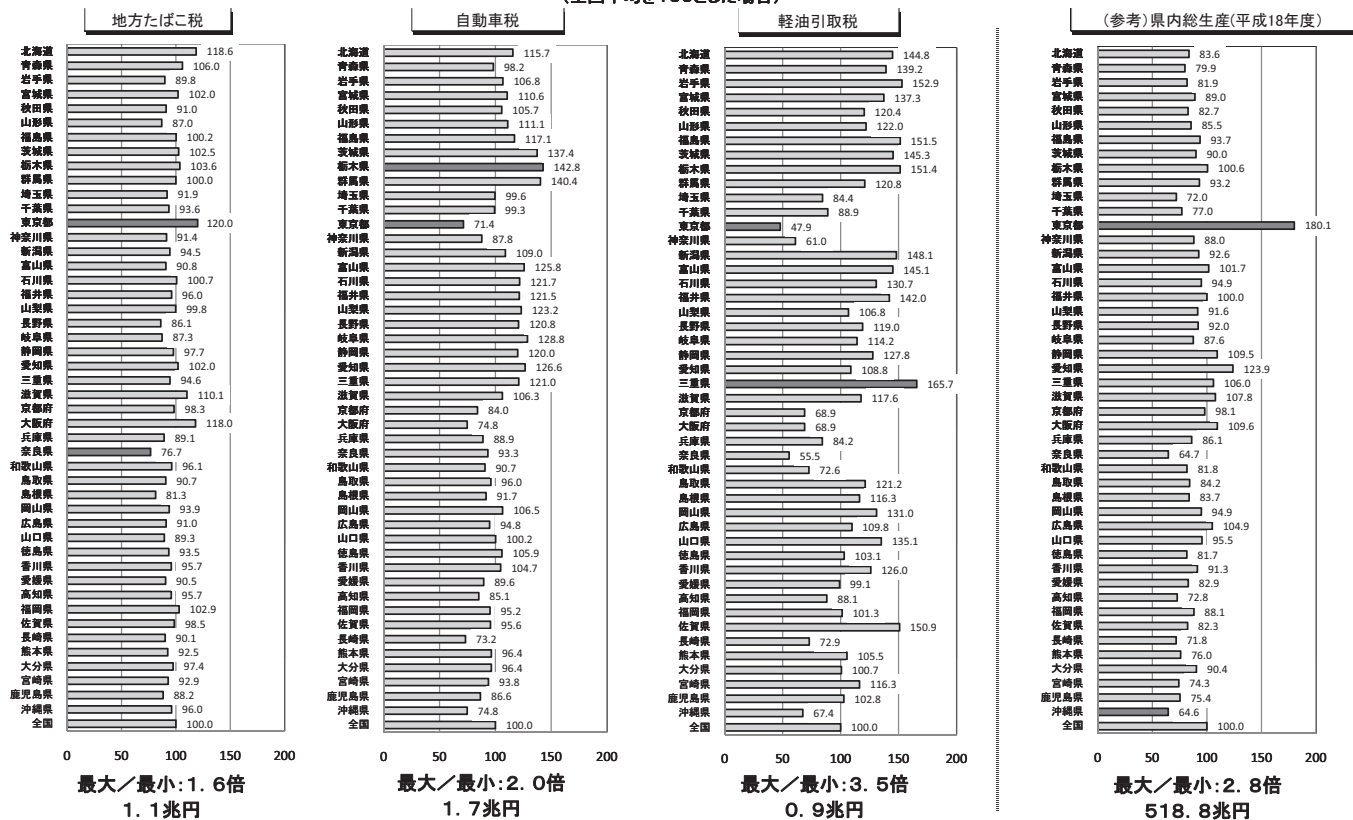
(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算)

(全国平均を100とした場合)



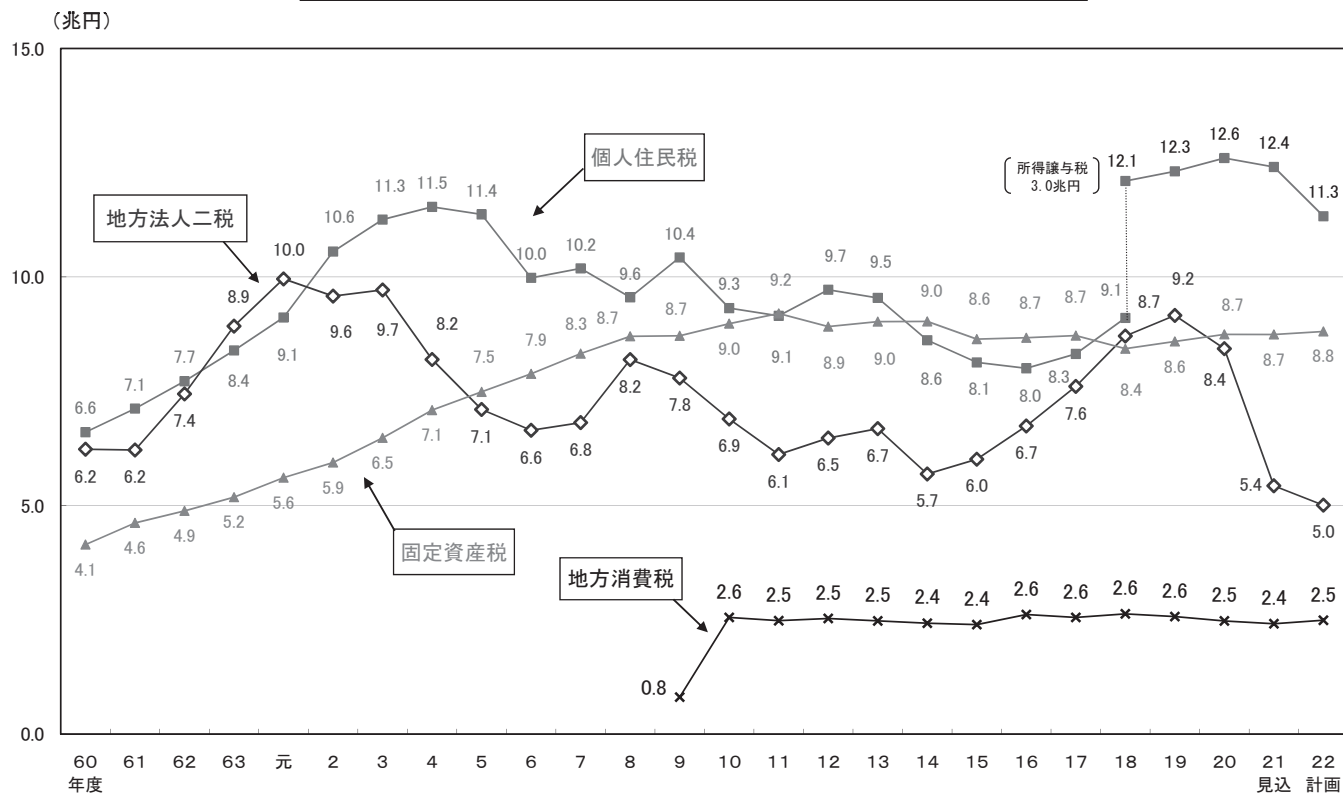
(注1) 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。

(注2) 自動車税の税収額は、超過課税分を除く。

(注3) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

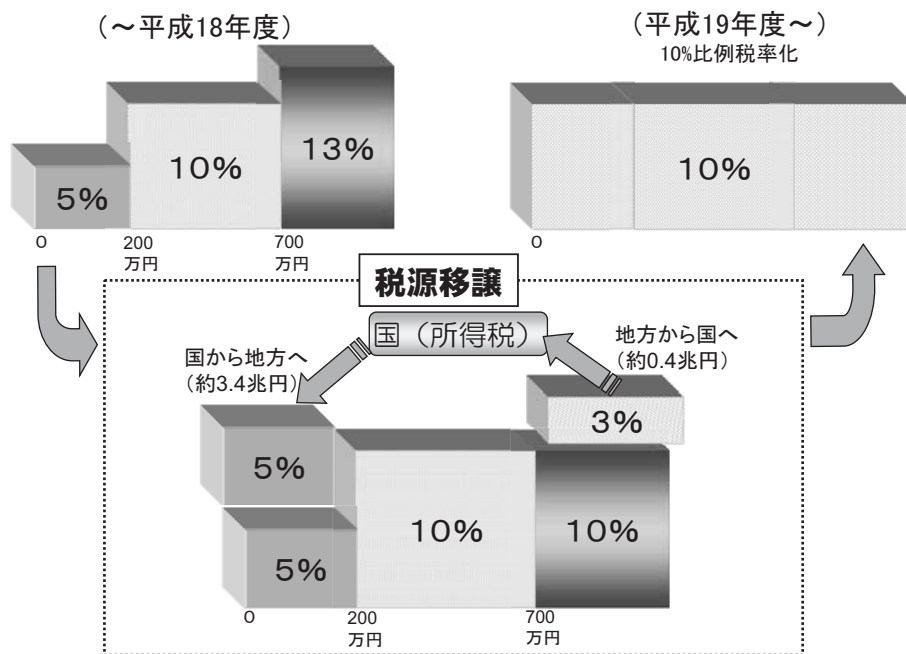
(注4) (参考)は平成18年度の人口1人あたりの県内総生産額である。

主要税目（地方税）の税収の推移

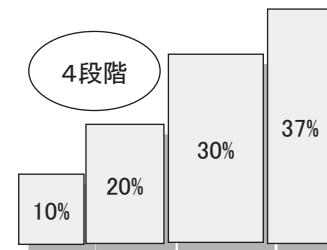


- (備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額(速報値)、22年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税には、地方法人特別譲与税を含む。

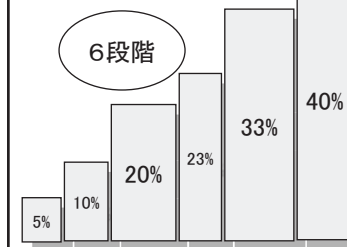
10%比例税率化による個人住民税の応益原則の強化



＜参考＞所得税率
(～平成18年)



(平成19年～)



- 所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで、個人住民税の応益原則を強化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%と累進性を強化

個人所得課税における市町村の税務部局の役割

市町村の税務部局

① 扶養親族の認否に関する情報



※ 市町村の税務部局においては、確定申告書等において申告された扶養親族について、市町村の保有する住民情報(続柄、年齢、世帯状況等)や、当該扶養親族の名寄せ後の合計所得金額等に基づき、控除対象となる扶養親族であるか否かの確認を行っている。

② 名寄せ後の合計所得金額等に関する情報



・給与支払報告書

約4,800万人

・公的年金等支払報告書

約1,200万人

・確定申告書の写し

約2,400万人

・住民税申告書

・独自調査等による情報

約8,400万人

※市町村では所得の名寄せを実施

③ 市町村における所得税の確定申告書の收受



(所得税の確定申告書総数の概ね2割程度を收受)

市町村の税務部局は、市町村で確認した①扶養親族の認否に関する情報の提供等により、国・地方を通じた適正かつ公平な課税に大きく貢献

税務署

課税資料情報
(確定申告書の写し等)

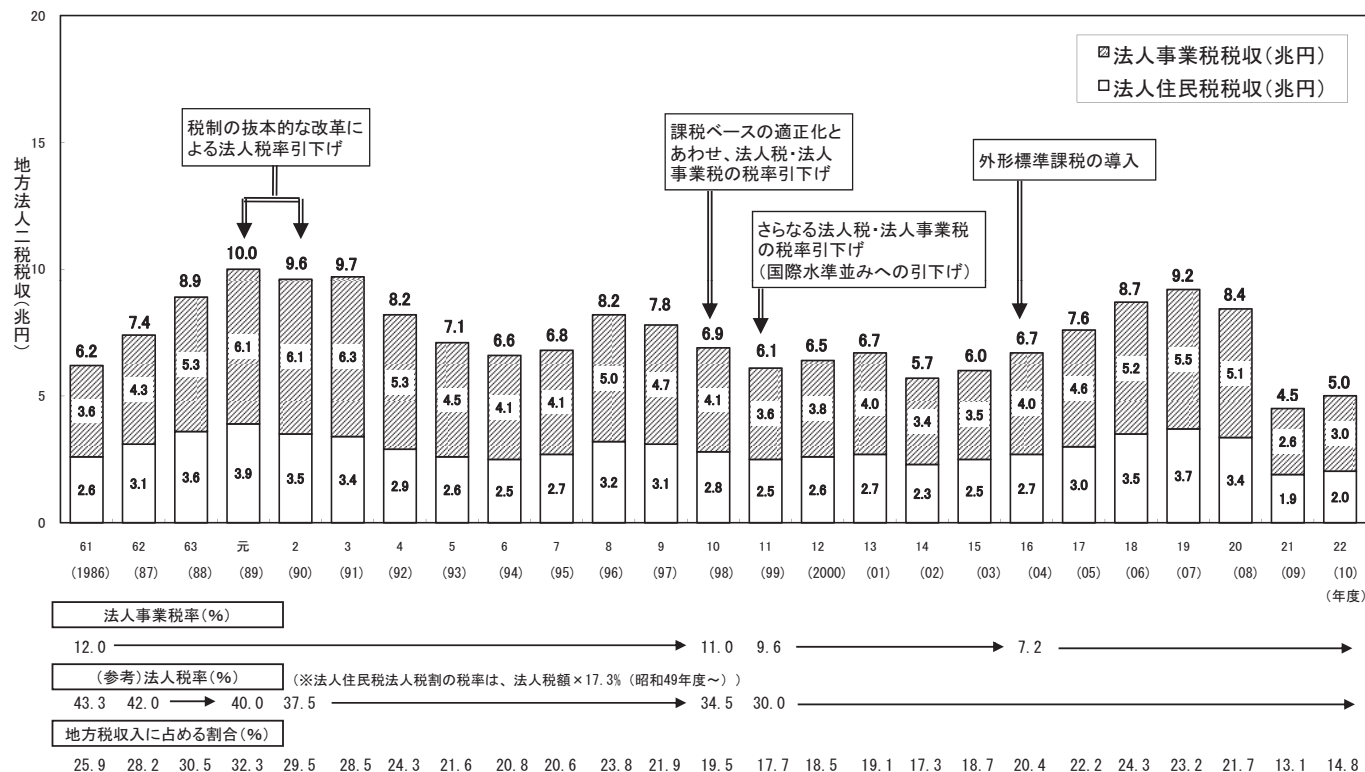
① 扶養親族の認否に関する情報の提供

② 名寄せ後の合計所得金額等に関する情報の提供

③市町村において收受した確定申告書の引き渡し



地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移



- (注) 1 20年度までは決算額(超過課税分を除く)、21年度は決算見込額(超過課税分を除く)、22年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない。
 4 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税として平成21年度：0.6兆円、平成22年度：1.3兆円を加算した額である。

外形標準課税の導入の趣旨及び制度の概要

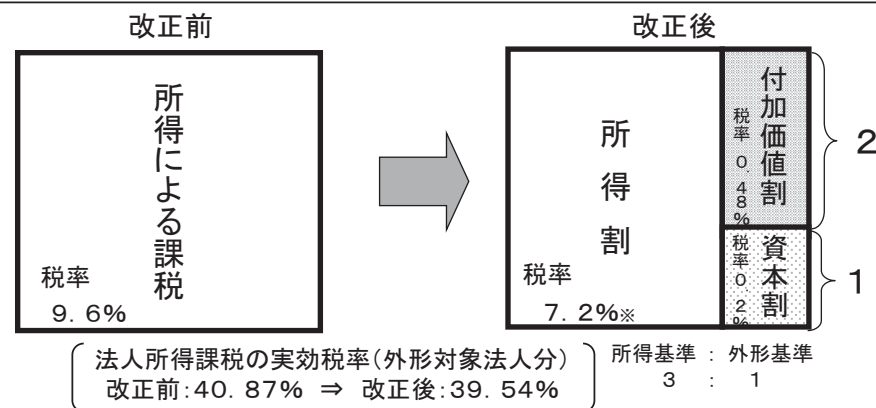
【外形標準課税導入の趣旨】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①事業規模に応じて薄く広く公平に | → 税負担の公平性の確保 |
| ②受益に応じた負担を求める税に | → 応益課税としての税の性格の明確化 |
| ③安定的な行政サービスの提供のために | → 地方分権を支える基幹税の安定化 |
| ④努力した企業が報われる税制に | → 経済の活性化、経済構造改革の促進 |

【制度の概要】

資本金1億円を超える法人（大法人）を対象。（全法人約251万社のうち、約2.9万社が対象。）

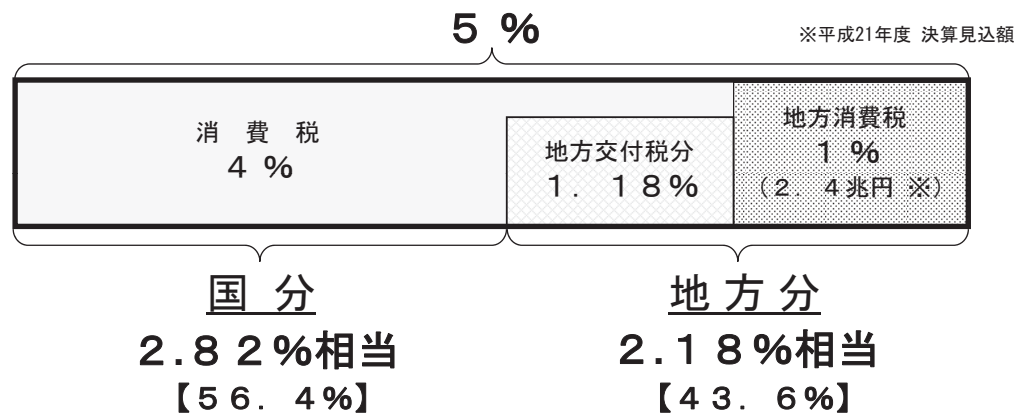
4分の1(*)が外形標準課税、4分の3は所得課税。（* H3～H12の平均税収(大法人分)の4分の1を外形化。）



※平成20年10月1日以降に開始する事業年度から2.9%の税率が適用となる。

地方消費税の現状等について

現状



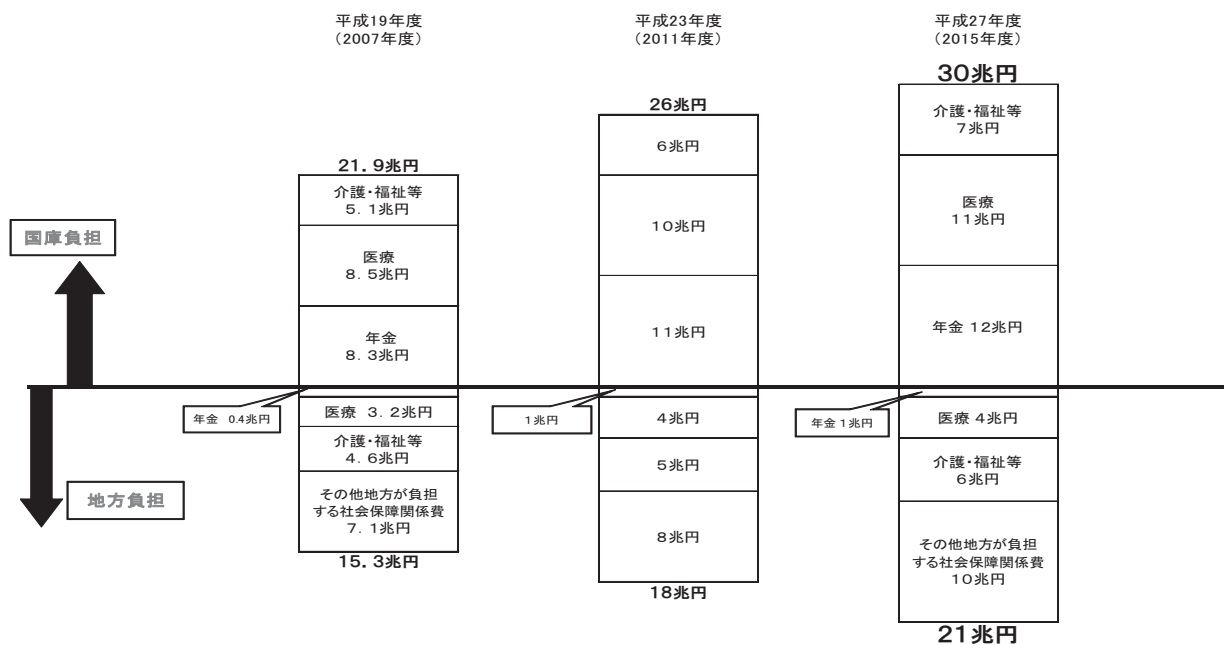
参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(平成6年10月)(抄)】

- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほか、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供。



※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース。同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査（決算速報ベース）に基づいて推計。

※ 平成20年10月時点の推計。その後の審査により、数値に異動が生じる場合がある。

住民福祉を支える地方消費税の引き上げを含む税制抜本改革の提言(抄)

平成22年7月16日
全国知事会

(前略) 地方は国をはるかに上回る歳出削減を行っており、行革努力のみでは増大する社会保障等の行政サービス需要に対応できない。また、身近なサービス水準の更なる切り下げや廃止を行えば、住民生活が立ち行かなくなり、国民の理解を得ることは困難である。

我が国経済がいまだ順調な回復軌道に乗ったとはいえない現状においては、まずは新成長戦略を大胆に実行することに全力を挙げるべきであるが、根本的な解決のためには、国・地方を通じた歳入増加策が不可避であり、地方においては、少子高齢化や地域主権改革の進展の下で、住民が安心して暮らすことができる行政サービスを支えるための確かな財源が不可欠である。

このような見地から、全国知事会として、以下のとおり提言する。

- (1) 今後、社会保障をはじめ住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革に取り組むべきである。

地方消費税の引き上げは、経済状況の好転を前提に低所得者等の負担にも配慮しつつ、消費税を含む税制の抜本改革の中で実現を図るべきである。

各都道府県においても、住民の理解が得られるよう、さらなる行革を断行するとともに、国に対し徹底した無駄の排除を求めている。

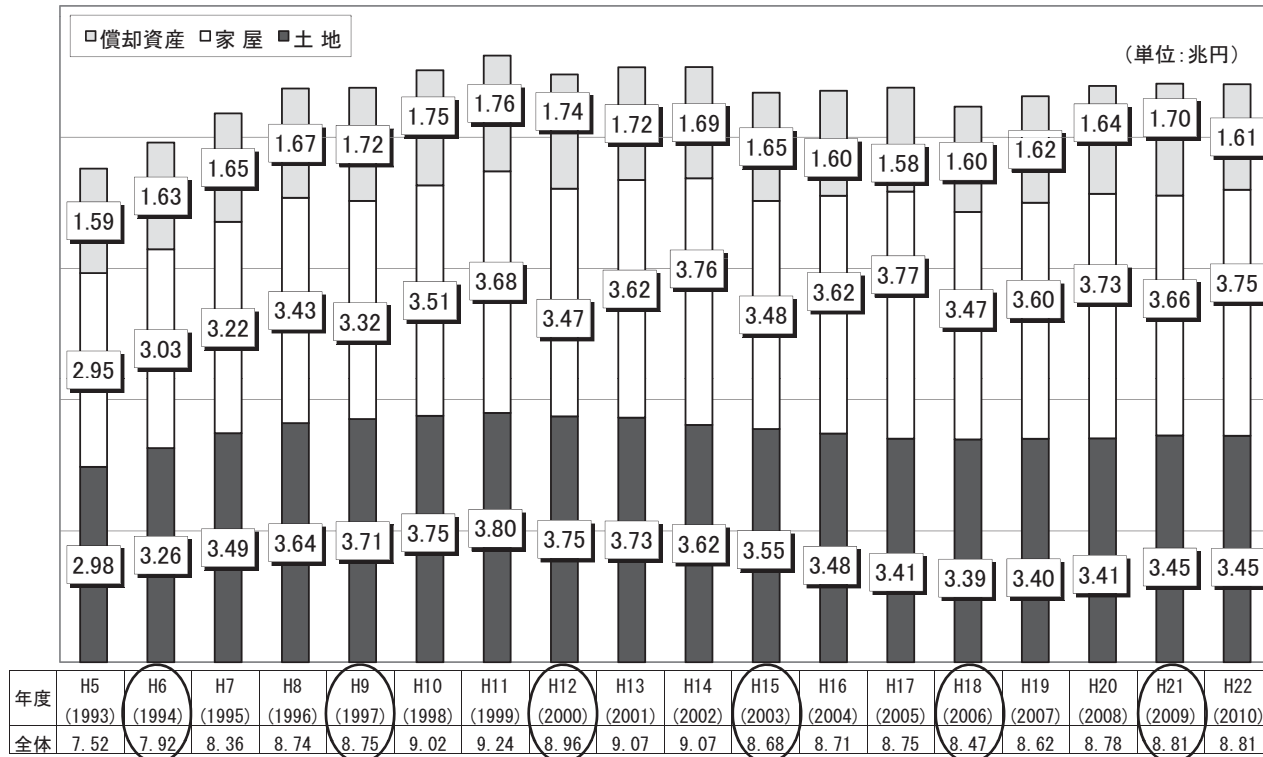
- (2) 地方消費税は、少子高齢化や地域主権改革の進展に伴い増大する地方の役割を踏まえ、今後の行政サービス需要を賄える水準に引き上げ、地方の税財源(交付税原資分を含む)を充実確保すべきである。

特に、地方は、社会保障給付に対する応分の負担に加え、地方の事情に対応する緊要度の高いサービスを含め、医療・介護・保育など雇用創出効果の高い現物給付を担っており、国・地方を通じた「強い社会保障」の実現のためには、地方消費税の引き上げを通じた安定財源の確保が不可欠である。

- (3) 都道府県知事は、市町村長とも連携して、消費税・地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革の実現に向けて、地方の立場から積極的に提言を行い、国民の理解を得ていく運動を推進し、責任を果たしていく決意である。

国政においては、今後の税制の抜本改革の具体化に当たり、与野党の協議の場を早期に設置し、国民に開かれた形での議論とともに、地方の参画のもとで地方の実態を踏まえた十分な検討を行うことを強く求める。

固定資産税収の動向



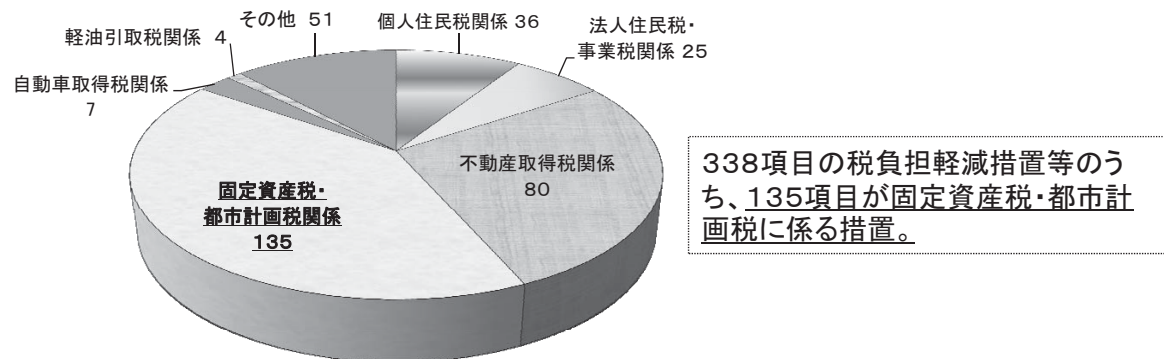
(注) 1 平成20年度までは決算額、平成21年度及び平成22年度は地方財政計画ベースの収入見込額である。

2 丸がついた年度は、評価替え年度である。

3 大規模償却資産に係る道府県分は含まれていない。

固定資産税・都市計画税における税負担軽減措置等(平成21年度末)

○ 地方税法による税負担軽減措置等の項目数



(注1) 上記のほか、国の租税特別措置の直接の影響を受けるものが、個人住民税関係で所得税関係111件中41件、法人二税関係で法人税関係92件中88件ある。

(注2) 平成21年6月26日までの公布法令に基づいている。

○ 地方税法における税負担軽減措置等による減収額

単位: 億円

	減収額
地方税法による税負担軽減措置等による減収額合計	▲13,630
一 固定資産税・都市計画税関係 (上記のうち新築住宅に係る特例措置)	▲2,670 (▲1,540)

※ 地方税法の規定により減収となる特例のうち、平成21年度に適用される措置に基づく減収見込額(平年度ベース)が10億円以上のものについて試算したものである。

平成22年度税制改正大綱(抄)

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

④ 地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

第4章 平成22年度税制改正

11. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

所得税法等の一部を改正する法律附則(抄)

(地球温暖化対策のための税についての検討)

第百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

(車体課税についての検討)

第百四十九条 政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

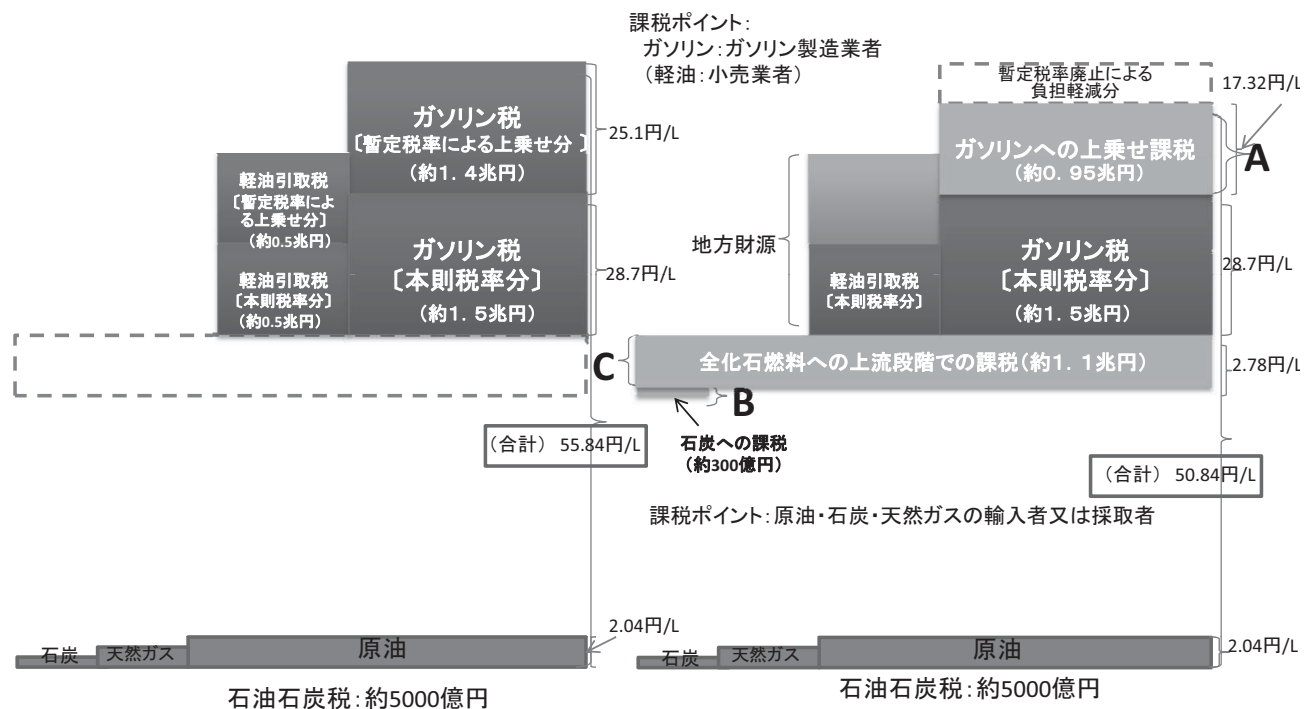
地球温暖化対策税の全体像

平成21年12月7日
税制調査会
環境省提出資料

※【〇円/L】は、ガソリンの税率

〔現行制度〕

〔導入後〕



未定稿

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕
イギリス	89.80 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 89.80	89.80 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 89.80	16.57 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 16.57	2.12 (円/kg) 気候変動税 : 2.12	4.61 (円/kg) 気候変動税 : 4.61	0.779 (円/kWh) 気候変動税 : 0.779
ドイツ	91.53 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 91.53〕	65.78 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 65.78〕	3.43 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.43〕	1.23 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.23〕	5.38 (円/kg) 〔エネルギー税 : 5.38〕	1.720 (円/kWh) 〔電気税 : 1.720〕
フランス	84.87 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 84.87〕	59.91 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 59.91〕	2.33 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 2.33〕	1.23 (円/kg) 〔石炭税 : 1.23〕	2.91 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 2.91〕	— 〔地方電気税 : 従価税 ^(注9) 〕
オランダ	97.99 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 97.99〕	59.25 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 59.25〕	59.25 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 59.25〕	1.84 (円/kg) 〔石炭税 : 1.84〕	33.99~1.72 (円/kg) 〔エネルギー税〕	15.173~0.070 (円/kWh) 〔エネルギー税〕
フィンランド	87.68 (円/ℓ) 液体燃料税 〔基本税 : 80.05 —付加税 : 6.68 —戦略備蓄料 : 0.95〕	50.90 (円/ℓ) 液体燃料税 〔基本税 : 42.89 —付加税 : 7.52 —戦略備蓄料 : 0.49〕	8.43 (円/ℓ) 液体燃料税 〔基本税 : — —付加税 : 8.08 —戦略備蓄料 : 0.35〕	6.25 (円/kg) 電気・特定燃料税 〔基本税 : — —付加税 : 6.09 —戦略備蓄料 : 0.17〕	4.10 (円/kg) 電気・特定燃料税 〔基本税 : — —付加税 : 3.92 —戦略備蓄料 : 0.18〕	0.326 (円/kWh) 電気・特定燃料税 〔基本税 : — —付加税 : 0.308 —戦略備蓄料 : 0.018〕
デンマーク	77.19 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 72.98 CO2税 : 4.20〕	57.87 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 53.24 CO2税 : 4.64〕	40.92 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 35.97 CO2税 : 4.95〕	31.85 (円/kg) 石炭税 : 27.69 CO2税 : 4.16	66.92 (円/kg) 天然ガス税 : 61.09 CO2税 : 5.83	12.667 (円/kWh) 電気税 : 11.016 CO2税 : 1.651
EU最低税率	50.20 (円/ℓ)	42.23 (円/ℓ)	1.89 (円/ℓ)	0.56 (円/kg)	1.32 (円/kg)	0.070 (円/kWh)

(注1) 使途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金のみ)。

(注6) フランスの税率は市で最大8%、県で最大4%である。

(注7) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。

(注8) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、

表中で網掛けをしている。

(注9) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約1,689円に設定されており、表中では網掛けをしている。

(注10) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m3)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m3)を用いて単位を揃えている。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

環境自動車税(地方税)の創設

平成21年12月7日
税制調査会提出資料

民主党Manifesto

- 「将来的には、(略) **自動車重量税は自動車税と一本化**」
- 「CO2等排出量について、**2020年までに25%減**(1990年比)」

欧州の動向

- 既に**17カ国**において、自動車税又は自動車登録税の課税標準等に**CO2を導入**

《代表的な導入国》

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク 等

※ヨーロッパ自動車工業会資料による

検討の方向性

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

現 在

自動車税(地方税)

(1.6兆円(21年度地財ベース))

排気量(cc)に応じた課税

自動車重量税(国税)

(本則分0.4兆円、暫定上乗せ分0.5兆円(21年度予算ベース))

車両重量に応じた課税

一本化

環境自動車税(地方税)のイメージ

環境損傷負担金的性格
(CO2排出量を勘案した税率)

財産税的性格
(財産的価値を勘案した税率)

注) 課税標準、税率、徴収方法など制度の詳細は今後有識者を交え検討。

地方公共団体の地球温暖化対策について(未定稿)

平成21年12月7日
税制調査会提出資料

- 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)においては、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策へ取り組むことが求められている。

- 地方公共団体合計で1兆5,058億円(都道府県:7,852億円、市町村:7,207億円)。

(億円)

地球温暖化対策	取 組 例	都道府県	市町村
エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・地中熱を利用した融雪施設の設置 ・共同溝の整備	3,645	4,722
非エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進	18	796
メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策	・焼却灰処理「エコセメント」化の推進(焼却灰の有効利用) ・環境にやさしい農業者(エコファーマー)の認定	276	335
代替フロン等に関する対策・施策	・代替製品の調達	1	8
温室効果ガス吸収源対策・施策	・都市林の保全や都市公園施設の整備 ・森林病害虫(松くい虫)の防除	3,409	1,121
横断的施策	・温暖化対策地域推進計画の策定	1	1
その他の温暖化対策	・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定	502	224
合 計		7,852	7,207

※ 都道府県及び市町村の「地球温暖化対策」に係る平成20年度予算額を調査。

…調査に当たっては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施。

番号に関する原口5原則

第3回検討会資料
(総務省)**I 国民の権利を守るための番号であること****【権利保障の原則】**

社会保障給付や種々の行政サービスの提供を適切に受ける国民の権利を守るための番号であり、重複なく、漏れなく、正確かつ安全に付番を行う。

II 自らの情報を不正に利用・ストックされず、また、自らこれにアクセスし確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること 【自己情報コントロールの原則】

自らの情報が不正に利用・ストックされることなく、また、合理的な方法で、かつ、わかりやすい形で、自らの情報に自由にアクセス（フリーアクセス）し、内容の確認・修正ができる（自己情報コントロール権）。

III 利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること 【プライバシー保護の原則】

自らの情報についてどのような行政機関がどのような目的で利用するのか明確な制度とするとともに、最新の暗号化技術により情報漏洩防止に万全を期し、分野をまたがる情報の名寄せを防ぐ。

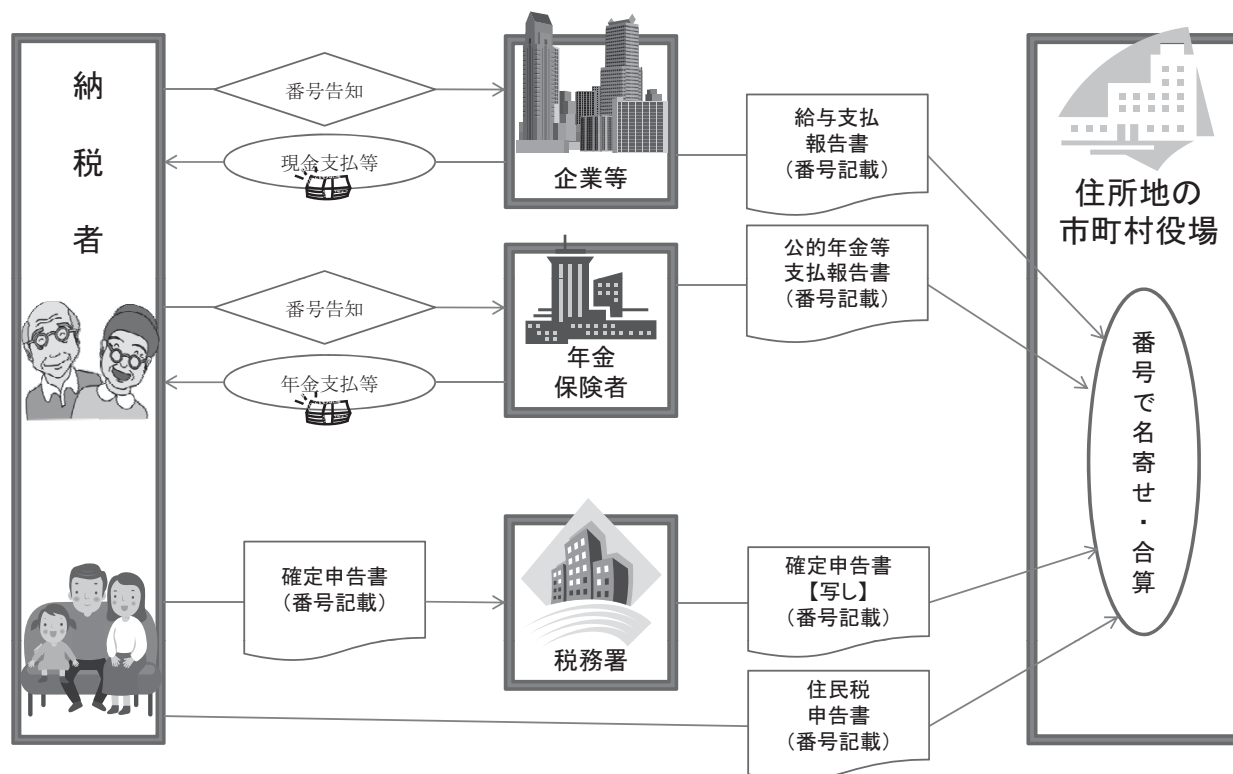
IV 費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること**【最大効率化の原則】**

既存インフラを有効活用し効率的な仕組みを構築する。また、クラウドコンピューティングの手法により、各分野内でのシステムの共同利用を積極的に進める。

V 国と地方が協力しながら進めること**【国・地方協力の原則】**

より良い行政サービスを提供できるよう、国と地方が協力しながら電子政府を推進する。

「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ



※ 自動車税など他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待されるなど、その意義は大きい。

eLTAXについて

1. eLTAX(エルタックス:地方税共同電子申告システム&ネットワーク)の現状(平成22年4月1日現在)

- eLTAX接続団体 全47都道府県 及び 1,750市区町村 (全19政令市を含む) / 全1,750市区町村
※ 全都道府県、全市区町村がeLTAXに接続
- 電子申告サービス対応団体 . . . 全47都道府県 及び 788市区町村 (全19政令市を含む) / 全1,750市区町村
※ 788市区町村は、「2. 電子申告サービスの内容」のうち、いずれか1つ以上対応している団体数

2. 電子申告サービスの内容

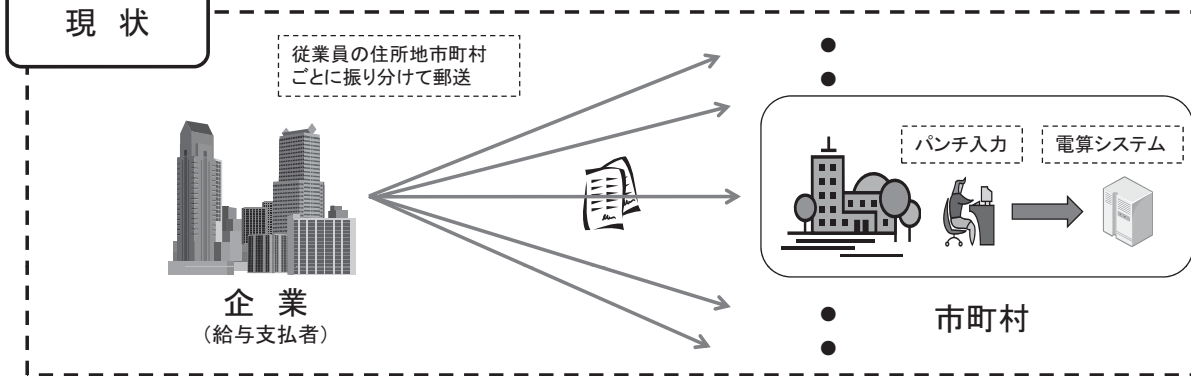
- 法人2税 (802団体)、固定資産税(償却資産)(720団体)、事業所税(47団体) の電子申告
- 給与支払報告書(778団体)、法人設立届等 (756団体) の電子的提出
- 電子納税 (9団体)
※ 団体数は、都道府県及び市区町村の対応団体数

3. 今後の取組みのポイント

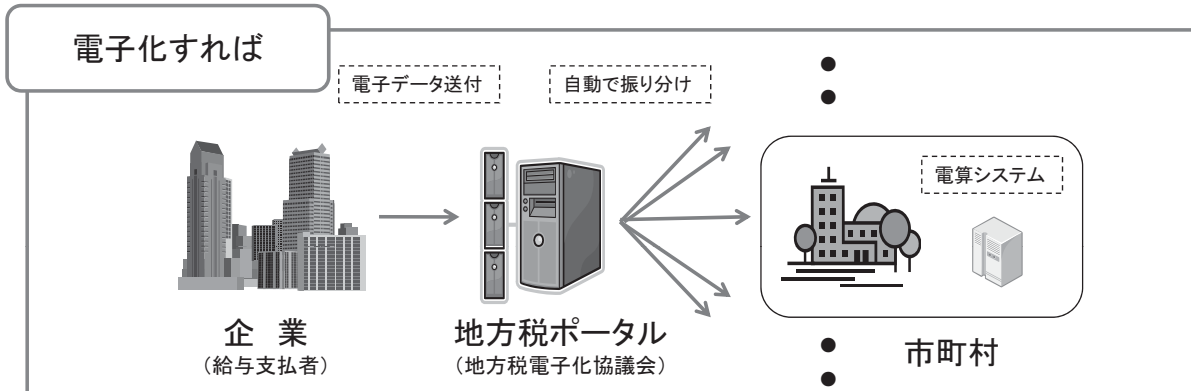
- 国民の利便性向上に向けて、全ての市区町村において、電子申告を早期に開始することが重要。
- 平成23年1月開始予定の国税連携(所得税申告書等のデータ連携)に向け、必要な準備を進めることが重要。

地方税の電子化(給与支払報告書の例)

現 状



電子化すれば



○企業 — 市町村ごとの振り分け、紙出力及び郵送が不要

○市町村 — パンチ入力が不要

國際課稅關係資料

財務省主税局参事官室

目 次

(国際課税資料 1)	国際課税の基本的考え方	119
(国際課税資料 2)	国内法に定める国際課税	120
(国際課税資料 3)	我が国の課税権の範囲	121
(国際課税資料 4)	個人納税者の区分と課税所得の範囲	122
(国際課税資料 5)	法人納税者の区分と課税所得の範囲	123
(国際課税資料 6)	外国税額控除制度の概要	124
(国際課税資料 7)	外国子会社配当益金不算入制度の導入 (平成21年度改正)	
	(経済産業省作成資料)	125
(国際課税資料 8)	国際課税関係の主な平成22年度税制改正事項	126
(国際課税資料 9)	外国子会社合算税制について (平成22年改正後)	127
(国際課税資料 10)	外国子会社合算税制の見直し	128
(国際課税資料 11)	外国子会社合算税制の概要及び主な改正事項	129
(国際課税資料 12)	トリガー税率の引下げ (25%→20%) (経済産業省作成資料)	130
(国際課税資料 13)	地域統括会社のイメージ (例)	131
(国際課税資料 14)	資産性所得に対する合算課税	132
(国際課税資料 15)	主要国における外国子会社合算税制の概要 (未定稿)	133
(国際課税資料 16)	移転価格税制について	134
(国際課税資料 17)	移転価格税制の見直し	135
(国際課税資料 18)	移転価格税制における価格算定文書の明確化 (平成22年度改正)	136
(国際課税資料 19)	移転価格税制における価格算定文書の範囲	137
(国際課税資料 20)	主要国における移転価格税制に係る文書化制度の概要 (未定稿)	138
(国際課税資料 21)	非居住者・外国法人に対する公社債の利子に係る課税の概要	139
(国際課税資料 22)	非居住者・外国法人が受ける振替債等の利子等の非課税制度の改正	140
(国際課税資料 23)	情報交換についての国内法整備	141
(国際課税資料 24)	平成22年度税制改正大綱 (抄)	142
(国際課税資料 25)	OECD 移転価格ガイドラインの見直しについて	143
(国際課税資料 26)	OECD 移転価格ガイドラインの主な改訂点	144
(国際課税資料 27)	恒久的施設 (PE) の帰属所得に関する検討	145
(国際課税資料 28)	外国法人の事業所得課税の考え方	146
(国際課税資料 29)	租税回避を巡る国際的な議論の動向	147
(国際課税資料 30)	タックスヘイブンのどこが問題か	148
(国際課税資料 31)	タックスヘイブン判定基準の変遷	149
(国際課税資料 32)	2005年 OECD モデル租税条約第26条	150
(国際課税資料 33)	G20 ロンドン・サミット首脳宣言 (抄)	151
(国際課税資料 34)	G20 ピッツバーク・サミット首脳宣言 (抄)	152
(国際課税資料 35)	G20 財務大臣会合コミュニケ (抄)	153

(国際課税資料36)	OECD 事務総長から G20財務大臣会合（4月22－23日於 ワシントン）に宛てた OECD 事務局報告書のポイント	154
(国際課税資料37)	G20 トロント・サミット首脳宣言（抄）	155
(国際課税資料38)	A PROGRESS REPORT ON THE JURISDICTIONS SURVEYED BY THE OECD GLOBAL FORUM IN IMPLEMENTING THE INTERNATIONALLY AGREED TAX STANDARD	156
(国際課税資料39－1)	主要国の租税回避防止に関する措置の概要（未定稿）（1）	157
(国際課税資料39－2)	主要国の租税回避防止に関する措置の概要（未定稿）（2）	158
(国際課税資料40)	欧州評議会・OECD 税務行政執行共助条約について	159
(国際課税資料41)	徴収共助（イマージ）	160
(国際課税資料42)	租税条約の概要	161
(国際課税資料43)	投資交流の促進	162
(国際課税資料44)	我が国の租税条約ネットワーク	163
(国際課税資料45)	租税条約交渉の現状	164
(国際課税資料46－1)	報道発表（財務省）オランダ王国との新租税条約が 署名されました	165
(国際課税資料46－2)	報道発表（財務省）オランダ王国との新租税条約の ポイント	166
(国際課税資料47)	相互協議に係る仲裁制度（イマージ図）	167
(国際課税資料48)	租税条約ネットワークの拡充	168

国際課税の基本的考え方

- ・ 近時、経済取引のグローバル化や企業の海外進出形態の複雑化・多様化がますます進展し、これに伴い、税務執行も困難化。
- ・ 国際課税に関しては、こうした経済実態の変化を踏まえつつ、以下の政策目的実現に向けた施策を不断に実施していく必要。

➤ 我が国の適切な課税権の確保

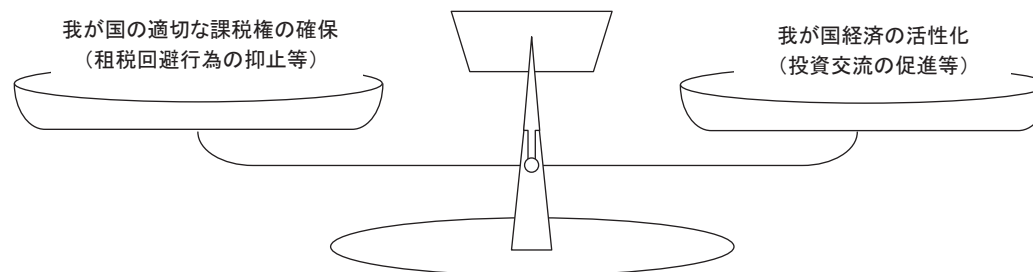
- 租税条約等による外国当局との間の情報交換ネットワークの構築
- 国際的租税回避への対応(外国子会社合算税制、移転価格税制等)等

➤ 我が国経済の活性化

- 投資交流促進等

➤ 国際的な二重課税の調整

- 外国税額控除制度、外国当局との調整の場の設定等



国内法に定める国際課税

- (1) 我が国の課税権の範囲（外国法人・非居住者課税（明治32年～）等）
- (2) 外国税額控除制度（昭和28年～）
- (3) 外国子会社合算税制（昭和53年～）
- (4) 移転価格税制（昭和61年～）
- (5) 過少資本税制（平成4年～）

《国内法改正にあたっての3つの視点》

- ① 経済活動の実態の変化への対応
- ② 税の公平性・中立性の確保／租税回避行為への対応
- ③ 確実な執行の確保・手続の整備

我が国の課税権の範囲

⇒ 我が国において課税の対象としているのは、居住者・内国法人の場合には全世界所得、非居住者・外国法人の場合には国内源泉所得。

我が国課税権の範囲 ↓	所得源泉地	
	日本	外国
居住者・内国法人：全世界所得課税（①＋②）	①国内源泉所得	②国外源泉所得
非居住者・外国法人：国内源泉所得のみ課税（③）	③国内源泉所得	④国外源泉所得

- 各国の課税権が競合すると、国際的な二重課税が発生することとなるが（上記②、③の領域）、その調整は原則として居住地国が行うこととされている。
- ・ ②に係る課税について、我が国は、外国税額控除制度及び外国子会社配当益金不算入制度により調整している。
 - ・ ③に係る課税について、相手国は、概ね、外国税額控除制度若しくは国外所得免除制度で調整している。
 - ・ 通常、租税条約において、これらの二重課税の調整義務及びその具体的な方法が規定される。

個人納税者の区分と課税所得の範囲

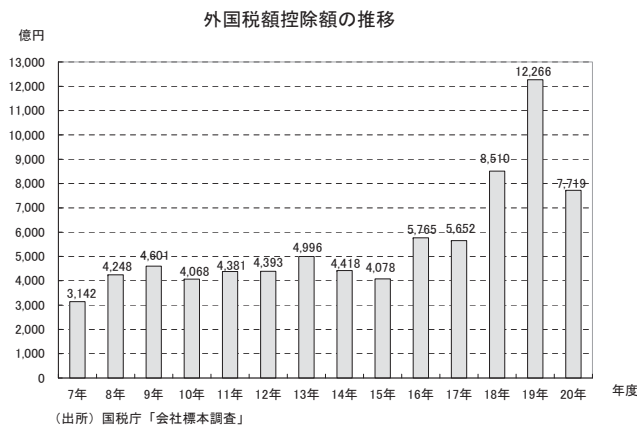
納税者の区分		課税所得の範囲
居住者	○ 国内に住所を有する個人 ○ 現在まで引き続き1年以上住所を有する個人	○ すべての所得（全世界所得）
	○ 日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は住所を有していた期間の合計が5年以下である個人	○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得（国内払い・国内送金分に限る）
非居住者		○ 国内源泉所得のみ

法人納税者の区分と課税所得の範囲

納税者の区分		課税所得の範囲
内 国 法 人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人	全ての所得（全世界所得） ※ただし、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当については、その 95%相当額を益金不算入。
外 国 法 人	内国法人以外の法人	国内源泉所得のみ

外国税額控除制度の概要

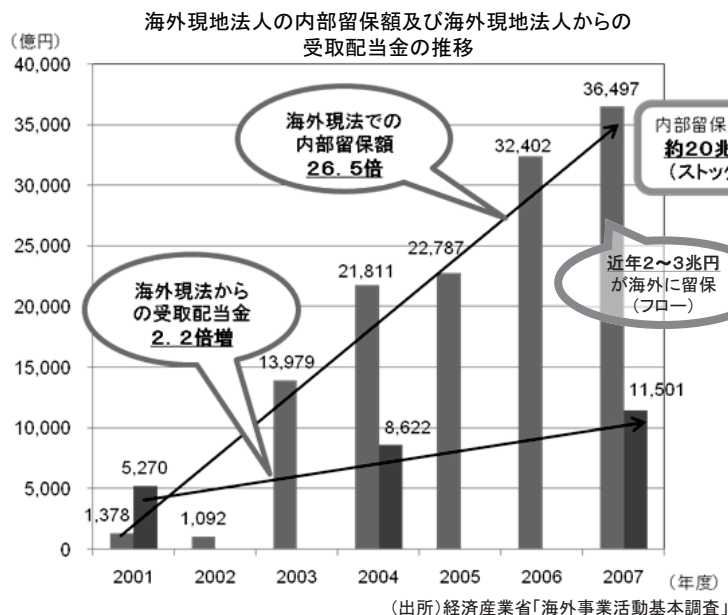
- 居住者・内国法人は全世界所得に課税されるため、国外源泉所得に対して源泉地国で課税される部分は、二重課税が発生することになる。
- 外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除するため、外国で納付した外国税額を、国外所得に対しわが国で納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認める制度。
- 平成 21 年度税制改正において、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について、親会社の益金不算入とする制度を導入。



外国子会社配当益金不算入制度の導入（平成21年度改正）

経済産業省作成資料

- 国際展開する我が国企業の外国子会社が海外市場で獲得する利益について、税制に左右されずに、必要な時期に必要な金額を国内へ戻せるようにするとともに、制度の簡素化による事務負担軽減を図るべく、国際的な二重課税排除の制度を見直し。
- 具体的には、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入。
- 国内に還流する利益が、設備投資・研究開発・雇用等幅広く多様な分野で用いられ、我が国経済の活力向上につながることが期待される。



【具体的制度内容】

○対象となる外国子会社

内国法人の持株割合が25%以上で保有期間が6月以上の外国法人
(持株割合について租税条約により異なる割合が定められている場合は、その持株割合を適用(例: 日米租税条約 10%))

○益金不算入額

外国子会社から受け取る配当額からその5%相当額を、その配当に係る費用として控除
(その配当の95%相当額を益金不算入)

(注1) 配当に対して課される外国源泉税の額は、直接外国税額控除及び損金算入の対象外。

(注2) 平成21年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社から受け取る配当について適用。

国際課税関係の主な平成 22 年度税制改正事項

○ 外国子会社合算税制の見直し

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、我が国企業の国際競争力を維持する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、適用除外基準の見直し、トリガー税率の引下げ、資産性所得に対する合算課税等の見直しを行った。

○ 外国税務当局との情報交換

近時、金融危機を背景に、G20、G8 等の一連の国際会議で税に関する情報交換の重要性が指摘される中、外国税務当局との情報交換を含む租税条約等の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡大するとともに、一層効率的かつ円滑に情報交換を実施していくための国内法の整備を行った。

○ 移転価格税制の見直し

企業の予見可能性の確保、税務執行の透明化・円滑化の観点から、独立企業間価格の算定上考慮すべき事項等や価格算定に必要な文書の範囲の明確化を行った。

○ 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の創設

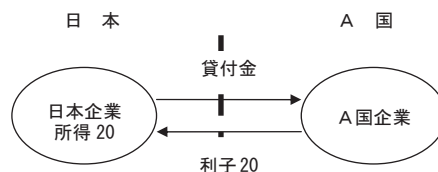
海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度を創設した。

外国子会社合算税制について

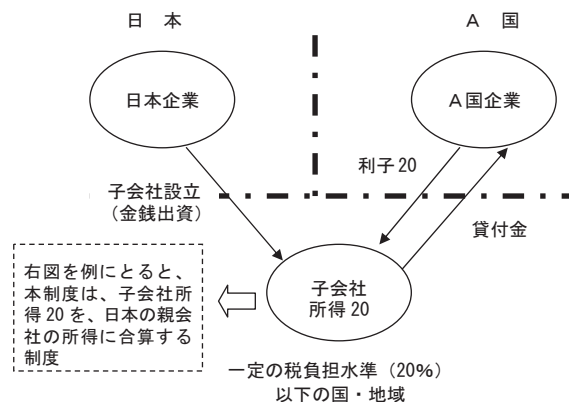
(平成 22 年改正後)

- わが国の内国法人等が、税負担の著しく低い外国子会社等を通じて国際取引を行うことによって、直接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果としてわが国での課税を免れる事態が生じ得る。
- このような租税回避行為に対処するため、一定の税負担の水準（20%）以下の国・地域にある子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（会社単位での合算課税）。
- (注) 外国子会社等が、実体のある事業を行っている等、一定の条件（適用除外基準）を満たす場合には、会社単位での合算課税の対象とならない。
- また、一定の税負担の水準（20%）以下の外国子会社等が得る資産運用的な所得については、適用除外基準を満たす場合でも、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（資産性所得の合算課税）。

〔外国子会社等を利用しない場合〕



〔税負担の著しく低い外国子会社等を利用した場合〕



会社単位での合算課税の適用除外基準

- ①事業基準：主たる事業が株式の保有等でないこと
- ②実体基準：一定の固定施設を有すること
- ③管理支配基準：事業の管理等を自ら行っていること
- ④所在地国基準：主として所在地国で事業を行っていること
- 又は非関連者基準：主として非関連者との間で事業を行っていること

外国子会社合算税制の見直し

- 国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、外国子会社合算税制について、いわゆる「トリガー税率」を「20%以下」に引き下げる等の見直しを行った。
- 同時に、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、一定の資産性所得を新たに合算課税の対象とする等の見直しを行った。

1. トリガー税率の引き下げ

- トリガー税率(※)を、「25%以下」から「20%以下」に引き下げ

※ 外国子会社合算税制は、一定の税負担水準以下の国・地域にある一定の子会社等の所得に相当する額を、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する制度であり、トリガー税率は、その一定の税負担水準を指す。

※ トリガー税率の引き下げにより対象から外れる国としては、法人税率(実効税率)で見た場合、中国、韓国、マレーシア、ベトナム等が挙げられる。(但し、税負担の判定は、各子会社の実際の税負担を基に行われる。)

2. 適用除外基準(※)の見直し

- 企業実体を伴っていると認められる統括会社(事業持株会社・物流統括会社)の所得(下記3.の資産性所得を除く。)について合算対象外となるよう措置

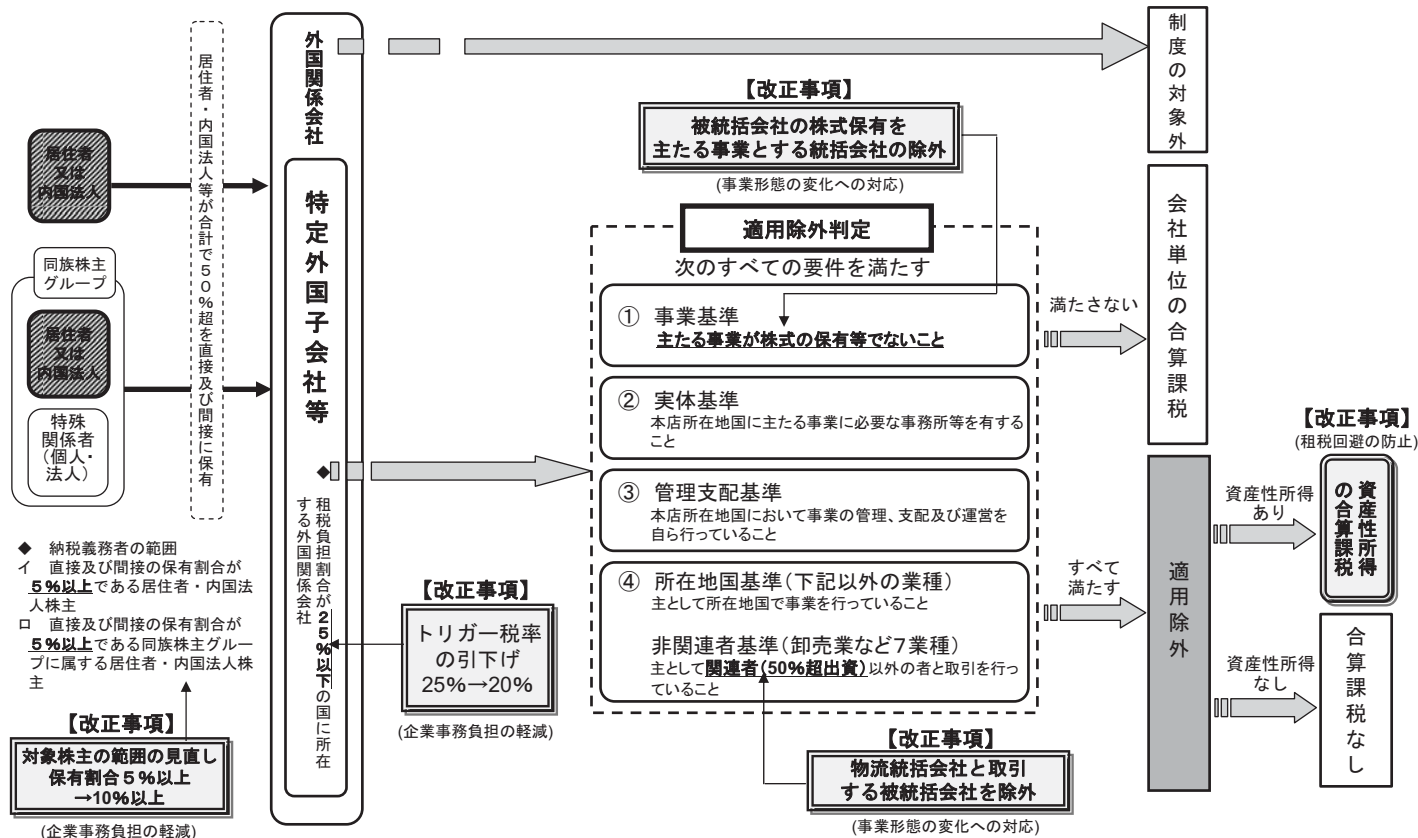
(注) 現行の人件費の10%相当額を控除する措置については、廃止

※ 企業としての実体等があるものと認められる基準(事業基準・実体基準・管理支配基準・所在地国基準又は非関連者基準)

3. 資産性所得に対する課税等

- 資産運用的な所得として外国子会社が受けるポートフォリオ株式・債券の運用による所得、使用料等について親会社の所得とみなし、それを合算して課税

外国子会社合算税制の概要及び主な改正事項



(注) 適用除外判定の①～③を満たす場合は、人件費の10%相当額を合算所得から控除。【改正事項】**廃止**

トリガー税率※の引下げ（25%→20%）

※適用対象となるか否かを
判定するための基準税率

経済産業省作成資料

○2008年以降、中国・韓国等アジア主要4か国が軒並み法人税率を25%以下に引下げ。

これら4か国に進出している子会社数は、全体の3割強を占める（表面税率で算定）。

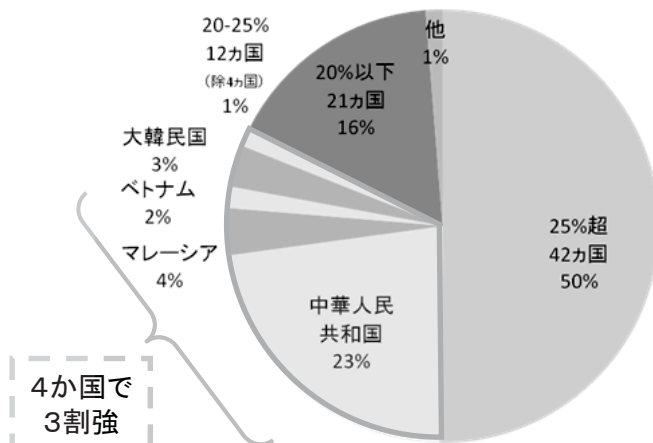
○これに伴い、企業がタックスヘイブン税制に割く事務負担は急上昇。

特に、中国子会社は、申告作業の実に99%が最終的な合算課税に結びついていない状況。

➡ トリガー税率の引下げにより、**外国子会社の3割強が申告不要になり、
税務申告に係る事務負担が大幅に軽減され、我が国企業の国際競争力の維持にも寄与。**

トリガー税率を下回る会社数の急増

（出典）2007年海外事業活動基本調査
（外国子会社約17,000社の内訳）

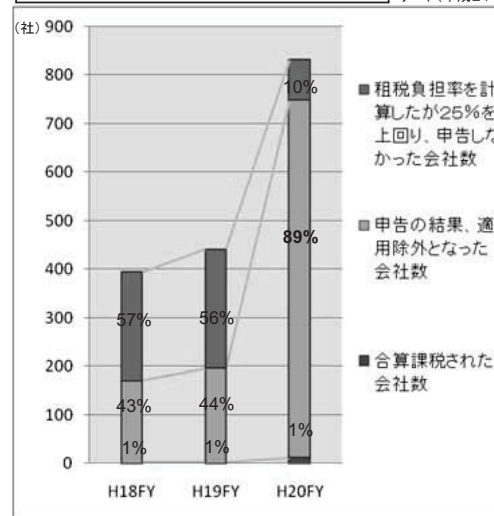


<2008年以降の法人実効税率引下げ状況（アジア諸国）>

中国	33.0%→25.0%（2008年）
マレーシア	27.0%→26.0%（2008年）→25.0%（2009年）
ベトナム	28.0%→25.0%（2009年）
韓国	27.5%→24.2%（2009年）→22.0%（2012年）

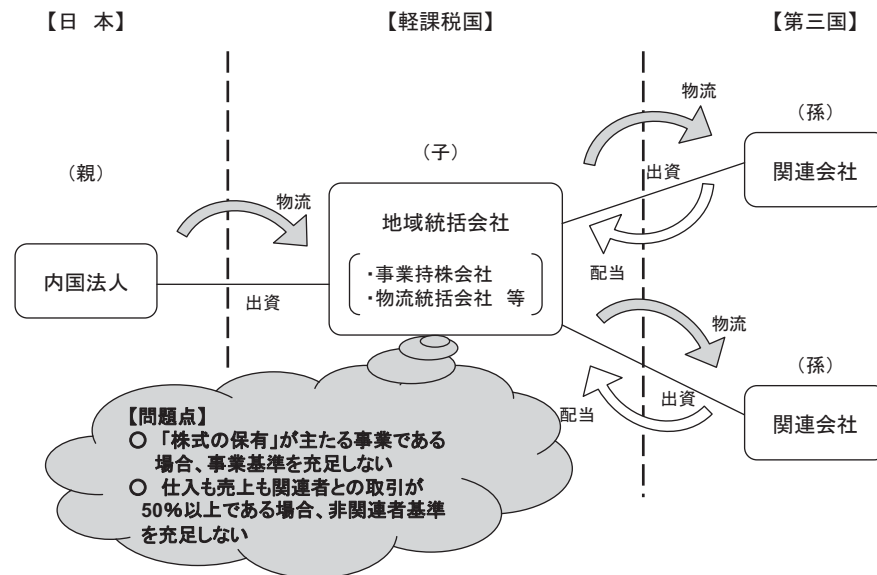
中国子会社の申告にかかる事務負担

（出典）経済産業省アンケート（平成21年8月）



地域統括会社のイメージ(例)

- EU発足をはじめとする地域経済圏の形成が進展する中で、地域ごとの海外拠点を統合する会社（地域統括会社）を活用した事業を展開
- こうした地域統括会社については、現行の外国子会社合算税制の適用除外基準を充足しないことがあることから、当該基準の見直しを行う

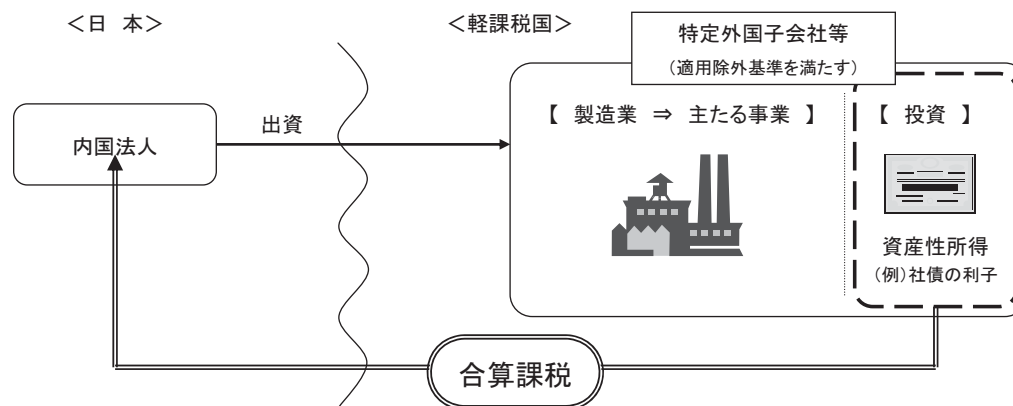


資産性所得に対する合算課税

適用除外基準を満たす特定外国子会社等に資産運用的な所得（資産性所得）を付け替えるような租税回避行為を防止する観点から、そのような特定外国子会社等有する次の所得について、内国法人等の株式等の保有割合に応じて、内国法人等の所得に合算して課税することとする

- 保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における株式等の譲渡に限る。）による所得
- 債券の利子に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における債券の譲渡に限る。）による所得
- 工業所有権及び著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）の提供による所得（特定外国子会社等により開発されたもの等から生じる所得を除く。）
- 船舶又は航空機の貸付けによる所得

（注） 特定外国子会社等の資産性所得の合計額が当該特定外国子会社等の税引前所得の5%以下である場合又は特定外国子会社等の資産性所得に係る収入金額の合計額が1,000万円以下である場合には、本措置は適用しない。



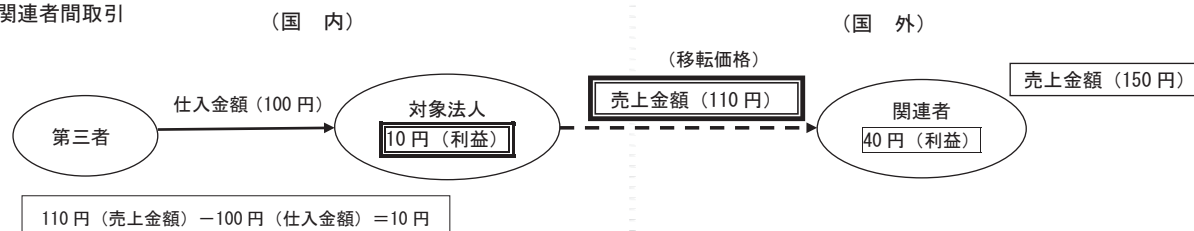
主要国における外国子会社合算税制の概要（未定稿）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度適用の基準	軽課税国にある外国子会社	所得項目ごとに税率格差等により判定	軽課税国にある外国子会社	所得項目ごとに税率格差等により判定	軽課税国にある外国子会社
基準税率 （トリガー税率）	合算対象子会社の税負担が <u>20%</u> 以下 20% (改正前 25%)	合算対象所得につき、合算対象子会社の税負担が、米国最高税率(35%)の90%以下 31.5%	合算対象子会社の税負担が英国での税負担(28%)の4分の3未満 21%	合算対象所得につき、合算対象子会社の所在する軽課税国の税負担が25%未満 25%	合算対象子会社の所在する国の税率が、仏国での税負担(33.333%)の50%未満 16.7%
納税義務者	合算対象子会社の株式を単独又は同族関係者との合計で <u>10%以上</u> (改正前5%以上) 保有する日本人（個人・法人）	合算対象子会社の議決権の直接・間接 10%以上を保有する米国人（個人・法人）	合算対象所得の直接・間接 25%以上の割当てを受けるイギリス法人（個人は対象外）	外国関係子会社株式等の保有割合要件は原則としてなし（個人・法人）	①合算対象子会社の株式を直接・間接 50%以上保有する仏法人 ②合算対象子会社の株式を直接・間接 50%以上保有するグループに属する仏法人（5%以上保有する仏法人に限る）（個人は対象外）
適用除外基準	あり	あり	あり	あり	あり
独立企業としての 実体	実体があれば適用除外。但し、一定の利子・配当等の資産性所得は合算課税	_____	実体があれば適用除外	実体があれば適用除外	実体があれば適用除外
関連者との取引	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	特定の所得について一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	合算対象子会社の特定の所得について一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。

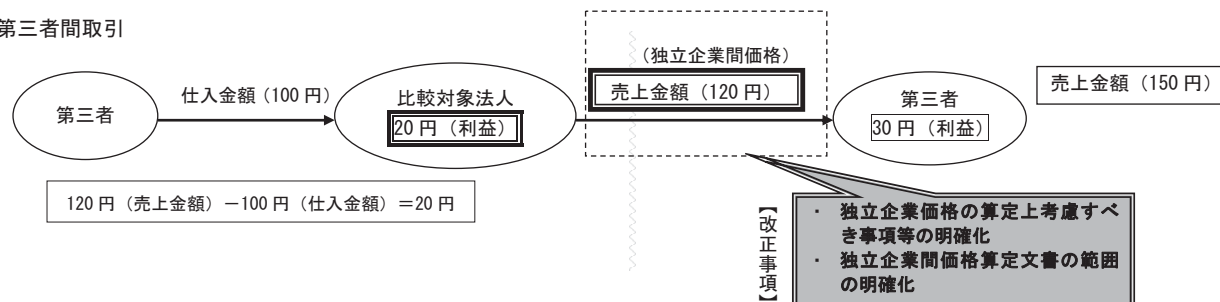
移転価格税制について

- 企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。
- 移転価格税制は、このような所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。移転価格税制の適用により発生する二重課税については、租税条約において、関係国との間で「相互協議」を通じて調整する枠組みが設けられている。

○関連者間取引



○第三者間取引



移転価格税制の見直し

○ 独立企業間価格の算定上考慮すべき事項等の明確化

移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等を運用（事務運営要領等）において明確化。

○ 移転価格税制における価格算定文書の範囲の明確化

移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示が求められている書類について、その範囲を、次の区分に基づき、法令上（省令）明確化。

- ① 国外関連取引の内容を記載した書類
- ② 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類

移転価格税制における価格算定文書の明確化

[平成 22 年度改正]

諸外国では、移転価格に係る文書の具体的な類型や、当該文書を企業が準備していない場合のペナルティ等を法令で定めた文書化制度がある。また、OECDの移転価格ガイドラインでも、文書化について指針が設けられている。

法令で文書化を定めている国の例	アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、トルコ、中国、インド 他
-----------------	---

【改正項目】

わが国の移転価格税制においては、独立企業間価格の算定に必要な文書が、税務調査において納税者から提出されない場合には、独立企業間価格を推定して課税を行う制度が設けられている。

移転価格調査において納税者の協力が得られない場合の上記推定課税規定において提出又は提示を求めている書類の範囲を、次の区分に基づき、法令（省令）で明確にする。

- ① 国外関連取引が独立企業間価格であることを証する書類
- ② 国外関連取引の内容を記載した書類

（参考）OECD移転価格ガイドライン 第5章 文書化 （抄）

- 本章は、（中略）、納税者がその関連者間取引が独立企業原則を満たしていることを示すために最も有用な文書を特定するに当たって納税者に支援を与え、その結果、移転価格問題の解決と、税務調査を円滑ならしめるための指針を、納税者に提供するものである（パラ 5.1）。
- 納税者は、移転価格の算定の基となった情報、考慮の対象となった事実及び選択した移転価格算定方法など独立企業原則に従う努力をしたことを示すと認められる文書を準備し、又はこれらに言及することが要求される（パラ 5.4）。
- 税務上の移転価格算定時に合理的に用いられ又は基礎とされる文書には、税務以外の目的では準備又は入手されないものもあろうが、移転価格が独立企業原則を満たすか否かを合理的に評価するうえで、これらの書類が不可欠であり、かつ、その準備又は入手に当たり、納税者が釣合いがとれないほど高いコストを要しない場合に限り、これらの書類を納税者が準備又は入手することが期待されるべきである（パラ 5.7）。

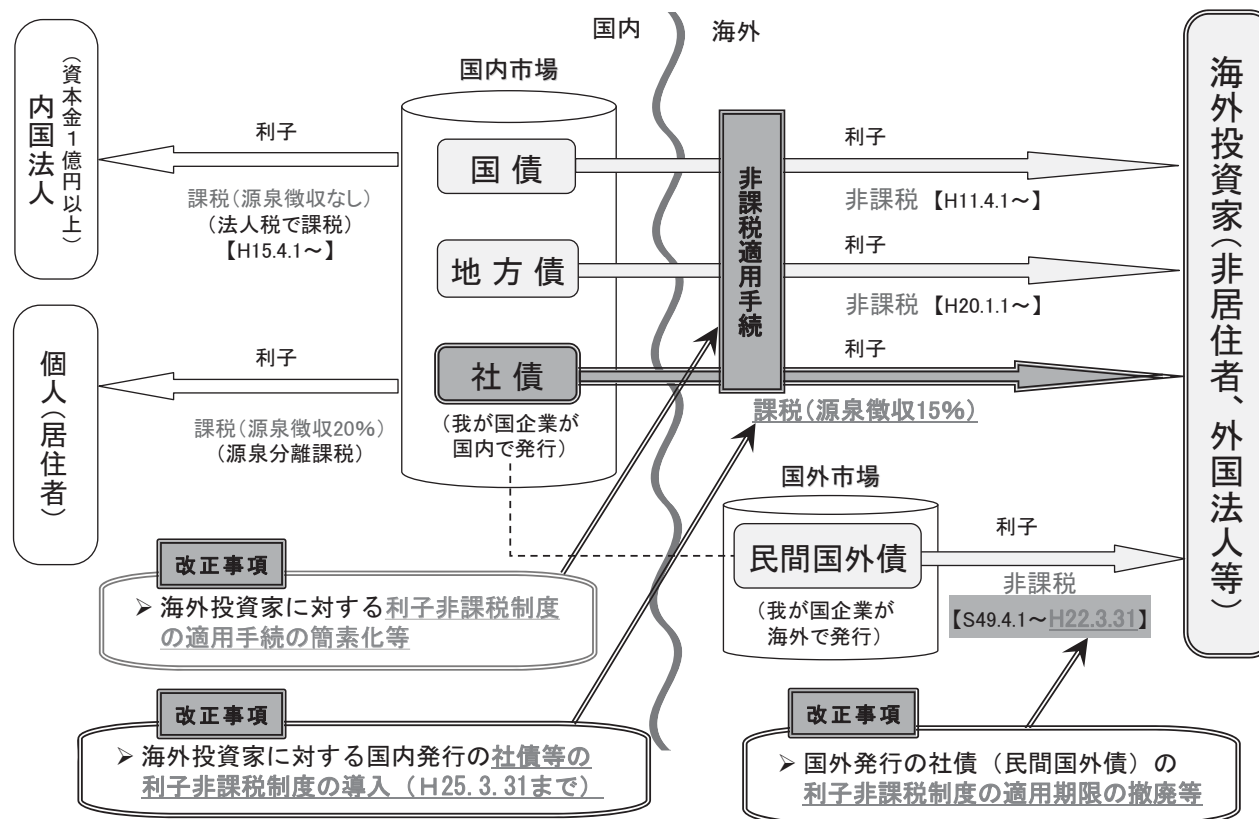
移転価格税制における価格算定文書の範囲

移転価格事務運営指針 2-4	租税特別措置法施行規則第 22 条の 10
(2) 法人が独立企業間価格の算定に使用した書類等	二 独立企業間価格を算定するための書類
イ 法人が採用した比較対象取引の選定過程及び当該比較対象取引の明細を記載した書類	ロ 法人が採用した当該国外関連取引に係る比較対象取引等の選定に係る事項及び当該比較対象取引等の明細を記載した書類
ロ 法人が複数の取引を一の取引として独立企業間価格の算定を行った場合、その基となった個別の取引の内容を記載した書類等	ニ 法人が複数の国外関連取引を一の取引として独立企業間価格の算定を行った場合のその理由及び各取引の内容を記載した書類
ハ 法人がその独立企業間価格の算定方法を採用した理由を記載した書類その他法人が独立企業間価格の算定に際して作成した書類等	イ 法人が選定した法第 66 条の 4 第 2 項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロからホまでに掲げるものを除く。） ハ 法人が施行令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号に掲げる方法を選定した場合における同号に規定する当該法人及び当該法人に係る国外関連者に帰属するものとして計算した金額を算出するための書類
ニ 比較対象取引について差異調整を行った場合、その調整方法及びその理由を記載した書類等	ホ 比較対象取引等について差異調整等を行った場合のその理由及び当該差異調整等の方法を記載した書類
(3) 国外関連取引の内容を記載した書類等	一 国外関連取引の内容を記載した書類
イ 契約書又は契約内容を記載した書類等	ニ 当該国外関連取引に係る契約書又は契約の内容を記載した書類
ロ 価格の設定方法及び法人と国外関連者との価格交渉の内容を記載した書類等	ホ 国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該国外関連者に支払う対価の額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類
ハ 国外関連取引に係る法人又は国外関連者の事業戦略の内容を記載した書類等	チ 法人及び当該法人に係る国外関連者の事業の方針を記載した書類
ニ 国外関連取引に係る法人及び国外関連者の損益状況を記載した書類等	ヘ 法人及び当該法人に係る国外関連者の当該国外関連取引に係る損益の明細を記載した書類
ホ 国外関連取引について法人及び国外関連者が果たした機能又は負担したリスクを記載した書類等	ロ 当該国外関連取引において法人及び当該法人に係る国外関連者が果たす機能並びに負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外関連取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）に係る事項を記載した書類
ヘ 国外関連取引を行う際に法人又は国外関連者が使用した無形資産の内容を記載した書類等	ハ 法人又は当該法人に係る国外関連者が当該国外関連取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類
ト 国外関連取引に係る棚卸資産等に関する市場について行われた分析等に係る書類等	ト 当該国外関連取引に係る資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引について行われた市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類
チ 国外関連取引に係る棚卸資産等の内容を記載した書類等	イ 当該国外関連取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類
リ 国外関連取引と密接に関連する他の取引の有無及びその内容を記載した書類等	リ 当該国外関連取引と密接に関連する他の取引の有無及びその内容を記載した書類

主要国における移転価格税制に係る文書化制度の概要（未定稿）

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
移転価格の文書化規定の有無	法令上の規定あり (注) 移転価格文書の作成・保存義務規定はないが、罰則の適用を回避する手段として規定される	法令上の規定あり (注) 一般的な文書の作成・保存義務規定に移転価格文書が含まれている	法令上の規定あり (注) 移転価格文書の作成・保存義務規定が2003年より導入	法令上の規定あり (注) 移転価格文書の作成義務規定が2010年より導入
文書化の期限(同時文書化)	一定のものについては同時文書化が求められる(会計年度末から9ヶ月以内)	一定のものについては同時文書化が求められる(会計年度末から12ヶ月以内)	例外的な取引については同時文書化が求められる(会計年度末から6ヶ月以内)	なし
提出期限	提出要求から30日以内	特に規定なし(歳入関税庁は個々の事例によって典型的に45~90日の期限を設けている)	原則は提出要求から60日以内。ただし、例外的な取引の場合は提出要求から30日以内	帳簿調査の開始日
文書化の効果	罰則の免除	罰則の減免 立証責任の転換	罰則の免除 不利な推計課税の回避 立証責任の転換	罰則の免除 不利な推計課税の回避 立証責任の転換
文書化に対する罰則等の有無	○ 文書化そのものへの罰則なし <移転価格調査に係る場合> ① 増差所得金額が500万ドル以上又は収入金額の10%以上、価格が200%以上に増額又は50%以下に減額された場合 → 加算税率20% ② 増差所得金額が2,000万ドル以上又は収入金額の20%以上、価格が400%以上に増額又は25%以下に減額された場合 → 加算税率40%	○ 文書化義務・保存義務違反への罰則 3,000ポンド(上限)の罰則金 ※保存義務6年	○ 文書化義務違反への罰則 増差所得金額の5~10%(最低5,000ユーロ)の罰則金 ○ 提出遅滞への罰則 調査年分ごとに、提出期限経過後1日毎に最低100ユーロ(上限100万ユーロ)の罰則金 <文書化に不備がある場合> ・ 推計課税の発動 ・ 納税者に不利なレンジの採用	○ 文書化そのものへの罰則なし ○ 提出遅延への罰則 調査年分ごとに定額で1万ユーロの罰則金(重大な違反の場合、増差所得金額の5%を限度に罰則金の上乗せ)
文書化の言語	英語	英語	ドイツ語	フランス語

非居住者・外国法人に対する公社債の利子に係る課税の概要



非居住者・外国法人が受ける振替債等の利子等の非課税制度の改正

1. 振替債の利子等の非課税制度

(1) 非課税対象となる振替債の範囲の拡大

振替国債及び振替地方債に加えて、振替社債等の利子等(平成 25 年 3 月 31 日までに発行されたものに限る。)を非課税とする制度を創設した。

(2) 非課税対象となる者の範囲の見直し

① 適格外国証券投資信託の要件を緩和した。

② 振替社債等については、発行者と特殊の関係(持株割合 50%超)のある者が受ける利子等は対象外。

(3) 非課税対象となる所得の範囲の拡大

利子に加えて、償還差益(償還価額と取得価額との差額)を非課税とした。

(4) 非課税適用手続等の簡素化

① 適格外国仲介業者の承認手続を、振替債等の発行者ごとから、振替機関ごととした。

② 非課税適用申告書の提出を、振替債等の発行者ごとから、適格外国仲介業者等ごとの提出とした。

③ 非課税のための口座を設定している場合に、非居住者等による所有期間明細書の提出、適格外国仲介業者による非居住者等ごとの取引履歴の報告を不要とする等の特例措置を講じた。

2. 割引債の償還差益の非課税制度

割引債のうち特定短期公社債について、償還差益(償還価額と取得価額との差額)を非課税とした。

ただし、発行者と特殊の関係(持株割合 50%超)のある者が受ける利子等は対象外。

3. 民間国外債の利子及び発行差金の非課税制度

(1) 適用期限を撤廃した。

(2) 発行者と特殊の関係(持株割合 50%超)のある者が受ける利子等は対象外とした。

(3) 指定民間国外債制度(いわゆるスイス特例)について、2年間の経過措置を講じた上、廃止した。

情報交換についての国内法整備

- 近時、金融危機を背景に、G8・G20サミット等の一連の国際会議において、税に関する当局間の情報交換の重要性が確認され、各国において情報交換の実施のための租税条約等を積極的に締結する動きが加速化。
- こうした国際的な流れを受け、わが国としても、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、より効率的かつ円滑に情報交換を実施していくため、外国への情報提供の根拠規定（国内法）を整備。

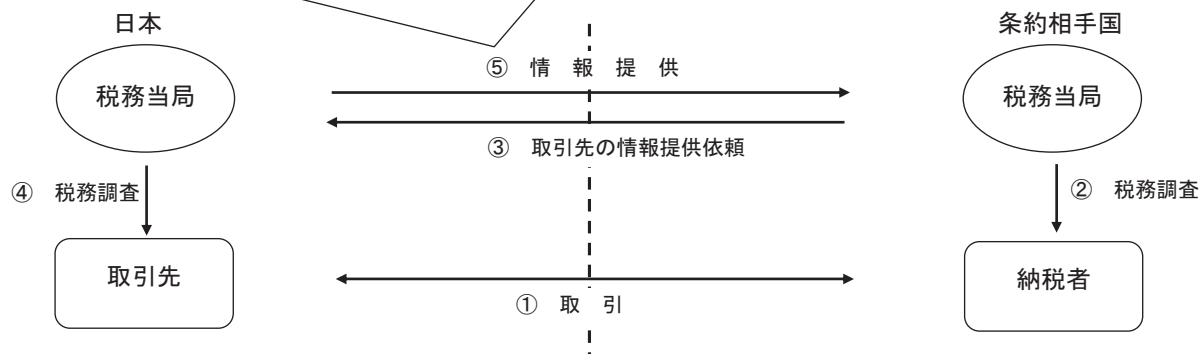
<イメージ>

【改正事項】

租税条約（行政取極を含む）に定めるところにより、相手国の税務当局に対し、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定を創設

⇒ これにより、

- ① 行政当局間の合意（取極）による迅速な情報交換ネットワークの拡充を確保
- ② 相手国への情報提供と守秘義務の関係を明確化



平成22年度税制改正大綱(抄)

平成 21 年 12 月 22 日
閣 議 決 定

第3章 各主要課題の改革の方向性

4. 国際課税

(1) 現状と課題

近年、経済取引のグローバル化の進展に伴い、外国関係会社との取引関係の操作や税負担の少ない国（いわゆるタックス・ヘイブンなど）を利用した租税回避行為のリスクが高まっています。また、グローバル化が進む中、国境を超える取引が恒常的に行われるとともに、その取引も法人その他の多様な事業体の利用により複雑化していますが、実際に課税・徴収を確保するには、情報の把握の困難性や外国の主権により執行上の制約を受けるなど、税務執行も困難化しています。

一方で、税務執行に係るルールを一層明確化し、経済取引の実態により即したものとすることが、納税者側に過大な負担をかけず、正常な企業活動を阻害しないために重要です。

このため、制度・運用の両面において租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、企業活動活性化のため税務執行に係るルールを明確化・適正化する必要があります。

(2) 改革の方向性

移転価格税制については、平成 22 年度税制改正において必要な改正を行う予定です。今後、OECDにおける移転価格ガイドライン見直しの議論の動向などを踏まえつつ、関連者の判定基準における実質的な判断や独立企業間価格の算定方式における「幅（レンジ）」の概念のあり方などについて検討を行うとともに、独立企業間価格の算定方式の適用優先順位の柔軟化や比較対象取引の候補となりうる取引が複数存在する場合等の選定のあり方の更なる明確化、シークレットコンパブル（類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報）のあり方、執行体制の充実などによる事前確認の一層の迅速化など、必要な方策を検討します。

また、適切な課税・徴収の確保の観点から、クロスボーダーで活動を行う者の適切な課税の確保や、国外資産等に係る情報の的確な把握についても、具体的な方策について検討する必要があります。

さらに、租税条約については、今後とも我が国経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、我が国の経済構造及び国内法制、国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、そのネットワークの迅速な拡充に努めます。

(3) 国際連帯税

国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対策の一つとして、国際連帯税に注目が集まっています。金融危機対策の財源確保や投機の抑制を目的として、国際金融取引等に課税する手法、途上国の開発支援の財源確保などのために、国境を超える輸送に課税する手法など、様々な手法が議論されています。すでにフランスやチリ、韓国などが航空券連帯税を導入するなど、国際的な広がりを見せています。我が国でも、地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます。

OECD移転価格ガイドラインの見直しについて

- OECD移転価格ガイドラインとは、納税者と税務当局との双方に向けられた移転価格税制に関する国際的な指針（1979年にOECD租税委員会で策定され、その後も継続的に議論・改訂）
（参考）日米租税条約等に関する交換公文では、両締約国の税務当局は、移転価格課税事案においてOECD移転価格ガイドラインを相互に遵守することが合意されている。
- OECDは2009年9月、ガイドラインの見直し案が公表され、パブリックコメントを経て、2010年7月に改訂（OECD理事会で承認）

見直しの概要（主なもの）

1. 独立企業間価格の算定方法の優先順位の見直し
独立企業間価格を算定するための各種の方法については、現在、その適用上の優先順位が設けられているが、原則としてすべての方法が対等とされた。
→ 個々の事案において最適な方法を選択することとなる。
2. 比較対象取引の選定に関する指針の充実
移転価格税制で実務上重要な論点となる「税務調査の対象取引の比較対象となる独立企業間の取引の選定」に関して、幅広く新たな指針が設けられた。
→ 内部比較対象取引の一般的優先、比較対象とする際の業態等による差異の調整、等が明記

OECD 移転価格ガイドラインの主な改訂点

独立企業間価格の算定方法の適用優先順位の見直し

- 利益法（取引単位営業利益法と利益分割法）は伝統的な算定方法（基本三法）が適用できない場合にラストリゾートとして用いるとの考え方（基本三法の優先）を廃止（事案の状況に応じた最も適切な算定方法を選択）することとした。さらに選択プロセスにおける考慮すべき点として、イ 各方法の長短所、ロ 取引の性質、機能分析を踏まえた方法の適切さ、ハ 情報の入手可能性、ニ 比較可能性の程度の4つを新たに挙げた。[パラ 2. 2]
- それに併せて、
 - ① 取引単位営業利益法について、検証対象法人の付加価値のベースとして、（費用や売上よりも）資産（又は資本）が適切な指標となる場合がある、とした。また、事案に応じて他の指標も適切となる場合がある、とした。さらに、ベリ－比（営業費用の対売上総利益比）を用いることが有用である場合がある、とした。[パラ 2. 87, 97-102]
 - ② 利益分割のファクターとして、資産（又は資本）及び原価を主要なものとして例示することとした。ただし、その他のファクター（限界売上高、人員等）も適切となる場合がある、とした。[パラ 2. 132-140]

比較可能性分析

- 比較対象取引の選定に関する詳細な指針（内部比較対象取引の一般的優先、比較対象とする際の業態等による差異の調整等）が示された。[3. 24-3. 54, 3. 36-3. 79]
- 財務指標（原価へのマークアップ、粗利益又は営業利益指標）の検証は、機能分析がより複雑でない方の者を対象になされることが多い、とした。[パラ 3. 18]
- 最も適切な方法を選択して適用するには、検証対象取引とこれに関係するすべての国外関連者の機能、資産及びリスクの比較可能性の要素に関する情報が必要である、とした。また、特に、片側を検証する方法の場合、片側の利益水準指標等の検証しか必要としないが、特に非検証対象の機能分析に関する情報も、最も適切な方法を選択するためには必要である、とした。[パラ 3. 20]
- 片側検証の方法が一旦選択され、検証対象が国内の納税者である場合には、一般に、税務当局は、国外関連者の財務データを追加的に求める理由はない、とした。[パラ 3. 22]

レンジ

- 比較可能性がより低い取引は、独立企業間レンジから除外されるべきである、とした。[パラ 3. 56] [←1. 45 第5文]
- 比較可能性がより低い取引を除外してなお数値のレンジが得られ、調整されない比較可能性の欠陥が残る場合には、レンジを狭める中央傾向（四分位等）を考慮した統計的手法が分析の信頼性の向上に資するかもしれない、とした。[パラ 3. 57]
- 取引条件が独立企業間レンジから外れている場合の調整について、レンジが比較的同等の高い信頼性から成るものの、比較可能性の欠陥が残る場合には、中央傾向（平均値等）の利用が適切かもしれない、とした。[パラ 3. 62 第2文] [←1. 48 後ろから第2文]

事業再編

- 企業グループ内における機能・資産・リスクの再配分そのものを税制の対象となる取引（dealings）として観念した。[パラ 9. 1]

（参考）無形資産に関する移転価格税制の側面については、2010 年秋以降、OECD で議論される予定。

恒久的施設（PE）の帰属所得に関する検討

➤ 経緯

モデル租税条約では恒久的施設（PE）を独立企業であるかのように擬制することによってPEに帰属する所得を計算することとされている。しかし、OECDでは、各国の課税の実務において、恒久的施設（PE）に帰属する所得の算定方法に相違が生じており、この相違に伴い、二重課税が生じている場合があるとして、PE帰属所得の計算の考え方について統一ルールの検討をしてきた。

2008年7月、検討の成果として「恒久的施設への帰属利益の算定に関する報告書」がOECD理事会において承認され、この報告書で採用されたPE帰属所得の計算の考え方は、2010年7月、OECDモデル租税条約に反映された。

➤ 報告書で採用されたPE帰属所得の計算の考え方（AOA）

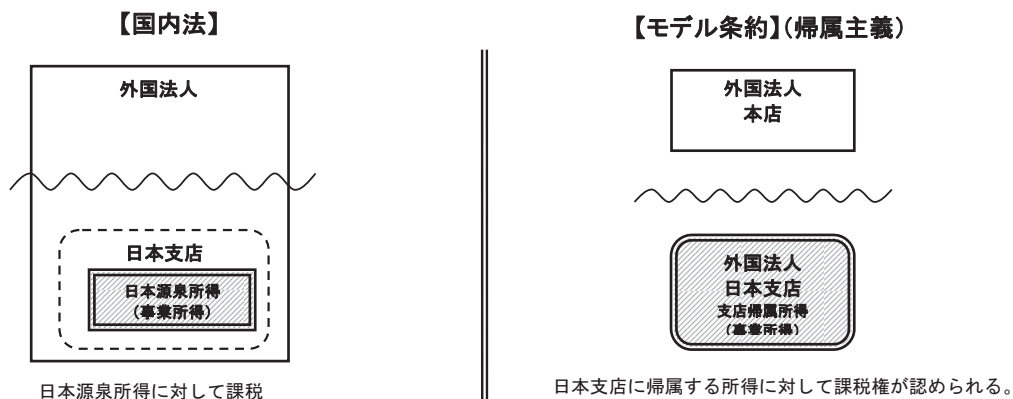
独立企業としての擬制をより厳格に行うこととして、PE帰属所得の計算を行うこととされる。つまり、①PEの機能・事実分析に基づいて、資産の経済的所有権、リスクや資本を帰属させ、同一企業内の内部取引を認識し、②その内部取引が独立企業間価格で行われるものとして、計算される所得が、PE帰属所得であるとされる（AOA (Authorised OECD Approach)）。

➤ 報告書のOECDモデル租税条約への反映の経緯

報告書の考え方（AOA）は、以下の二段階でOECDモデル条約に反映された。

- ① 現行のOECDモデル条約の規定と整合する範囲内でコメントリーを改定（2008年改定）
- ② 同報告書の内容を完全に実施するため、OECDモデル条約の規定及び関連するコメントリーを改定（2010年改定）

外国法人の事業所得課税の考え方



基本的な考え方の違い

	国内法	モデル条約（帰属主義）
支店の捉え方	・ 外国法人全体のうちの一部	・ 1 個の独立した課税主体と擬制
課税上の支店の機能	・ 外国法人に対する課税の根拠（PE なければ課税なし）	・ 外国法人に対する課税の根拠（PE なければ課税なし） ・ 課税所得の範囲の決定要因（支店帰属所得）
課税の範囲についての考え方	・ 外国法人の所得（全世界所得）のうち日本で得た所得（国内源泉所得）について課税 ・ 「どこで」所得を稼いだかに着目（所得の地理的帰属に着目）	・ 外国法人の日本支店が得た所得（支店帰属所得）に対して課税 ・ 「誰が」所得を稼いだかに着目（所得の人的帰属に着目）

租税回避を巡る国際的な議論の動向

- ・ 近時、G8・G20の首脳・財務大臣プロセスで、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れを国際社会において問題視。
 - ・ そうした中で、タックスヘイブン対策として税の情報交換ネットワーク強化等につき国際的に議論。
- 2008 年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れが国際社会において問題視されるに至り、昨年4月のG20 サミットを契機に、国際基準に則り当局間で納税者情報(銀行機密情報も含む)の交換を行うことを各国が約する動きが加速。
- (注) 情報交換に関する国際基準のポイントは以下のとおり。
- ・ 金融機関が所有する情報を交換する(銀行機密の否定)
 - ・ 自国の課税利益がなくても情報を入手し交換する
- こうした流れを受け、昨年9月に開催されたOECDの会議(「グローバル・フォーラム」、94 の国・地域が参加(8月 19 日現在))において、今後参加各国の情報交換の国内法制・執行の検証(ピア・レビュー)を行うことにつき合意。
- 本年3月から本格的なピア・レビュー作業を開始し、2014 年前半を目途に作業を完了する予定。
- 我が国は、グローバル・フォーラムの下部機関で、ピア・レビューの具体的作業を行う「ピア・レビュー・グループ」の共同副議長として参画・貢献してきているところ。

タックスヘイブンのどこが問題か

- 国際的な資金の流れ(financial flow)、実際の投資の流れの歪みの助長
- 税体系の原則と公平性を毀損
- 全ての納税者の公正性への信認を毀損
- 税と公的支出の望ましい水準について再構築の必要性
- 足が早くないタックスベース(勤労所得、財産、消費)への税負担の望ましくないシフト
- 税当局と納税者に対する、執行コスト及びコンプライアンス負担の増加

(1998年OECD有害税制に関する報告書)

タックスヘイブン判定基準の変遷

(1998年有害税制報告書及び2001年OECD報告書の相違点)

【1998年基準】

以下の1に該当し、且つ2～4のいずれかに該当する場合にタックスヘイブンと判定

1. 金融・サービス等の活動から生じる所得に対して無税若しくは名目的課税
2. 実効的情報交換の欠如
3. 税制の透明性の欠如
4. 誘致される金融・サービス等の活動について実質的な活動が行われることが要求されていない

【2001年基準】

2. 実効的情報交換の欠如
3. 税制の透明性の欠如

2005年OECDモデル租税条約第26条

税に関する透明性及び情報交換にかかるOECD基準は、2005年に改定されたOECDモデル租税条約26条に表れている。同条のポイントは以下の通り。

- 両締約国は、この条約の適用に関係し、又は国内法令の実施・執行に関係すると予想される情報を交換する。(パラ1)
- 情報交換により受領した情報は、秘密として取扱い、租税の賦課徴収等に関与する者又は当局に対してのみ開示することができる。(パラ2)
- 国内法令等に抵触する措置をとること、国内法令等に基づいて入手することができない情報を提供すること等の義務を課するものではない。(パラ3)
- 情報提供の要請を受けた場合には、自国の租税に関し必要のないものである場合においても、要請された情報を入手するために、その情報収集のための措置をとる。(パラ4)
- パラ3の規定は、要請された情報が、銀行その他の金融機関により所有されている等の理由でのみ、当該情報を提供しないことができると解してはならない。(パラ5)

G20 ロンドン・サミット首脳宣言（抄） （2009 年 4 月 2 日）

タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。

（首脳宣言付属文書）金融システムの強化に関する宣言（抄）

財政及び国際基準を、非協力的な国・地域によるリスクから守ることは必要不可欠である。我々は、全ての国・地域に対して、健全性、租税、マネーロンダリング及びテロ資金対策の各分野における国際基準を厳守するよう求める。この目的のため、我々は、適切な機関に対して、FSAP プロセスを含む既存のプロセスに基づき、客観的なピア・レビューを実施し強化することを求める。

我々は、2004 年の G20 において支持され、国連モデル租税条約に反映されている情報交換に関する国際基準を、各国が採用することを求める。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。我々は、数多くの国・地域による新たなコミットメントを歓迎し、速やかに実施を進めることを奨励する。

我々は、税に関する透明性についての国際基準を満たさない国・地域に対して合意された行動をとる準備ができている。この目的のために、我々は、以下のような各国が検討すべき効果的な対抗措置の項目表を策定することに合意した。

- ・ 納税者及び金融機関に対する非協力的な国・地域に関係する取引報告の開示義務の強化。
- ・ 幅広い種類の支払いに対する源泉徴収。
- ・ 非協力的な国・地域に居住する受取者に対する支払いの経費控除の否認。
- ・ 租税条約に関する政策の見直し。
- ・ 国際機関及び地域開発金融機関に対する同機関による投資政策の見直しの要請。
- ・ 二国間の援助プログラムの作成に際し、税に関する透明性及び情報交換の原則を一層重視。

我々はまた、こうした国・地域との金融関係に関連する更なる選択肢について検討することに合意した。

我々は、2009 年末までに、途上国にとって新たな協力的な税環境の利益を確保することをより容易にするための提案を策定することにコミットしている。

G20 ピッツバーグ・サミット首脳宣言（抄）
(2009 年 9 月 24-25 日)

国際金融規制体制の強化

15. 非協力的な国・地域（N C J s）と闘うという我々のコミットメントは、目覚しい成果を上げた。我々は、タックス・ヘイブン、資金洗浄、汚職、テロ資金供与及び健全性基準への対応に関するモメンタムを維持することにコミットしている。我々は、途上国の参加も含め、透明性及び情報交換に関するグローバルフォーラムの拡大を歓迎し、ピア・レビューの効果的なプログラム遂行への合意を歓迎する。このフォーラムの取組の主たる焦点は、税の透明性と情報交換を改善することによって、各国がそれぞれの課税ベースを守るために税法を完全に執行できるようにすることである。また、我々は 2010 年 3 月からタックス・ヘイブンに対する対抗措置を使用する用意をする。我々は、資金洗浄とテロ資金供与に対する闘いにおける、金融活動作業部会（F A T F）の取組による進展を歓迎し、F A T F に対し、リスクの高い国・地域のリストを 2010 年 2 月までに公表することを求める。我々は、F S B に対し、2009 年 11 月に、国際協力と情報交換に関し、N C J s への対処の進捗を報告し、2010 年 2 月までにピア・レビューの手続を開始することを求める。

G20 財務大臣会合コミュニケ（抄）

（2010 年 4 月 23 日 於：ワシントンDC）

4. 一層一体化しつつある金融規制改革の問題の性質を認識し、我々は改革のアジェンダをロンドンとピッツバーグで首脳達により合意された予定に従って十分に実施することへの強いコミットメントを再確認した。良好な進展がなされており、モメンタムを維持するために、我々は：
- （中略）
- ・ 単一の質の高い国際的な会計基準の実現、報酬慣行に関する国際的基準の実施の重要性を強調し、FSBの報告を歓迎した。また、必要に応じ、全ての標準化されたOTCデリバティブの中央清算及び取引所又は電子取引基盤を通じた取引並びに全てのOTCデリバティブ取引の取引情報蓄積機関への報告に関する基準策定の完了、ヘッジ・ファンド、信用格付会社に対する着実で調和の取れた監督の重要性を強調した。我々は、資金洗浄やテロ資金供与に対する闘いにおける、とりわけ戦略上の欠陥を有する国・地域についての声明を本年2月に発出した点での、金融活動作業部会（FATF）の前進を歓迎した。我々はまた、税の透明性及び情報交換についてのグローバル・フォーラムによる報告、相互評価プロセスの立ち上げ及び全ての国に開かれた情報交換のための多国間メカニズムの進展を歓迎した。我々はFSBによる、全ての国・地域における健全性に関する情報交換と協力の基準の遵守に関する評価プロセスの立ち上げを歓迎した。

OECD 事務総長から G20 財務大臣会合（4 月 22－23 日於ワシントン）に宛てた OECD 事務局報告書のポイント

1. 背景

- 昨年 7 月のラクイラ G8 サミット・コミュニケ及び 11 月のセントアンドリュース G20 財務大臣会合コミュニケ等において、OECD 事務局は、以下の 4 点について G20 財務大臣会合に報告するよう求められていたところ。
 - ① グローバル・フォーラムのピア・レビュー作業の進捗状況
 - ② 情報交換協定の交渉プロセス加速に向けた多国間アプローチの検討
 - ③ 開発途上国がいかにグローバル・フォーラムの取組から恩恵を受けるか
 - ④ 対抗措置に関する検討

2. 報告書のポイント

（1）グローバル・フォーラムのピア・レビュー作業

- 90 カ国以上の国・地域のグローバル・フォーラムへの参加を確認。また、2010 年 3 月よりピア・レビュー作業が開始され、40 以上のピア・レビュー報告書が 2010 年内に完成する予定。

（2）欧州評議会・OECD 税務行政執行共助条約の改訂

- 1988 年に成立した欧州評議会・OECD 税務行政執行共助条約（多国間条約）については、今般の改正（2010 年 5 月 27 日に署名開放予定）によって、①情報交換に関する OECD 基準を満たすようにアップデートがなされ、②欧州評議会や OECD 加盟国以外にも、途上国などに参加の途が開かれることとなる。（我が国としては、徴収共助等国内法の整備状況を勘案しつつ参加を検討。）

（3）より透明性の高い税環境を利用するための途上国の体制整備

- OECD において開発援助委員会（DAC）と租税委員会（CFA）が途上国の税務行政の体制整備に関する共同会合を開催し、税と開発に関するタスクフォースを設立。

（4）対抗措置

- 各国が導入している対抗措置の類型として、①国内税法による措置、②租税条約に関する措置、③その他の措置、と整理。多くの国・地域が情報交換協定の締結に向けた交渉を開始しており、かかる交渉プロセスが完了するまで時間的猶予を与えるのが妥当であろう。対抗措置の使用については、こうしたことにも配慮すべき。

G20 トロント・サミット首脳宣言（抄）

2010 年 6 月 26 日－27 日

金融セクター改革

22. 第四の柱は、透明性のある国際的な評価及びピア・レビューである。我々は、IMF及び世界銀行の金融セクター評価（FSAP）に対する我々のコミットメントを強固にするとともに、FSBを通じて実施されている強固で透明性のあるピア・レビューを支援することを誓約した。我々は、タックス・ヘイブン、資金洗浄及びテロ資金供与との闘い、並びに健全性基準の遵守に関し、包括的、整合的かつ透明性のある評価に基づき、非協力的な国・地域に対処している。

別添Ⅱ：金融セクター改革

その他の国際基準及び非協力的な国・地域

38. 我々は、税目的の透明性及び情報交換についてのグローバル・フォーラムの作業を完全に支持し、相互審査プロセスの進ちよくとすべての関係国に開かれた情報交換のための多国間の仕組みの開発を歓迎した。我々の2009年4月のロンドンでの会合以降、署名された税情報の協定数は500近く増加した。我々は、グローバル・フォーラムに対し、有効な情報交換を達成するために必要な法的枠組みへの対処において各国が行った進ちよくについて、2011年11月までに首脳に報告するよう奨励する。我々はまた、失われた財産の回収プログラム（StAR）における進ちよくを歓迎し、腐敗による収益の回収に向けた進ちよくを監視する努力を支持する。我々はタックス・ヘイブンに対する対抗措置を使用する用意をする。

A PROGRESS REPORT ON THE JURISDICTIONS SURVEYED BY THE OECD GLOBAL FORUM IN IMPLEMENTING THE INTERNATIONALLY AGREED TAX STANDARD

Progress made as at 2nd April 2009 (latest version of report: www.oecd.org/tax/progressreport)

Jurisdictions that have substantially implemented the internationally agreed tax standard			
Argentina	Germany	Korea	Seychelles
Australia	Greece	Malta	Slovak Republic
Barbados	Guernsey	Mauritius	South Africa
Canada	Hungary	Mexico	Spain
China ¹	Ireland	Netherlands	Sweden
Cyprus	Isle of Man	New Zealand	Turkey
Czech Republic	Italy	Norway	United Arab Emirates
Denmark	Japan	Poland	United Kingdom
Finland	Jersey	Portugal	United States
France		Russian Federation	US Virgin Islands

Jurisdictions that have committed to the internationally agreed tax standard, but have not yet substantially implemented

Jurisdiction	Year of Commitment	Number of Agreements	Jurisdiction	Year of Commitment	Number of Agreements
Tax Havens ³					
Andorra	2009	(0)	Marshall Islands	2007	(1)
Anguilla	2002	(0)	Monaco	2009	(1)
Antigua and Barbuda	2002	(7)	Montserrat	2002	(0)
Aruba	2002	(4)	Nauru	2003	(0)
Bahamas	2002	(1)	Neth. Antilles	2000	(7)
Bahrain	2001	(6)	Niue	2002	(0)
Belize	2002	(0)	Panama	2002	(0)
Bermuda	2000	(0)	St Kitts and Nevis	2002	(0)
British Virgin Islands	2002	(3)	Nevis		
Cayman Islands ⁴	2000	(8)	St Lucia	2002	(0)
Cook Islands	2002	(0)	St Vincent & the Grenadines	2002	(0)
Dominica	2002	(1)	Samoa	2002	(0)
Gibraltar	2002	(1)	San Marino	2000	(0)
Grenada	2002	(1)	Turks and Caicos Islands	2002	(0)
Liberia	2007	(0)	Vanuatu	2003	(0)
Liechtenstein	2009	(1)			
Other Financial Centres					
Austria ⁵	2009	(0)	Guatemala	2009	(0)
Belgium ⁵	2009	(1)	Luxembourg ⁵	2009	(0)
Brunei	2009	(5)	Singapore	2009	(0)
Chile	2009	(0)	Switzerland ⁶	2009	(0)

Jurisdictions that have not committed to the internationally agreed tax standard			
Jurisdiction	Number of Agreements	Jurisdiction	Number of Agreements
Costa Rica	(0)	Philippines	(0)
Malaysia (Labuan)	(0)	Uruguay	(0)

¹ The internationally agreed tax standard, which was developed by the OECD in co-operation with non-OECD countries and which was endorsed by G20 Finance Ministers at their Berlin Meeting in 2004 and by the UN Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters at its October 2008 Meeting, requires exchange of information on request in all tax matters for the administration and enforcement of domestic tax law without regard to a domestic tax interest requirement or bank secrecy for tax purposes. It also provides for extensive safeguards to protect the confidentiality of the information exchanged.

² Excluding the Special Administrative Regions, which have committed to implement the internationally agreed tax standard.

³ These jurisdictions were identified in 2000 as meeting the tax haven criteria as described in the 1998 OECD report.

⁴ The Cayman Islands has enacted legislation that allows it to exchange information unilaterally and has identified 12 countries with which it is prepared to do so. This legislation is being reviewed by the OECD.

⁵ Austria, Belgium, Luxembourg and Switzerland withdrew their reservations to Article 26 of the OECD Model Tax Convention. Belgium has already written to 48 countries to propose the conclusion of protocols to update Article 26 of their existing treaties. Austria, Luxembourg and Switzerland announced that they have started to write to their treaty partners to indicate that they are now willing to enter into renegotiations of their treaties to include the new Article 26.

A PROGRESS REPORT ON THE JURISDICTIONS SURVEYED BY THE OECD GLOBAL FORUM IN IMPLEMENTING THE INTERNATIONALLY AGREED TAX STANDARD

Progress made as at 3rd September, 2010 (Original Progress Report 2nd April 2009)

Jurisdictions that have substantially implemented the internationally agreed tax standard			
Andorra	Czech Republic	Japan	St Vincent and the Grenadines
Anguilla	Denmark	Jersey	Samoa
Antigua and Barbuda	Dominica	Korea	San Marino
Argentina	Estonia	Liechtenstein	Seychelles
Aruba	Finland	Luxembourg	Singapore
Australia	France	Malaysia	Slovak Republic
Austria	Germany	Malta	Slovenia
The Bahamas	Gibraltar	Mauritius	South Africa
Bahrain	Greece	Mexico	Spain
Barbados	Grenada	Monaco	Sweden
Belgium	Guernsey	Netherlands	Switzerland
Bermuda	Hungary	Netherlands Antilles	Turkey
Brazil	Iceland	New Zealand	Turks and Caicos Islands
British Virgin Islands	India	Norway	United Arab Emirates
Brunei	Indonesia	Poland	United Kingdom
Canada	Ireland	Portugal	United States
Cayman Islands	Isle of Man	Russian Federation	US Virgin Islands
Chile ²	Israel	St Kitts and Nevis	
China ³	Italy	St Lucia	
Cyprus			

Jurisdictions that have committed to the internationally agreed tax standard, but have not yet substantially implemented

Jurisdiction	Year of Commitment	Number of Agreements	Jurisdiction	Year of Commitment	Number of Agreements
Tax Havens ³					
Belize	2002	(4)	Nauru	2003	(0)
Cook Islands	2002	(11)	Niue	2002	(0)
Liberia	2007	(1)	Panama	2002	(2)
Marshall Islands	2007	(4)	Vanuatu	2003	(3)
Montserrat	2002	(3)			
Other Financial Centres					
Costa Rica	2009	(1)	Philippines	2009	(0)
Guatemala	2009	(0)	Uruguay	2009	(5)

Jurisdictions that have not committed to the internationally agreed tax standard			
Jurisdiction	Number of Agreements	Jurisdiction	Number of Agreements
All jurisdictions surveyed by the Global Forum have now committed to the internationally agreed tax standard			

¹ The internationally agreed tax standard, which was developed by the OECD in co-operation with non-OECD countries and which was endorsed by G20 Finance Ministers at their Berlin Meeting in 2004 and by the UN Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters at its October 2008 Meeting, requires exchange of information on request in all tax matters for the administration and enforcement of domestic tax law without regard to a domestic tax interest requirement or bank secrecy for tax purposes. It also provides for extensive safeguards to protect the confidentiality of the information exchanged.

² Excluding the Special Administrative Regions, which have committed to implement the internationally agreed tax standard.

³ These jurisdictions were identified in 2000 as meeting the tax haven criteria as described in the 1998 OECD report.

主要国の租税回避防止に関する措置の概要(未定稿)

	損金算入の制限等	二重課税排除制度の濫用防止等	報告義務の強化	罰則の強化等
米(予算教書) (2009年5月)	- 海外投資に係る費用の損金算入制限 - QI(適格仲介業者)以外を利用する外国人投資家が受ける利子等の源泉徴収の強化 (租税条約等の適用を認めず30%の源徴)	- 外国税額控除制度の濫用の防止 (租税回避スキーム等への対応) - 企業による現行法の抜け穴を利用した租税回避の防止 (一定の外国子会社を税制上法人とする)	QI(適格仲介業者)を含む金融機関及び個人投資家への報告義務強化	- 国際課税に係る賦課権除斥期間延長(3年→6年) - 国際課税に係る行政罰の強化 (過少申告加算税の税率:20%→40%)
(雇用対策法)	- 海外対象無記名社債に係る支払利子の損金算入を否認 - 海外金融機関が支払を取り扱う米国源泉所得に係る租税条約等の軽減税率の適用手続の強化 (本則30%の源泉徴収を回避するためには、海外金融機関は米国人口座に関する情報提供に同意する必要がある。)	株式を原資産としたトータルリターンズスワップ契約(配当相当物)を配当の支払とみなし、30%の源泉徴収 (トータルリターンズスワップとは、株式を原資産とした場合には、実際に株式を購入することなく、同等の経済的利益を実現することが可能なデリバティブ契約。)	- 総額5万ドル以上の海外資産保有者への海外口座情報報告の義務付け - 外国信託(委託者信託)の実質的所有者に対する情報提供義務の強化 - 外国投資会社(PFIC)の株主に対する情報報告義務の強化 - 外国法人等の取得・組成への助言者への情報報告の義務付け	- 海外金融資産に係る賦課権の除斥期間の延長(3年→6年) - 海外金融資産に係る過少申告の罰金引上げ (過少申告加算税の税率:20%→40%) - 外国信託関連報告義務違反への罰金最低額の設定(1万ドル)
英(2008年度財政法)	企業グループ間の支払利子の損金算入制限	- 外国税額控除制度の濫用の防止 (租税回避スキーム等への対応) - 所得分類の差異を利用した租税回避行為の防止	- 金融機関による海外口座保有者に係る情報提供 - 納税義務違反者への報告義務強化 - 租税回避スキーム開示制度の拡充及び報告違反に対する罰則強化 - 無申告海外口座の時限的自主開示制度の導入	悪質な納税義務違反者の公表
(2010年度ハンジハム3月)	—	—	—	悪質な納税義務違反者に対する罰則の強化 (英国と自動的情報交換を行わない国に所得を意図的に隠匿する納税者に対して、税額の200%の罰則を課す。)

	損金算入の制限等	二重課税排除制度の濫用防止等	報告義務の強化	罰則の強化等
独(国際租税回避対策法)	- 必要経費の損金不算入 (OECD 基準に準拠した情報交換規定のない国の企業との取引が、一定条件の下で対象) - 国内法又は租税条約に基づく源泉税の減免措置の不適用 (減免の適用を受ける外国法人の株主が OECD 基準に準拠した情報交換規定のない国の居住者の場合、一定の条件の下で対象)	- 配当所得に係る分離課税の不適用 (OECD 基準に準拠した情報交換規定のない国において取引を行う者が一定の条件の下で対象) - 受取配当益金不算入制度及びキャピタルゲイン非課税規定の不適用 (OECD 基準に準拠した情報交換規定のない国の企業から受ける配当等が一定の条件の下で対象)	- 納税者の協力義務の拡充 (OECD 基準に準拠した情報交換規定のない国の金融機関と取引がある者に対し、当該取引に係る金融機関への情報請求権を税務当局に与えること等を義務づけ(銀行機密の解除)) - 申告に係る証憑類の保存義務拡充	- 保存義務を怠った場合の申告漏れ所得の推計課税 - 税務調査対象者の拡大 (自営業者以外の高額所得者を追加)
仏(08年修正予算法)	—	—	- タックスヘイブンに存在する無申告資産の時限的自主開示制度の導入 - 金融機関口座・生命保険契約に関する申告義務違反者への行政罰の増額	除斥期間の延長(3年→10年) (外国子会社合算税制の合算対象となる所得が、フランスと銀行機密の情報交換規定のある条約締結国以外に存在する場合等)
仏(09年修正予算法)	- 非協力国(グレーリスト・ブラックリスト)への支払に対する源泉徴収の強化 (非協力国所在の個人・法人へ支払われる利子、配当等につき、50%の源泉課税) - 非協力国への支払利子等の損金不算入 (軽課税国に加え、非協力国所在の個人・法人へ支払われる利子、ロイヤリティ等の費用控除の否認)	非協力国に所在する子会社に関して資本参加免税の適用除外	- 非協力国に所在する子会社に関して、外国子会社合算課税における立証責任の転換 - 移転価格についての資料提出義務(非協力国所在の企業との取引については提出義務を拡大)	—

(参考) 米：予算教書 (09/5/4 追加公表) 英：2009 年度財政法 (09/7/21 成立) 独：国際租税回避対策法 (09/7/24 成立) 仏：2008 年修正予算法改正 (08/12/30 成立) 雇用対策法 (10/3/18 成立) 2010 年度バジェット (10/3/24 公表) 2009 年修正予算法改正 (09/12/30 成立)

欧州評議会・OECD 税務行政執行共助条約について

- 欧州評議会・OECD 税務行政執行共助条約とは、①情報交換、②徴収共助、③文書送達共助に関する税務行政執行共助のための多国間条約（1988 年に成立）。
- OECD加盟国及び欧州評議会加盟国のみが参加可能。
（参考）改訂により、参加国の拡大が見込まれている（欧州評議会加盟国、OECD 加盟国以外にも、締約国の同意を条件として、参加の途を開く。）。
- 税務行政執行共助条約の情報交換規定は、情報交換に関する国際基準（①銀行機密の否定、②自国に課税の利益がなくても情報を収集し提供する）を満たさないものとなっていたが、当該基準に沿うよう改訂された（2010 年 5 月 27 日に署名開放され、旧条約参加国のうち 11 カ国に加えて、韓国、メキシコ、ポルトガル及びスロベニアが新条約に参加）。
- 参加国（2010 年 5 月末現在。下線を付した国は新条約に未参加。枠付きは新条約から参加。）
 - ・ OECD加盟国：ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スペイン、スウェーデン、イギリス、アメリカ、韓国、メキシコ、ポルトガル（18 カ国）。
 - ・ 欧州評議会加盟国（OECD 非加盟国）：アゼルバイジャン、ウクライナ、スロベニア（3 カ国）。

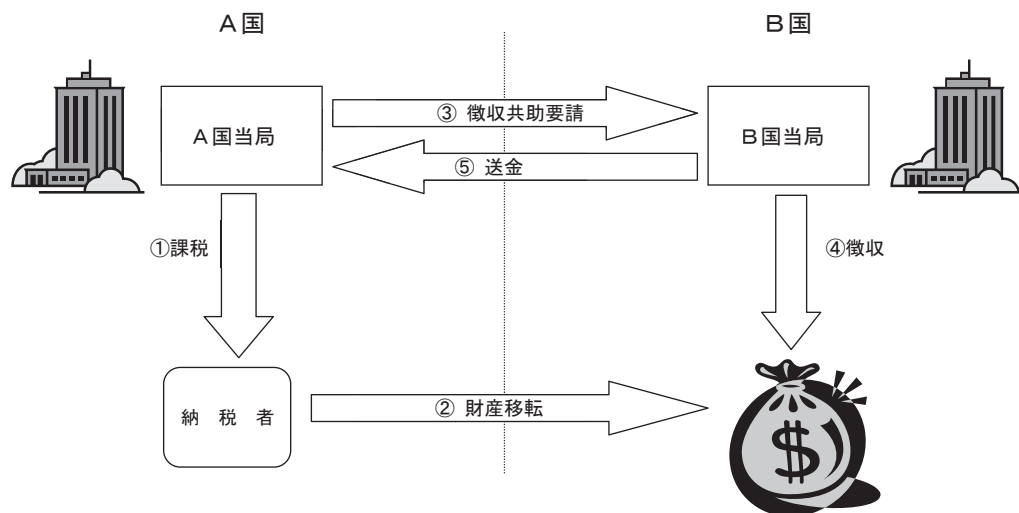
徴収共助（イメージ）

徴収共助とは、相互主義の下、ある国の税務当局が、他国の税務当局からの要請に基づき、当該他国の租税債権を当該他国のために、当該他国の納税者又は納税者の財産から徴収することをいう。

徴収共助は、租税債権の徴収において存する執行地という制約を取り払い、各国の課税当局が協同して条約相手国の租税債権を徴収していこうとする枠組み（注）である。

経済活動の国際化の進展に伴い、国境を越えた脱税、租税回避等が問題となっており、租税債権の徴収についても、国際的な協力を行うことの必要性が国際的にも認識されてきている。

（注）具体的な条約の枠組みとしては、1988年に成立した欧州評議会・OECD税務行政執行共助条約等が存在。また、OECDのモデル条約にも徴収共助の規定が盛り込まれている（2003年）。



租税条約の概要

租税条約は、二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応等を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国・非加盟国を問わず、租税条約を締結する際のひな型となっている。加盟国である我が国も、これに沿った規定を採用している。

【OECDモデル租税条約の主な内容】

○ 二重課税の調整

- ・ 源泉地国（所得が生ずる国）の課税できる所得の範囲の確定
 - － 事業所得は、支店等の活動により得た所得のみに課税
 - － 投資所得（配当、利子、使用料）は、税率の上限を設定
- ・ 発生した二重課税の排除方法
 - － 外国税額控除等

○ 脱税及び租税回避への対応

- ・ 税務当局間の納税者情報（銀行機密を含む）の交換

○ その他

- ・ 紛争解決（税務当局間の相互協議（その仲裁制度を含む））、租税に関する徴収共助、無差別待遇

投資交流の促進

国際的な投資交流や技術利用をより一層促進する観点から、投資所得に対する源泉地国の課税を大幅に軽減した日米租税条約（平成 16 年発効）を、OECD モデルをさらに進化させた我が国モデルとし、租税条約交渉を積極的に推進している。

	配当		利子	使用料
	親子間	一般		
OECD モデル条約	5 %	15 %	10 %	免税
日米条約	免税又は 5 %	10 %	10 % 免税（金融機関等）	免税
日ブルネイ条約 （平成 21 年発効）	5 %	10 %	10 %	10 %

※ OECD（租税委員会）では、各国の租税条約が準拠すべき租税条約のモデルを策定するとともに、タックスヘイブン等を利用した国際的な租税回避への対応等についても先導的な役割を果たしている。

日本の対外直接投資

租税条約締結国への対外直接投資が、直接投資全体の約 9 割を占めている。
（平成 21 年末）

①アメリカ	31%	⑥イギリス	4%	⑪ドイツ	2%	⑯台湾	1%
②オランダ	10%	⑦シンガポール	3%	⑫ベルギー	2%	⑰カナダ	1%
③ケイマン諸島	9%	⑧タイ	3%	⑬香港	2%	⑱インド	1%
④中国	7%	⑨ブラジル	3%	⑭韓国	2%	⑲フィリピン	1%
⑤オーストラリア	4%	⑩フランス	2%	⑮インドネシア	1%	⑳マレーシア	1%

（注 1） 日本銀行「国際収支統計」より作成。

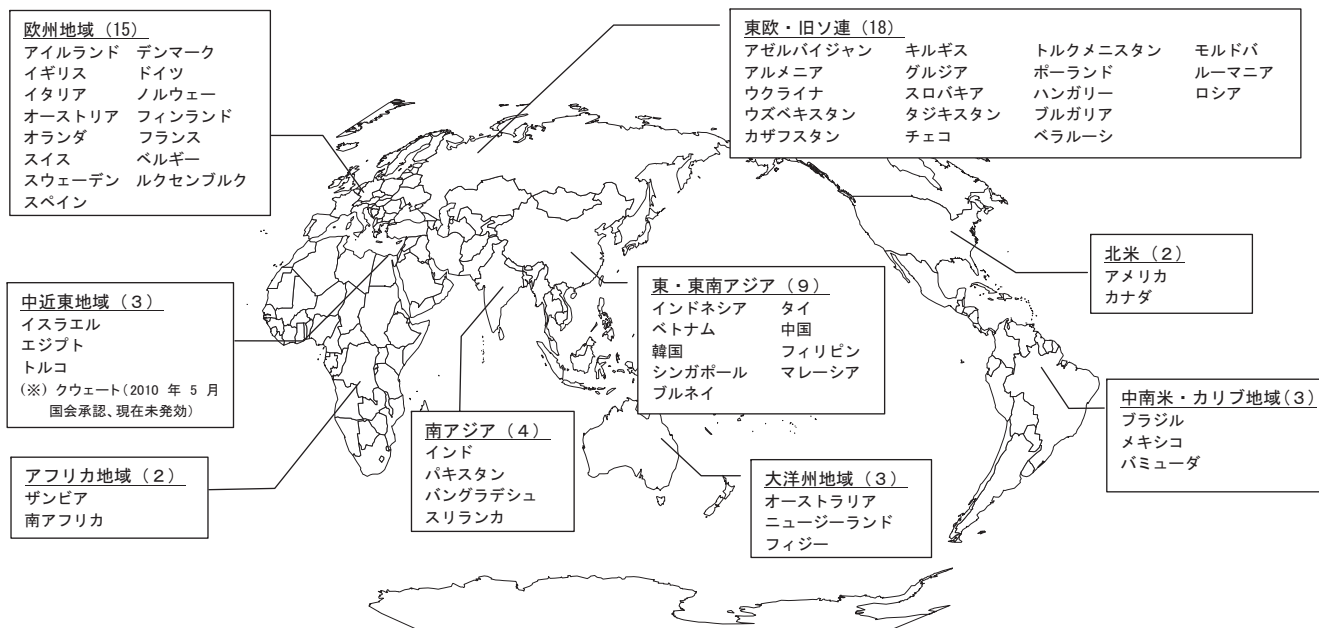
（注 2） 割合は、我が国の直接投資（資産）残高に占める各国の割合。網かけは、我が国と租税条約を締結している国を示す。

我が国の租税条約ネットワーク

《48 条約、59 カ国・地域適用／平成 22 年 8 月末現在》

(注) 旧ソ連等との条約が継承されているため、48 条約に対し、59 カ国・地域適用となっている。

○ 租税条約の主な目的・・・二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応、投資・経済交流の促進



(参考) 基本的な租税条約交渉の流れ(外務省主管)

条約交渉開始 → 基本合意 → 署名 → 国会承認(外務委員会で審査) → 公文の交換 → 発効・公布

※署名、国会提出、公文の交換及び公布に当たっては、外務省の閣議請議により閣議決定を行う。

租税条約交渉の現状

(平成 22 年 8 月末現在)

《日米租税条約以後の経緯・現状》

◇ 発効

- ・ 平成 16 年 3 月 日米租税条約
- ・ 平成 18 年 6 月 日インド租税条約
- ・ 平成 18 年 10 月 日英租税条約
- ・ 平成 19 年 12 月 日仏租税条約
- ・ 平成 20 年 11 月 日パキスタン租税条約
- ・ 平成 20 年 12 月 日オーストラリア租税条約
- ・ 平成 20 年 12 月 日フィリピン租税条約
- ・ 平成 21 年 12 月 日ブルネイ租税協定
- ・ 平成 21 年 12 月 日カザフスタン租税条約
- ・ 平成 22 年 7 月 日シンガポール租税協定
- ・ 平成 22 年 8 月 日バミューダ租税協定

◇ 基本合意

- ・ 平成 21 年 6 月 日サウジアラビア租税条約
- ・ 平成 22 年 3 月 日香港租税協定
- ・ 平成 22 年 5 月 日ケイマン租税協定

◇ 現在の正式交渉国

- ・ アラブ首長国連邦

◇ 署名・未発効

- ・ 平成 22 年 1 月 日ルクセンブルク租税条約
- ・ 平成 22 年 1 月 日ベルギー租税条約
- ・ 平成 22 年 2 月 日マレーシア租税協定
- ・ 平成 22 年 2 月 日クウェート租税条約
- ・ 平成 22 年 5 月 日スイス租税条約
- ・ 平成 22 年 8 月 日オランダ租税条約

報 道 発 表

平成 22 年 8 月 25 日
財 務 省

オランダ王国との新租税条約が署名されました

本日、日本国政府とオランダ王国政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約」の署名が東京で行われました。

新条約は、1970 年に締結された現行条約（1992 年に一部改正）の内容を全面的に改めるものであり、投資先の国における投資所得（配当、利子及び使用料）に対する課税をこれまで以上に軽減又は免除するとともに、租税回避行為の防止のための規定を設けています。また、両国間で生じた課税に関する問題を、税務当局間でより円滑かつ確実に解決することができるよう、税務当局間の協議に係る仲裁手続を導入しています。これらにより、租税回避行為を防止しつつ、両国間の投資・経済交流を一層促進することが期待されます。

1. 署名に至る経緯

両国政府は 2004 年 6 月に正式交渉を開始し、2009 年 12 月に新条約案につき基本合意に達しました（12 月 18 日公表）。その後、詳細な条文の確定作業を経て、本日の署名に至りました。

2. 今後の手続

新条約は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要）を経た後、その国内手続の完了を通知する外交上の公文の交換の日の翌日から 30 日目の日に効力を生じ、以下のように適用されることとなります。

- （1）源泉徴収される租税に関しては、効力を生ずる年の翌年の 1 月 1 日以後に租税を課される額
- （2）源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、効力を生ずる年の翌年の 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の所得
- （3）その他の租税に関しては、効力を生ずる年の翌年の 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の租税

【参考】

- ・ 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約」等については下記を御参照ください。
→<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy220825ne.htm>
- ・ 新条約のポイントについては、別紙を御覧ください。

問い合わせ先：主税局参事官室
03 - 3581 - 4111 内線 2460、2452

[別紙]

オランダ王国との新租税条約のポイント

1. 投資先の国における投資所得に対する課税の軽減又は免除
投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、投資先の国における課税を軽減又は免除しています。

	配当	利子	使用料
現行条約	5 % (持株 25%以上) 1 5 % (その他)	免税 (政府等) 1 0 % (その他)	1 0 %
新条約	免税 (持株 50%以上) 5 % (持株 10%以上) 1 0 % (その他)	免税 (政府、銀行等) 1 0 % (その他)	免税

2. 租税回避行為の防止のための規定の導入
投資所得について、投資先の国における課税を免除する範囲が大幅に拡大したことに伴い、条約の特典の濫用による租税回避行為のおそれが増大することから、これを防止するため、以下のような規定を設けています。
- (1) 特典の制限に関する規定
条約の特典を受けることができる者を一定の要件を満たす者に限定しています。
- (2) 条約の特典の濫用のための取引と認められる取引に関する規定
投資所得に関して、取引の形態に照らしてその取引が条約の特典の濫用と認められる場合には、条約の特典を認めないこととしています。
3. 税務当局間の協議に係る仲裁手続の導入
納税者は、これまでと同様、条約の規定に従っていない課税を受けたと考える場合には、これを解決するための税務当局間の協議（相互協議）を要請することができます。新条約では、この協議の一環として、2年以内に税務当局間では解決できなかった事項について、納税者は仲裁への付託を要請できるとする規定を新たに設けています。
4. その他
上記のほか以下のような規定を設けています。
- (1) 両国間で課税上の取扱いが異なる団体に關する規定
(2) 移転価格課税の処分の期間制限（課税年度終了時から7年）に関する規定
(3) 匿名組合契約に係る所得に対する課税の取扱いに関する規定

相互協議に係る仲裁制度 [イメージ図]

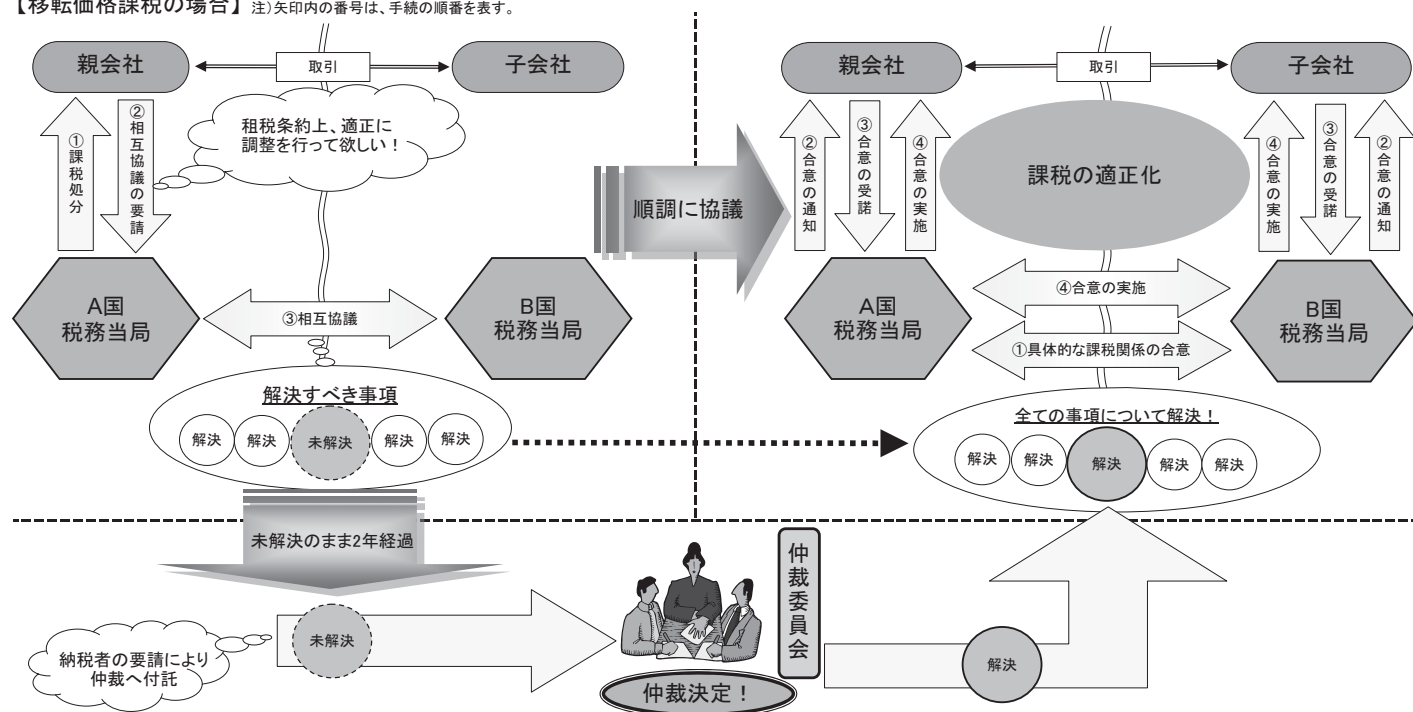
【制度の目的】

- 紛争解決の円滑化・実効性の向上:
二国間で生じた租税条約上の課税問題の解決のために行う税務当局間の協議(相互協議)が長期化等した場合に、納税者にとって負担となりうる。
→ 相互協議に係る仲裁制度を導入することにより、相互協議の円滑化・実効性の向上が期待できる。

【背景】

- 2008年、租税条約の国際標準である「OECDモデル租税条約」において、相互協議に係る仲裁制度を採用
- 産業界からの導入要望 ※ 海外進出企業469社中、377社(80.4%)が相互協議に係る仲裁制度は必要と回答(平成21年9月経済産業省アンケート)

【移転価格課税の場合】 注) 矢印内の番号は、手続の順番を表す。



租税条約ネットワークの拡充

- 租税条約は、企業等が利益を稼得した国（源泉地国）とその所在地国（居住地国）で同一の利益に課税されることで生じる二重の税負担（二重課税）の回避、税務当局間での納税者情報の交換等のための重要な経済インフラ。
- 我が国の対外直接投資のうち、既に租税条約を締結している国に対するものが約9割を占めていること等を踏まえれば、新規条約の締結によるネットワークの更なる拡大だけでなく、経済関係が深化した国々との間の既存の租税条約を改正し、その内容を充実していくことが重要。

※ 一般的に、新興市場国は、投資所得に対する限度税率の引下げ、相互協議に係る仲裁制度の導入等には消極的であることに留意。

租税条約ネットワークの拡充により、グローバルな経済活動を更に円滑化する環境を整備し、健全な投資・経済交流を促進

＜租税条約の内容の充実＞

【限度税率の引下げ】

投資所得（配当・利子・使用料）に対する税率の上限（限度税率）を引き下げる

【仲裁制度の導入】

税務当局間の相互協議に係る仲裁制度を導入する

【情報交換】

税務当局間で銀行機密を含む納税者情報の交換を可能にする

等

＜グローバルな経済活動の環境整備＞

利益の源泉地国での税負担の減少

- ⇒ 国外の利益を国内に還流しやすくなる
- ⇒ 資金の流れの円滑化に資する

相互協議の円滑化・実効性の向上

- ⇒ 相互協議の長期化等を防ぐことができる
- ⇒ 二重課税の確実な解消が期待できる

脱税及び租税回避行為の防止

- ⇒ 適正・公平な課税を確保できる
- ⇒ 資金の流れの透明化に資する

等

＜期待される効果＞

健全な投資・経済交流の促進

- ⇒ 海外での事業展開がしやすくなる
- ⇒ 海外からの投資を呼び込みやすくなる

我が国経済の
パイの拡大